

全国児童福祉主管課長会議

別冊資料

【家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】

平成31年3月1日（金）

子ども家庭局

(別冊資料 目次)

【家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】

(資料1)「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」の一部改正 新旧対照表(案)	1
(資料2)里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について(案)	13
(資料3)「養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について」の一部改正新旧 対照表(案)	19
(資料4)「乳児院等多機能化推進事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案)	31
(資料5)児童養護施設等体制強化事業の実施について(案)	36
(資料6)「社会的養護自立支援事業等の実施について」の一部改正新旧対照表(案)	38
(資料7)「就学者自立支援生活援助事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案)	48
(資料8)児童養護施設等におけるICT化等推進事業について(案)	53
(資料9)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令.....	57
(資料10)「子育て短期支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案)	60
(資料11)「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」の一部改正 新旧対照表(案)	61
(資料12)「平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費(未婚の児童扶養手当受給者 に対する臨時・特別給付金給付事業費分)の国庫補助について」(案)	67
(資料13)「平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費(未婚の児童扶養手当受給者 に対する臨時・特別給付金給付事務費分)の国庫補助について」(案)	83
(資料14)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領(案)	112
(資料15)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金実施要綱例(案)	113
(資料16)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係るQ&A	121
(資料17)「婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について」の一部改正 について	131

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>（1）児童虐待防止対策等支援事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～コ （略）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（削除）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">サ <u>平成※年※月※日子発※※第※号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（削除）</u></p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>（1）児童虐待防止対策等支援事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～コ （略）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>サ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 44 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援事業</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（新規）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">シ <u>平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「産前・産後母子支援事業（モデル事業）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）</u></p>

新	旧
<p style="padding-left: 20px;"><u>シ 児童養護施設等体制強化事業</u></p> <p style="padding-left: 20px;">（ア）平成※年※月※日子発※※第※号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等体制強化事業</p> <p style="padding-left: 20px;">（イ）平成※年※月※日子発※※第※号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村が行う児童養護施設等体制強化事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ス～セ （略）</p> <p>（2）DV・女性保護対策等支援事業 （略）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める中区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>（1）3の（1）のウ、クの（イ）及び（エ）、コの（ウ）、<u>シの（イ）並びにスの（イ）</u>以外の事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 別表の第3欄の各種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>	<p style="padding-left: 20px;"><u>（新規）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ス～セ （略）</p> <p>（2）DV・女性保護対策等支援事業 （略）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める中区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>（1）3の（1）のウ、クの（イ）及び（エ）、コの（ウ）並びに<u>スの（イ）</u>以外の事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 別表の第3欄の各種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>

新	旧
<p>イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 3の(1)のクの(イ)及び(エ)、コの(ウ)、シの(イ)並びにスの(イ)の事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5～13 (略)</p>	<p>イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 3の(1)のクの(イ)及び(エ)、コの(ウ)並びにスの(イ)の事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5～13 (略)</p>

新						旧					
別表						別表					
1区分	2中区分	3種目	4基準額	5対象経費	6補助率	1区分	2中区分	3種目	4基準額	5対象経費	6補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策等支援事業(法的対応機能強化事業を除く)	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業</p> <p>1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)又は1市町村当たり</p> <p>※以下の①から⑥について、複数の自治体で共同開催する場合においても、①から⑥に掲げる基準額を適用するもの(当該自治体毎の基準額の合計額と一致させること)とする。</p> <p>① 児童福祉司任用前講習会等</p> <p>児童虐待防止対策支援事業実施要綱(以下、本種目において「実施要綱」という。)第3の1の(2)の①のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">3,085,000円</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の①のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">695,000円</p> <p>② 児童福祉司任用後研修</p> <p style="text-align: right;">3,085,000円</p> <p>③ 児童福祉司スーパーバイザー研修</p> <p>ア 自主開催する場合</p> <p style="text-align: right;">2,285,000円</p> <p>イ 研修を委託する場合</p> <p style="text-align: right;">264,000円</p> <p>④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修</p> <p style="text-align: right;">2,984,000円</p> <p>⑤ 児童相談所長研修</p> <p>ア 自主開催する場合</p> <p style="text-align: right;">2,285,000円</p> <p>イ 研修を委託する場合</p> <p style="text-align: right;">132,000円</p> <p>⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(ア)に該当する事業</p> <p style="text-align: right;">307,000円</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(イ)に該当する事業</p> <p style="text-align: right;">307,000円</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の⑥のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">221,000円</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の⑥のウに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">196,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役員費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金</p>	1/2	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策等支援事業(法的対応機能強化事業を除く)	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業</p> <p>1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)又は1市町村当たり</p> <p>※以下の①から⑥について、複数の自治体で共同開催する場合においても、①から⑥に掲げる基準額を適用するもの(当該自治体毎の基準額の合計額と一致させること)とする。</p> <p>① 児童福祉司任用前講習会等</p> <p>児童虐待防止対策支援事業実施要綱(以下、本種目において「実施要綱」という。)第3の1の(2)の①のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">3,063,000円</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の①のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">695,000円</p> <p>② 児童福祉司任用後研修</p> <p style="text-align: right;">3,063,000円</p> <p>③ 児童福祉司スーパーバイザー研修</p> <p>ア 自主開催する場合</p> <p style="text-align: right;">2,046,000円</p> <p>イ 研修を委託する場合</p> <p style="text-align: right;">330,000円</p> <p>④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修</p> <p style="text-align: right;">2,959,000円</p> <p>⑤ 児童相談所長研修</p> <p>ア 自主開催する場合</p> <p style="text-align: right;">2,046,000円</p> <p>イ 研修を委託する場合</p> <p style="text-align: right;">213,000円</p> <p>⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(ア)に該当する事業</p> <p style="text-align: right;">306,000円</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(イ)に該当する事業</p> <p style="text-align: right;">306,000円</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の⑥のイに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">221,000円</p> <p>実施要綱第3の1の(2)の⑥のウに該当する事業</p> <p style="text-align: right;">195,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役員費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金</p>	1/2

新		旧	
⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑦のアに該当する事業 1,511,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑦のイに該当する事業 198,000円		⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑦のアに該当する事業 891,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑦のイに該当する事業 196,000円	
⑧ 医療機関従事者研修 555,000円		⑧ 医療機関従事者研修 550,000円	
⑨ 研修専任コーディネーターの配置 4,617,000円		⑨ 研修専任コーディネーターの配置 4,475,000円	
2 保護者指導・カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ① 保護者指導支援カウンセリング事業 カウンセリング等を実施する場合（措置解除後を除く。） 887,000円 措置解除後にカウンセリング等を実施する場合 887,000円 保護者指導支援員を配置する場合 2,641,000円		2 保護者指導・カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ① 保護者指導支援カウンセリング事業 カウンセリング等を実施する場合（措置解除後を除く。） 886,000円 措置解除後にカウンセリング等を実施する場合 886,000円 保護者指導支援員を配置する場合 2,642,000円	
② 家族療法事業 1,968,000円		② 家族療法事業 1,966,000円	
③ ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円		③ ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円	
④ 宿泊型事業 4,355,000円		④ 宿泊型事業 4,355,000円	
3 医療的機能強化等事業 ① 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）及び1市町村当たり 748,000円	医療的機能強化事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費	3 医療的機能強化等事業 ① 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）及び1市町村当たり 747,000円	医療的機能強化事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費

新		旧	
② 児童虐待防止医療ネットワーク事業 次により算出された額の合計額 1 都道府県（指定都市）当たり 4,818,000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、4,818,000円×事業実施月数/12	児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	② 児童虐待防止医療ネットワーク事業 次により算出された額の合計額 1 都道府県（指定都市）当たり 4,741,000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、4,741,000円×事業実施月数/12	児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
4 児童相談所体制整備事業 児童相談所1か所当たり ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511,000円 ② 市町村との連携強化事業 4,212,000円 ・東日本大震災被災地特別加算 岩手県、宮城県、福島県、仙台市において実施する場合、次の単価を加算 4,565,000円 ③ 24時間・365日体制強化事業 実施要綱第3の5の(3)の③アに該当する事業 ア 時間外受付を22時まで実施した場合 4,956,500円 イ 時間外受付を22時以降も実施した場合 9,913,000円 ※1自治体につき1カ所に限り、イに2,478,000円を加算 実施要綱第3の5の(3)の③イに該当する事業 ウ 365日体制強化のみ実施する場合 2,599,000円 エ イ及びウを実施した場合 12,512,000円 ④ 医療連携支援コーディネーター事業 4,433,000円 ⑤ SNS等相談事業 38,132,000円	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費	4 児童相談所体制整備事業 児童相談所1か所当たり ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511,000円 ② 市町村との連携強化事業 4,212,000円 ・東日本大震災被災地特別加算 岩手県、宮城県、福島県、仙台市において実施する場合、次の単価を加算 4,565,000円 ③ 24時間・365日体制強化事業 実施要綱第3の5の(3)の③アに該当する事業 ア 時間外受付を22時まで実施した場合 4,810,500円 イ 時間外受付を22時以降も実施した場合 9,621,000円 実施要綱第3の5の(3)の③イに該当する事業 ウ 365日体制強化のみ実施する場合 2,598,000円 エ イ及びウを実施した場合 12,218,000円 (新規)	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費
5 児童相談所設置促進事業 ア 1中核市、施行時特別市又は特別区当たり 設置準備対応職員を配置する場合 2,172,000円 研修等代替職員を配置する場合 3,420,000円 イ 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 都道府県等代替職員を配置する場合 6,839,000円		5 児童相談所設置促進事業 ア 1中核市、施行時特別市又は特別区当たり 設置準備対応職員を配置する場合 2,172,000円 研修等代替職員を配置する場合 1,303,000円 イ 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 都道府県等代替職員を配置する場合 6,839,000円	

新				旧			
6	貸借物件による一時保護専用施設改修費支援事業 1カ所当たり	16,000,000円	貸借物件による一時保護専用施設改修費支援事業に必要な改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料	(新規)			
7	市町村相談体制整備事業 ① 市町村スーパーバイズ事業 ア 中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合 (児童相談所設置市である場合を除く。) 2,605,000円 イ アに属さない市町村において実施した場合 1,303,000円 ② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 1市町村当たり 実施要綱第3の7の(2)の②アに該当する事業 68,000円 実施要綱第3の7の(2)の②イに該当する事業 2,605,000円 ③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業 次により算出された額の合計額 1支援拠点当たり ア 運営にかかる経費(直営で行う場合) (ア)基礎単価 小規模A型 3,725,000円 小規模B型 9,502,000円 小規模C型 15,781,000円 中規模型 21,053,000円 大規模型 39,057,000円 (イ)最低配置人員を満たすための 虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円 × 配置人数 (ウ)最低配置人員を満たした上での 虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円 × 配置人数 イ 運営にかかる経費(委託で行う場合) (ア)基礎単価 小規模A型 9,001,000円 小規模B型 14,778,000円 小規模C型 21,057,000円 中規模型 31,605,000円 大規模型 60,162,000円	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費	6	市町村相談体制整備事業 ① 市町村スーパーバイズ事業 ア 中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合 (児童相談所設置市である場合を除く。) 2,605,000円 イ アに属さない市町村において実施した場合 1,303,000円 ② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 1市町村当たり 実施要綱第3の7の(2)の②アに該当する事業 68,000円 実施要綱第3の7の(2)の②イに該当する事業 2,605,000円 ③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業 次により算出された額の合計額 1支援拠点当たり ア 直営で行う場合 (ア)基礎単価 小規模A型 3,721,000円 小規模B型 9,438,000円 小規模C型 15,660,000円 中規模型 20,873,000円 大規模型 38,701,000円 (イ)最低配置人員を満たすための 虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円 × 配置人数 (ウ)最低配置人員を満たした上での 虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円 × 配置人数 イ 委託で行う場合 (ア)基礎単価 小規模A型 8,940,000円 小規模B型 14,657,000円 小規模C型 20,879,000円 中規模型 31,310,000円 大規模型 59,576,000円	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費		

新				旧			
	(イ)最低配置人員を満たすための 虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合 5,646,000円 × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 2,715,000円 × 配置人数 (ウ)最低配置人員を満たした上での 虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合 5,646,000円 × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 2,715,000円 × 配置人数 ウ 夜間・休日等に開所する場合 調整中 エ 開設準備経費 1支援拠点当たり 7,678,000円 オ 嘱託弁護士・医師等配置加算 1支援拠点当たり 360,000円 カ 在宅における養育支援事業 調整中				(イ)最低配置人員を満たすための 虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合 5,588,000円 × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 2,715,000円 × 配置人数 (ウ)最低配置人員を満たした上での 虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合 5,588,000円 × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 2,715,000円 × 配置人数 (新規)		
8	未登園児等全戸訪問事業 ① 家庭訪問1件あたり 6,000円 ② 事務職員雇上費 6,790円 ③ 訪問を民間団体に委託する際に運営に必要な事務費 564,000円			(新規)			
9	一時保護機能強化事業 児童相談所1カ所当たり ① 学習指導協力員以外の者 1,635,000円×実施事業数(配置協力員種別数) ② 学習指導協力員(実施要綱第3の8の(2)の①学習指導協力員) ア 基本分 1,635,000円 × 配置人数 イ 加算分 2,518,000円 ※学習指導協力員の配置人数は3名を上限とする。 ※加算分は、学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合に適用するものとし、配置人数のうち1名を上限として、基本分の基準額に上乗せして、基準額を算定する。			7	一時保護機能強化事業 児童相談所1カ所当たり ① 学習指導協力員以外の者 1,635,000円×実施事業数(配置協力員種別数) ② 学習指導協力員(実施要綱第3の8の(2)の①学習指導協力員) ア 基本分 1,635,000円 × 配置人数 イ 加算分 2,486,000円 ※学習指導協力員の配置人数は3名を上限とする。 ※加算分は、学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合に適用するものとし、配置人数のうち1名を上限として、基本分の基準額に上乗せして、基準額を算定する。		
10	官・民連携強化事業(複数実施可能) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり			8	官・民連携強化事業(複数実施可能) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり		

新				旧			
① 民間団体委託推進事業	3,199,000円			① 民間団体委託推進事業	3,199,000円		
② 民間団体活動推進事業	1,135,000円			② 民間団体活動推進事業	1,130,000円		
③ 民間団体育成事業	1,253,000円			③ 民間団体育成事業	1,253,000円		
11 評価・検証委員会設置促進事業				9 評価・検証委員会設置促進事業			
1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）及び1市町村当たり	933,000円			1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり	931,000円		
12 未成年後見人支援事業				10 未成年後見人支援事業			
① 未成年後見人の報酬補助事業	1人あたり年額240,000円（月額20,000円）			① 未成年後見人の報酬補助事業	1人あたり年額240,000円（月額20,000円）		
② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業				② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業			
ア 未成年後見人の賠償責任保険	1人あたり年額5,210円			ア 未成年後見人の賠償責任保険	1人あたり年額5,210円		
イ 被後見人の傷害保険	1人あたり年額6,190円			イ 被後見人の傷害保険	1人あたり年額6,190円		
13 児童の安全確認等のための体制強化事業				11 児童の安全確認等のための体制強化事業			
1 児童相談所当たり	13,851,000円			1 児童相談所当たり	13,425,000円		
1 市町村当たり	9,234,000円			1 市町村当たり	8,950,000円		
14 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業				(新規)			
1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり	8,175,000円			12 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業			
1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）及び1市町村当たり	40,000,000円			1 市町村当たり	40,000,000円		
16 児童虐待防止のための広報啓発等事業				13 児童虐待防止のための広報啓発等事業			
1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり	13,358,000円			1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり	13,235,000円		
17 児童福祉司等専門職採用活動支援事業				(新規)			
1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり	4,184,000円						

新				旧			
18 虐待・思春期問題情報研修センター事業	横浜市 186,228,000円 明石市 72,944,000円	虐待・思春期問題情報研修センター事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額	14 虐待・思春期問題情報研修センター事業	184,403,000円	虐待・思春期問題情報研修センター事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
ひきこもり等児童福祉対策事業	次により算出された額の合計額	ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役員費（通信運搬費）、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料	1/2	ひきこもり等児童福祉対策事業	次により算出された額の合計額	ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役員費（通信運搬費）、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料	1/2
1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業	1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 353,080円 (ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 3,400円 ②事業実施前研修会費 165,000円 ③活動検討会 1回当たり 30,170円	ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。		1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業	1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 342,680円 (ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 3,300円 ②事業実施前研修会費 165,000円 ③活動検討会 1回当たり 30,160円	ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。	
2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業	①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,440円 ②通所指導 児童1人当たり日額 1,660円			2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業	①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,360円 ②通所指導 児童1人当たり日額 1,620円		
3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費	1回当たり 12,500円			3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費	1回当たり 12,500円		
児童家庭支援センター運営等事業	次により算出された額の合計額	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費）、役員費、報償費、報酬	1/2	児童家庭支援センター運営等事業	次により算出された額の合計額	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費）、役員費、報償費、報酬	1/2
1 児童家庭支援センター運営事業	① 運営費 ア及びイの合計額 ア 事務費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 11,526,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 7,687,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 961,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 641,000円 (1月未満の場合は1月とする)			1 児童家庭支援センター運営事業	① 運営費 ア及びイの合計額 ア 事務費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 11,485,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 7,650,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 957,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 638,000円 (1月未満の場合は1月とする)		
イ 事業費	1か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額			イ 事業費	1か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額		

新				旧																																													
※ 件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。 (訪問相談件数は、実額の相談件数に2を乗じて得た数とする。)				※ 件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。																																													
前年度途中で開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。 年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。				前年度途中で開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。 年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>件数区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50件～599件</td> <td>352,800円</td> </tr> <tr> <td>600件～899件</td> <td>937,550円</td> </tr> <tr> <td>900件～1,399件</td> <td>1,851,300円</td> </tr> <tr> <td>1,400件～1,899件</td> <td>2,792,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900件～2,399件</td> <td>3,527,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400件～2,899件</td> <td>4,262,000円</td> </tr> <tr> <td>2,900件～3,399件</td> <td>4,997,000円</td> </tr> <tr> <td>3,400件～3,899件</td> <td>5,732,000円</td> </tr> <tr> <td>3,900件～4,399件</td> <td>6,467,000円</td> </tr> <tr> <td>4,400件以上</td> <td>6,615,000円</td> </tr> </tbody> </table>	件数区分	基準額	50件～599件	352,800円	600件～899件	937,550円	900件～1,399件	1,851,300円	1,400件～1,899件	2,792,000円	1,900件～2,399件	3,527,000円	2,400件～2,899件	4,262,000円	2,900件～3,399件	4,997,000円	3,400件～3,899件	5,732,000円	3,900件～4,399件	6,467,000円	4,400件以上	6,615,000円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>件数区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50件～299件</td> <td>74,000円</td> </tr> <tr> <td>300件～599件</td> <td>441,000円</td> </tr> <tr> <td>600件～899件</td> <td>1,103,000円</td> </tr> <tr> <td>900件～1,399件</td> <td>2,057,000円</td> </tr> <tr> <td>1,400件～1,899件</td> <td>2,792,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900件～2,399件</td> <td>3,527,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400件～2,899件</td> <td>4,262,000円</td> </tr> <tr> <td>2,900件～3,399件</td> <td>4,997,000円</td> </tr> <tr> <td>3,400件以上</td> <td>5,145,000円</td> </tr> </tbody> </table>	件数区分	基準額	50件～299件	74,000円	300件～599件	441,000円	600件～899件	1,103,000円	900件～1,399件	2,057,000円	1,400件～1,899件	2,792,000円	1,900件～2,399件	3,527,000円	2,400件～2,899件	4,262,000円	2,900件～3,399件	4,997,000円	3,400件以上	5,145,000円			
件数区分	基準額																																																
50件～599件	352,800円																																																
600件～899件	937,550円																																																
900件～1,399件	1,851,300円																																																
1,400件～1,899件	2,792,000円																																																
1,900件～2,399件	3,527,000円																																																
2,400件～2,899件	4,262,000円																																																
2,900件～3,399件	4,997,000円																																																
3,400件～3,899件	5,732,000円																																																
3,900件～4,399件	6,467,000円																																																
4,400件以上	6,615,000円																																																
件数区分	基準額																																																
50件～299件	74,000円																																																
300件～599件	441,000円																																																
600件～899件	1,103,000円																																																
900件～1,399件	2,057,000円																																																
1,400件～1,899件	2,792,000円																																																
1,900件～2,399件	3,527,000円																																																
2,400件～2,899件	4,262,000円																																																
2,900件～3,399件	4,997,000円																																																
3,400件以上	5,145,000円																																																
② 初度調弁費 1か所当たり 400,000円				② 初度調弁費 1か所当たり 400,000円																																													
2 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業 1か所当たり 1,068,000円			児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業 1か所当たり 1,067,000円			児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費																																										

新				旧			
3 指導委託促進事業 1件当たり 月額 106,000円		指導委託促進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費		3 指導委託促進事業 1件当たり 106,000円		指導委託促進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
基幹的職員研修事業 次により算出した額の合計額 1 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり 480,000円		基幹的職員研修事業に必要な報酬、賃金、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料	1/2	基幹的職員研修事業 次により算出した額の合計額 1 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり 473,000円		基幹的職員研修事業に必要な報酬、賃金、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料	1/2
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 (1) 短期研修（送り出し施設） ① 宿泊あり 1人当たり 132,000円 ② 宿泊なし 1人当たり 73,000円 (2) 長期研修 ① 送り出し施設 1人当たり 1,050,000円 ② 受入施設 1人当たり 216,000円 (3) 調整機関事務費加算 2,992,000円 2 児童養護施設等の職員人材確保事業 (1) 学生（実習生）への指導 実習1回当たり 86,200円 (2) 学生（実習生）の就職促進 1日当たり 3,760円 3 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修事業 1施設種別当たり 2,443,000円		児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業に必要な賃金（代替職員雇上げ経費等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	1/2	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 (1) 短期研修（送り出し施設） ① 宿泊あり 1人当たり 132,000円 ② 宿泊なし 1人当たり 73,000円 (2) 長期研修 ① 送り出し施設 1人当たり 1,050,000円 ② 受入施設 1人当たり 216,000円 (3) 調整機関事務費加算 2,991,000円 2 児童養護施設等の職員人材確保事業 (1) 学生（実習生）への指導 実習1回当たり 86,200円 (2) 学生（実習生）の就職促進 1日当たり 3,760円 (新規)		児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業に必要な賃金（代替職員雇上げ経費等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費	1/2

新				旧																					
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	(略)			児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	(略)																				
就学者自立生活援助事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 一般生活費 一人当たり 月額 11,020円</p> <p>2 特別育成費 自立援助ホームの入所者(20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の者)であって、高等学校に在学している者及び高等学校第1学年に入学する者</p> <p>(1) 基本額 一人当たり 月額 23,985円</p> <p>(2) 資格取得等特別加算 一人当たり 56,570円</p> <p><u>(3) 補習費</u> 一人当たり 月額 15,000円</p> <p><u>(4) 補習費特別分</u> 一人当たり 月額 25,000円</p> <p>3 児童用採暖費 児童用採暖費保護単価表(一人当たり 月額)</p> <table border="1"> <tr><td>旧5級地</td><td>1,210円</td></tr> <tr><td>旧4級地</td><td>1,020円</td></tr> <tr><td>旧3級地</td><td>630円</td></tr> <tr><td>旧2級地</td><td>400円</td></tr> <tr><td>その他の地域</td><td>200円</td></tr> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p> <p>4 就職支度費 自立援助ホームの入所者(20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者)であって、就職することとなった者</p> <p>(1) 一般分 一人当たり 81,260円</p> <p>(2) 特別基準分 一人当たり 194,930円</p> <p>5 大学進学等自立生活支度費 自立援助ホームの入所者(20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者)であって、大学等へ進学することとなった者</p> <p>(1) 一般分</p>	旧5級地	1,210円	旧4級地	1,020円	旧3級地	630円	旧2級地	400円	その他の地域	200円	1/2	就学者自立生活援助事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 一般生活費 一人当たり 月額 11,020円</p> <p>2 特別育成費 自立援助ホームの入所者(20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の者)であって、高等学校に在学している者及び高等学校第1学年に入学する者</p> <p>(1) 基本額 一人当たり 月額 23,985円</p> <p>(2) 資格取得等特別加算 一人当たり 56,570円</p> <p><u>(新項)</u></p> <p>3 児童用採暖費 児童用採暖費保護単価表(一人当たり 月額)</p> <table border="1"> <tr><td>旧5級地</td><td>1,210円</td></tr> <tr><td>旧4級地</td><td>1,020円</td></tr> <tr><td>旧3級地</td><td>630円</td></tr> <tr><td>旧2級地</td><td>400円</td></tr> <tr><td>その他の地域</td><td>200円</td></tr> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p> <p>4 就職支度費 自立援助ホームの入所者(20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者)であって、就職することとなった者</p> <p>(1) 一般分 一人当たり 81,260円</p> <p>(2) 特別基準分 一人当たり 194,930円</p> <p>5 大学進学等自立生活支度費 自立援助ホームの入所者(20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者)であって、大学等へ進学することとなった者</p> <p>(1) 一般分</p>	旧5級地	1,210円	旧4級地	1,020円	旧3級地	630円	旧2級地	400円	その他の地域	200円	1/2
旧5級地	1,210円																								
旧4級地	1,020円																								
旧3級地	630円																								
旧2級地	400円																								
その他の地域	200円																								
旧5級地	1,210円																								
旧4級地	1,020円																								
旧3級地	630円																								
旧2級地	400円																								
その他の地域	200円																								

新				旧			
	一人当たり 81,260円				一人当たり 81,260円		
	(2) 特別基準分 一人当たり 194,930円				(2) 特別基準分 一人当たり 194,930円		
社会的養護自立支援事業等	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 社会的養護自立支援事業</p> <p>(1) 支援コーディネーターの配置 1か所当たり 6,131,000円 ※配置期間が1年に満たない場合は、6,131,000円×配置月数/12</p> <p>(2) 居住費支援</p> <p>① 就学・就労をしていない者、大学等に就学している者(「自立援助ホームで居住」を除く)、就労している者</p> <p>ア 里親宅で居住 一人当たり 月額 86,000円 ただし、二人目以降の対象者については、一人当たり月額 43,000円</p> <p>イ ファミリーホームで居住 一人当たり 月額 173,000円</p> <p>ウ 自立援助ホームで居住 一人当たり 月額 224,000円</p> <p>エ 児童養護施設で居住 一人当たり 月額 309,000円</p> <p>オ 児童心理治療施設で居住 一人当たり 月額 439,000円</p> <p>カ 児童自立支援施設で居住 一人当たり 月額 417,000円</p> <p>キ 母子生活支援施設 一人当たり 月額 105,000円</p> <p>② 就学し一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 一人当たり 月額 50,000円の範囲内(支給期間は6か月を限度)</p> <p>(3) 生活費支援</p> <p>① 一般生活費</p> <p>ア 就学・就労をしていない者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する者 一人当たり 月額 50,540円</p> <p>イ 就学している者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者 一人当たり 月額 11,020円</p> <p>ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 一人当たり 月額 50,000円(支給期間は6か月を限度)</p>	1/2	社会的養護自立支援事業等	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 社会的養護自立支援事業</p> <p>(1) 支援コーディネーターの配置 1か所当たり 6,124,000円 ※配置期間が1年に満たない場合は、6,124,000円×配置月数/12</p> <p>(2) 居住費支援</p> <p>① 就学・就労をしていない者、大学等に就学している者(「自立援助ホームで居住」を除く)、就労している者</p> <p>ア 里親宅で居住 一人当たり 月額 86,000円 ただし、二人目以降の対象者については、一人当たり月額 43,000円</p> <p>イ ファミリーホームで居住 一人当たり 月額 181,000円</p> <p>ウ 自立援助ホームで居住 一人当たり 月額 235,000円</p> <p>エ 児童養護施設で居住 一人当たり 月額 285,000円</p> <p>オ 児童心理治療施設で居住 一人当たり 月額 415,000円</p> <p>カ 児童自立支援施設で居住 一人当たり 月額 399,000円</p> <p><u>(新項)</u></p> <p>② 就学し一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 一人当たり 月額 50,000円の範囲内(支給期間は6か月を限度)</p> <p>(3) 生活費支援</p> <p>① 一般生活費</p> <p>ア 就学・就労をしていない者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する者 一人当たり 月額 50,540円</p> <p>イ 就学している者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者 一人当たり 月額 11,020円</p> <p>ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 一人当たり 月額 50,000円(支給期間は6か月を限度)</p>	1/2		

新				旧																																					
② 児童用採暖費 児童用採暖費保護単価表（一人当たり 月額） ※10月分から翌年3月分に限る	<table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>就学・就労をしていない者、就学し一般貸賃住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者</td> <td>大学等に就学している者、就労している者</td> </tr> <tr> <td>旧5級地</td> <td>7,270円</td> <td>1,210円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,570円</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,600円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,680円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,340円</td> <td>200円</td> </tr> </table>	対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般貸賃住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者	旧5級地	7,270円	1,210円	旧4級地	5,570円	1,020円	旧3級地	3,600円	630円	旧2級地	2,680円	400円	その他の地域	1,340円	200円		② 児童用採暖費 児童用採暖費保護単価表（一人当たり 月額） ※10月分から翌年3月分に限る	<table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>就学・就労をしていない者、就学し一般貸賃住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者</td> <td>大学等に就学している者、就労している者</td> </tr> <tr> <td>旧5級地</td> <td>7,270円</td> <td>1,210円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,570円</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,600円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,680円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,340円</td> <td>200円</td> </tr> </table>	対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般貸賃住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者	旧5級地	7,270円	1,210円	旧4級地	5,570円	1,020円	旧3級地	3,600円	630円	旧2級地	2,680円	400円	その他の地域	1,340円	200円	
対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般貸賃住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者																																							
旧5級地	7,270円	1,210円																																							
旧4級地	5,570円	1,020円																																							
旧3級地	3,600円	630円																																							
旧2級地	2,680円	400円																																							
その他の地域	1,340円	200円																																							
対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般貸賃住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者																																							
旧5級地	7,270円	1,210円																																							
旧4級地	5,570円	1,020円																																							
旧3級地	3,600円	630円																																							
旧2級地	2,680円	400円																																							
その他の地域	1,340円	200円																																							
(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。			(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。																																						
(4) 学習費等支援			(新規)																																						
① 特別育成費	<p>居住費支援又は生活支援を受けている者であって、高等学校に在学している者及び高等学校第1学年に入学する者、高等学校卒業生のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者（ウ及びエの経費に限る。）</p> <p>ア 基本額 一人当たり 月額 23,985円</p> <p>イ 資格取得等特別加算 一人当たり 56,570円</p> <p>ウ 補習費 一人当たり 月額 15,000円</p> <p>エ 補習費特別分 一人当たり 月額 25,000円</p>																																								
② 就職支度費	<p>居住費支援又は生活支援を受けている者であって、就職することとなった者（過去に就職支度費又は大学進学等自立生活支度費を支給された者を除く。）</p> <p>ア 一般分 一人当たり 81,260円</p> <p>イ 特別基準分 一人当たり 194,930円</p>																																								
③ 大学進学等自立生活支度費	<p>居住費支援又は生活支援を受けている者であって、大学等へ進学することとなった者（過去に就職支度費又は大学進学等自立生活支度費を支給された者を除く。）</p> <p>ア 一般分 一人当たり 81,260円</p>																																								

新				旧			
イ 特別基準分 一人当たり 194,930円							
(5) 生活相談支援				(4) 生活相談支援			
① 賃金				① 賃金			
ア 常勤職員を2名以上配置した場合 1か所当たり 10,006,000円				ア 常勤職員を2名以上配置した場合 1か所当たり 9,999,000円			
イ ア以外の場合 1か所当たり 6,769,000円				イ ア以外の場合 1か所当たり 6,713,000円			
② 事務費 1か所当たり 2,144,000円				② 事務費 1か所当たり 2,111,000円			
(6) 就労相談支援				(5) 就労相談支援			
① 賃金 1チーム当たり 4,482,000円				① 賃金 1チーム当たり 4,482,000円			
② 事務費 1チーム当たり 1,250,000円				② 事務費 1チーム当たり 1,247,000円			
2 身元保証人確保対策事業	身元保証人確保対策事業に必要な役務費（保険料）	1/2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3		2 身元保証人確保対策事業	身元保証人確保対策事業に必要な役務費（保険料）	1/2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3	
(1) 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円				(1) 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円			
(2) 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円				(2) 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円			
(3) 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円				(3) 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円			
(前除)				甲種支援事業 次により算出された額の合計額		甲種支援事業 に必要な給料、職員手当、共済費、賃金、報酬、報償費、旅費、帯用費（消通品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1/2
				1 甲種制度等普及促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 4,581,000円			
				2 甲種委託推進等事業 1 1か所当たり 6,320,000円 新規甲種委託件数に応じ加算 新規甲種委託件数が15件以上30件未満 1か所当たり 1,028,000円 新規甲種委託件数が30件以上45件未満 1か所当たり 2,751,000円 新規甲種委託件数が45件以上 1か所当たり 3,783,000円			
				3 甲種トレーニング事業 1 1か所当たり 7,447,000円			
				4 甲種訪問等支援事業 1 1か所当たり 9,712,000円 心理訪問支援員（常勤）配置加算 1か所当たり 4,999,000円 心理訪問支援員（非常勤）配置加算 1か所当たり 1,552,000円			
				5 共働き家庭甲種委託推進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 5,536,000円			

新				旧				
里親 審査 包括 支援 (フ ォス タ リ ン グ) 事業	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 一括責任者加算</p> <p>1か所当たり 5,781,000円</p> <p>2 里親制度普及促進・里親リクルート事業</p> <p>(1) 基本分</p> <p>(都道府県(指定都市又は児童相談所設置市(設置予定市区))が実施する場合)</p> <p>1か所当たり 1,966,000円</p> <p>(委託して実施する場合)</p> <p>1か所当たり 1,311,000円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>新規里親等登録件数に応じ加算</p> <p>15件以上25件未満 1か所当たり 1,239,000円</p> <p>25件以上35件未満 1か所当たり 1,771,000円</p> <p>35件以上 1か所当たり 2,304,000円</p> <p>(3) 里親リクルーター配置加算</p> <p>1か所当たり 5,643,000円</p> <p>3 里親研修・トレーニング等事業</p> <p>(1) 基本分</p> <p>(都道府県(指定都市又は児童相談所設置市(設置予定市区))が実施する場合)</p> <p>1か所当たり 7,493,000円</p> <p>(委託して実施する場合)</p> <p>1か所当たり 4,996,000円</p> <p>(2) 里親トレーナー配置加算</p> <p>常勤配置 1か所当たり 5,342,000円</p> <p>非常勤配置 1か所当たり 2,603,000円</p> <p>(3) 研修受講促進費</p> <p>研修受講者1人当たり 37,000円</p> <p>4 里親委託推進等事業</p> <p>(1) 基本分</p> <p>1か所当たり 6,384,000円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>新規里親等委託件数に応じ加算</p> <p>15件以上30件未満 1か所当たり 1,059,000円</p> <p>30件以上45件未満 1か所当たり 2,792,000円</p> <p>45件以上 1か所当たり 3,835,000円</p> <p>5 里親訪問等支援事業</p>	<p>里親審査包括支援(フォスターリング)事業に必要な給料、職員手当、旅費、資金、旅費、宿泊費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>1/2</p>						
						(新設)		

新				旧			
	<p>(1) 基本分</p> <p>1か所当たり 9,575,000円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>里親等委託件数に応じ加算</p> <p>20人以上40人未満 1か所当たり 2,227,000円</p> <p>40人以上60人未満 1か所当たり 4,125,000円</p> <p>60人以上80人未満 1か所当たり 7,436,000円</p> <p>80人以上 1か所当たり 10,040,000円</p> <p>(3) 心理訪問支援員配置加算</p> <p>常勤配置 1か所当たり 5,003,000円</p> <p>非常勤配置 1か所当たり 1,552,000円</p> <p>(4) 面会交流支援加算</p> <p>1か所当たり 2,194,000円</p> <p>(5) 夜間・土日相談対応強化加算</p> <p>1か所当たり 2,815,000円</p> <p>6 共働き家庭里親委託促進事業</p> <p>1 都道府県(指定都市、児童相談所設置市(予定市区)当たり</p> <p>3,747,000円</p>						
	(削除)			産前・産後母子支援事業(モデル事業)	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 産前・産後母子支援事業(モデル事業)</p> <p>(1) 支援コーディネーターの配置等による支援モデル</p> <p>1か所当たり 7,028,000円</p> <p>(2) 看護師の配置等による支援モデル</p> <p>1か所当たり 4,701,000円</p> <p>補助職員を配置する場合(加算) 1か所当たり 1,028,000円</p>	産前・産後母子支援事業(モデル事業)に必要な報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費(消耗品、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、資金、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告料、委託料)、旅費、委任料、使用料及び賃借料、旅費、扶助費	10/10

新				旧			
乳児院等多機能推進事業	次により算出された額の合計額 1 育児指導機能強化事業 1施設当たり 4,887,000円 2 医療機関等連携強化事業 (1) 医療機関等連絡調整員 (保健師・看護師・准看護師以外の場合) 1施設当たり 1,924,000円 (2) 医療機関等連絡調整員 (保健師・看護師・准看護師の場合) ① 医療的ケアが必要な児童等が1人以上5人以下の場合 1施設当たり 2,060,000円 ② 医療的ケアが必要な児童等が6人以上9人以下の場合 1施設当たり 4,833,000円 ③ 医療的ケアが必要な児童等が10人以上の場合 1施設当たり 6,257,000円 ※(2)の基準額は、医療機関等連絡調整員を配置した月における医療的ケアが必要な児童等の人数の実人数に応じて算定すること。 3 産前・産後母子支援事業 (1) 支援コーディネーターの配置等による支援 1か所当たり 7,068,000円 (2) 看護師の配置等による支援 1か所当たり 4,838,000円 補助職員を配置する場合(加算) 1か所当たり 1,059,000円 (3) 妊婦及び出産後の母子を入室させるために必要となる 施設の改修費・備品費等 1か所当たり 8,000,000円	乳児院等多機能推進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費(消耗品、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役員費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、改修費、設備整備費	1/2 (市及び福祉事務所を設置する町村が対して都道府県が補助する場合)2/3	乳児院等多機能推進事業	次により算出された額の合計額 1 育児指導機能強化事業 1施設当たり 4,826,000円 2 医療機関等連携強化事業 (1) 医療機関等連絡調整員 (保健師・看護師・准看護師以外の場合) 1施設当たり 1,920,000円 (2) 医療機関等連絡調整員 (保健師・看護師・准看護師の場合) ① 医療的ケアが必要な児童等が1人以上5人以下の場合 1施設当たり 2,025,000円 ② 医療的ケアが必要な児童等が6人以上9人以下の場合 1施設当たり 4,698,000円 ③ 医療的ケアが必要な児童等が10人以上の場合 1施設当たり 6,192,000円 ※(2)の基準額は、医療機関等連絡調整員を配置した月における医療的ケアが必要な児童等の人数の実人数に応じて算定すること。 (新規)	乳児院等多機能推進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費(消耗品、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役員費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費	1/2 (市及び福祉事務所を設置する町村が対して都道府県が補助する場合)2/3
児童養護施設等体制強化事業	次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等体制強化事業 1か所当たり 3,833,000円	児童養護施設等体制強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、扶助費	1/2 (市及び福祉事務所を設置する町村が対して都道府県が補助する場合)2/3	(新規)			

新				旧			
児童虐待防止対策等支援事業②	(略)			児童虐待防止対策等支援事業②	(略)		
児童虐待防止対策等支援事業③	次により算出された額の合計額 1 養子縁組民間あっせん機関助成事業 (1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 研修受講者1人当たり 53,000円 ② 第三者評価受審促進事業 1か所当たり 300,000円 (2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ① 養親希望者等支援モデル事業 1か所当たり 4,551,000円 ② 障害児等支援モデル事業 1か所当たり 2,942,000円 ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 1か所当たり 6,072,000円 ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 1か所当たり 6,244,000円 (3) 養親希望者手数料負担軽減事業 1人(世帯)当たり 300,000円 (削除)	養子縁組民間あっせん機関助成事業に必要な賃金(代替職員雇上げ経費等)、給料、職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、共済費、扶助費等	1/2	児童虐待防止対策等支援事業③	次により算出された額の合計額 1 養子縁組民間あっせん機関助成事業 (新規) ① 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ① 養親希望者等支援モデル事業 1か所当たり 4,183,000円 ② 障害児等支援モデル事業 1か所当たり 2,484,000円 (新規) (2) 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 研修受講者1人当たり 53,000円	養子縁組民間あっせん機関助成事業に必要な賃金(代替職員雇上げ経費等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費等	1/2
D・V・女性保護対策等支援事業	(略)			D・V・女性保護対策等支援事業①	(略)		

新				旧			
売春防止活動・DV対策機能強化事業	次により算出された額の合計額		5/10	売春防止活動・DV対策機能強化事業	次により算出された額の合計額		5/10
	<p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護啓発活動事業</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄)</p> <p>年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>対象者5人以上10人未満 1施設当たり年額 894,000円</p> <p>対象者10人以上 1施設当たり年額 1,788,000円</p> <p>10人を超えた対象者1人につき149,060円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>①休日電話相談</p> <p>9時～18時(8時間実施)</p> <p>月額 58,640円</p> <p>②休日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 29,320円</p> <p>18時～20時 月額 14,660円</p> <p>③平日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 62,980円</p> <p>18時～20時 月額 31,490円</p> <p>(2) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業</p> <p>年額 800,800円</p> <p>(3) 婦人相談所等職員への専門研修事業</p> <p>次のア～ウのいずれか1つを選択する。</p> <p>ア 研修を年1回開催する場合 年額66,890円</p> <p>イ 研修を年2回開催する場合 年額133,780円</p> <p>ウ 研修を年3回以上開催する場合 年額200,670円</p>	<p>婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費</p> <p>婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)</p> <p>配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)</p> <p>婦人相談所等職員への専門研修事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金</p>			<p>(1) 婦人保護啓発活動事業</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄)</p> <p>年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>1施設当たり年額 1,659,550円に10人を超えた対象者1人につき138,790円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>①休日電話相談</p> <p>9時～18時(8時間実施)</p> <p>月額 58,640円</p> <p>②休日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 29,320円</p> <p>18時～20時 月額 14,660円</p> <p>③平日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 62,980円</p> <p>18時～20時 月額 31,490円</p> <p>(2) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業</p> <p>年額 800,800円</p> <p>(3) 婦人相談所等職員への専門研修事業</p> <p>次のア～ウのいずれか1つを選択する。</p> <p>ア 研修を年1回開催する場合 年額66,740円</p> <p>イ 研修を年2回開催する場合 年額131,480円</p> <p>ウ 研修を年3回以上開催する場合 年額197,220円</p>	<p>婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報酬、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費</p> <p>婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)</p> <p>配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)</p> <p>婦人相談所等職員への専門研修事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金</p>	

新				旧			
	(4) 専門通訳者養成研修事業	年額 645,130円		(4) 専門通訳者養成研修事業	年額 645,130円		
	(5) 法的対応機能強化事業	年額 713,960円		(5) 法的対応機能強化事業	年額 713,960円		
	(6) 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業	<p>婦人相談所一時保護所において、個別対応職員を配置した場合 年額 5,806,000円</p> <p>※1 配置期間が1年に満たない場合は、5,806,000円×配置月数/12</p> <p>※2 上記により算出した金額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>		(6) 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業	<p>婦人相談所一時保護所において、個別対応職員を配置した場合 年額 5,800,000円</p> <p>※1 配置期間が1年に満たない場合は、5,800,000円×配置月数/12</p> <p>※2 上記により算出した金額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>		
DV被害者等自立生活援助モデル事業	1施設当たり年額	4,403,000円	5/10	DV被害者等自立生活援助モデル事業	1施設当たり年額	4,225,000円	5/10

新					旧						
	D V・ 女性 保護 対策 等支 援事 業②	若 年 被 害 者 支 援 モ デ ル 事 業	次により算出された額の合計額	若年被害者等 支援モデル事業 に必要な報酬、 給料、職員手当 等、賃金、報償 費、謝金、旅 費、需用費（消 耗品費、印刷製 本費、会議費、 光熱水費、食糧 費）、役員費 （通信運搬費 等）、委託料、 使用料及び貸借 料、備品購入 費、共済費、扶 助費	10/10		D V・ 女性 保護 対策 等支 援事 業②	若 年 被 害 者 支 援 モ デ ル 事 業	次により算出された額の合計額	若年被害者等 支援モデル事業 に必要な報酬、 給料、職員手当 等、賃金、報償 費、謝金、旅 費、需用費（消 耗品費、印刷製 本費、会議費、 光熱水費、食糧 費）、役員費 （通信運搬費 等）、委託料、 使用料及び貸借 料、備品購入 費、共済費、扶 助費	10/10
			1 必須事業として次の事業を実施 (1) アウトリーチ支援 (①夜間見回り等) (2) 関係機関連携会議の設置 上記(1)、(2)の事業を実施 1か所当たり 年額 <u>3,633,000円</u> (3) 加算分として次の事業を実施 アウトリーチ支援 (②相談及び面談) 1か所当たり 年額 <u>2,483,000円</u> 2 任意事業として次の事業を実施した場合 (1) 居場所の提供に関する支援 1か所当たり 年額 <u>2,123,000円</u> (2) 自立支援 1か所当たり 年額 <u>2,462,000円</u>					1 必須事業として次の事業を実施 (1) アウトリーチ支援 (①夜間見回り等) (2) 関係機関連携会議の設置 上記(1)、(2)の事業を実施 1か所当たり 年額 <u>3,566,000円</u> (3) 加算分として次の事業を実施 アウトリーチ支援 (②相談及び面談) 1か所当たり 年額 <u>2,439,000円</u> 2 任意事業として次の事業を実施した場合 (1) 居場所の提供に関する支援 1か所当たり 年額 <u>2,120,000円</u> (2) 自立支援 1か所当たり 年額 <u>2,429,000円</u>			

(案)

子 発 ※ 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言である。
おって、平成29年3月31日雇児発第0331第44号「里親支援事業の実施について」は、平成31年3月31日限りで廃止する。

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について

家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である一方、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭に近い環境での養育を推進することが重要である。

このため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）では、国及び地方公共団体は、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては、まずは、子どもが養子縁組や里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）といった「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとしている。

また、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談に応じ、援助を行うことを都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。

平成30年7月6日には、質の高い里親養育を実現するため、フォスタリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として、都道府県（児童相談所）が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について示した「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を取りまとめた。

これらを踏まえ、今般、里親支援等の業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、東京都知事におかれては、貴管内の特別区の長への周知につきご配慮願いたい。

里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱

第1 目的

全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健全やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保障される権利を有している。

このため、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）への委託を一層推進することが重要である。

この里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもと里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援（以下「フォスタリング業務」という。）及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体及び里親支援機関の指定

1 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区を含む。以下同じ。）とする。
なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO法人等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者（以下「民間機関」という。）に委託して実施できることとする。

2 里親支援機関の指定

都道府県は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関（A型）として指定するものとする。

この場合、都道府県は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができる者と認められた者についても、里親支援機関（A型）として指定し、委託することができる。

また、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院であつて、事業の委託を受けずに第3に掲げる事業を行っている者については、その役割を明示するため、里親支援機関（B型）として指定すること。

第3 事業内容

1 里親制度等普及促進・リクルート事業

(1) 趣旨

里親制度及び養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭と同様の養育環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となった者（以下「養親」という。）による講演や説明を行い、保護を要する子どもの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親の確保を図るものである。

(2) 事業内容

里親経験者又は養親による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、養育里親を開拓するとともに、養子縁組を円滑に推進するため養子縁組里親を開拓する。

(3) 事業の実施体制

事業の実施に当たっては、里親制度等の普及啓発活動の企画及び実施、里親になることを希望する者及び養親希望者（以下「里親等希望者」という。）に対する里親の役割や意義等の説明、里親等希望者のアセスメント等の主たる担当者（以下、「里親リクルーター」という。）を配置することができる。
また、里親リクルーターの業務を補助する職員（リクルーター補助員）を配置することができる。

(4) 里親リクルーターの資格要件

里親リクルーターの資格要件は、次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第13条の第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であつて、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区の長を含む。以下同じ。）が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者

(5) 留意事項

- ① 講演会・説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- ② 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、積極的に講演会・説明会に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。

2 里親研修・トレーニング等事業

(1) 趣旨

里親登録及び登録の更新に必要となる基礎研修・登録前研修及び更新研修、子どもが委託されていない里親や子どもを委託されている里親（以下、「未委託里親等」という。）に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

(2) 事業内容

必須事業として、次の①を行うこと。また、②及び③についても実施に努めること。

① 基礎研修・登録前研修及び更新研修

ア 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

イ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

ウ 養子縁組里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成29年3月31日雇児発0331第37号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

② 未委託里親等に対するトレーニング事業

養育里親、専門里親、養子縁組里親であって、トレーニングを受けたいことを希望する者のうち、都道府県知事が適当と認めた里親に対し、次のア及びイを行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の（ア）から（ウ）について継続かつ反復して実施すること。

（ア）事例検討・ロールプレイ

（イ）外部講師による講義の実施

（ウ）施設及び既に子どもが委託されている里親宅における実習

イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。

③ フォスタリング業務職員研修参加促進事業

都道府県は、フォスタリング業務に携わる職員（児童相談所及び民間機関の職員）の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。

なお、対象となる研修は別に定めるところによること。

ア 研修に関する情報提供

イ 研修希望者の登録

ウ 研修に参加するための研修代替職員雇上費の支給

(3) 事業の実施体制

事業の実施に当たっては、(2)の①及び②の主たる担当者として里親トレーニング担当職員（以下、「里親トレーナー」という。）を配置することができ。

里親トレーナーは児童相談所へ定期的に又は随時に研修及びトレーニング状況を報告すること。

また、児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから研修及びトレーニング状況を聴取し、その把握に努めること。

(4) 里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

(5) 留意事項

① 基礎研修・登録前研修及び更新研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、平成21年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるような配慮すること。

なお、ファミリーホームの養育者については、今後、里親登録を必須とする予定であることから留意すること。

④ 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、養子縁組家庭の養育環境の向上の観点から、各種研修に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。

⑤ (3)の②の(ア)に定める事例検討における事例の設定については、未委託里親等が里親になろうとした動機や委託されている子どもの特性等の個々の未委託里親等の状況を考慮すること。

3 里親委託推進等事業

(1) 趣旨

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図るものである。

(2) 事業内容

この事業は、次の①及び②を行うこととする。

① 里親とのマッチング

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、その子どもにも最も適合すると考えられる委託候補

里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行う。

②自立支援計画の作成

里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）へ委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。

(3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親等委託調整員を配置するとともに、関係機関と連携し里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。

①里親等委託調整員等の配置

事業の実施にあたっては、里親支援事業全体の企画及び里親等と乳幼児等の児童福祉施設（以下「施設」という。）、関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を行う里親等委託調整員を配置すること。

また、里親等委託調整員の業務を補助する職員（委託調整補助員）を配置することができる。

②里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親等委託調整員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。

ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導を行うこと。

エ 里親委託等推進委員会は、里親支援事業の実施状況について、第三者による視点からの評価を行うことができること。この場合、委員会の構成員に必ず学識経験者を加えること。

オ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親又はファミリーホームに関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(4) 里親等委託調整員の資格要件

里親等委託調整員は、里親制度等に対する理解があり、子どもの立場にたつて事業を推進することができる者であって、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

(5) 事業の実施方法

①里親とのマッチング

ア 委託候補里親の選定にあたっては、平成23年3月30日雇児発 0330 第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。

イ 子どもと里親との交流や、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しな

がら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。

ウ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

②里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画作成

ア 自立支援計画は、子ども本人及びその保護者並びに里親又はファミリーホームの意向を十分に尊重するとともに、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員及び関係機関の意見や協議などを踏まえ作成すること。

イ 自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親又はファミリーホームの生活全般についての解決すべき課題、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の目標並びに達成時期、子ども及び里親又はファミリーホームについて規定すること。

ウ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的に計画の見直しを行うこと。

4 里親訪問等支援事業

(1) 趣旨

里親や養親などが養育に悩んだ際には、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。

このため、里親等（里親の同居人及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の補助者並びに養親及び養親希望者を含む。以下4（1）、（2）、（3）及び（5）において同じ。）に対し、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。

(2) 事業内容

この事業は、必須事業として、次の①及び②を行うものとする。また、③及び④についても実施に努めること。

①里親等への訪問支援

現に子どもを養育している里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができるとする。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親とこれを受入れる里親や施設との調整を行う。

②里親等による相互交流

里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを行う等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

③親子の再統合に向けた面会交流支援

親子の再統合に向けて、保護者からの相談に応じるとともに、子どもと保護者の面会交流の調整を行う。併せて、現に子どもを養育する里親等への支援を行う。

④夜間・土日の相談支援体制の整備

平日の屋間に相談することが困難な共働きの里親家庭等に対して、適確に相談支援を行うため、里親支援機関における平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。

(3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親等相談支援員を配置して実施すること。

また、里親等相談支援員の業務を補助する職員（相談支援員補助員）を配置することができる。

併せて、里親等へ委託された子どもであって、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができる。

(4) 担当者の資格要件

① 里親等相談支援員の資格要件は、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

② 心理訪問支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

イ 都道府県知事がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者

(5) 事業の実施方法

①里親等への訪問支援

ア 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子(以下「委託された子ども等」という。)の養育状況の把握に努め、委託された子ども等々の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

ウ 援助者は、里親経験者など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親等や当該里親等に委託されている子ども等と面識があるなど、当該委託されている子ども等々の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

エ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。

オ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託

された子ども等を里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ 援助者は里親等相談支援員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

キ 里親等が円滑にレスパイト・ケアや子育て短期支援事業(シヨーストステイ又はトワイライトステイ)(以下「レスパイト・ケア等」という。)を利用できるよう、受け入れ先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、予め里親等に関する情報を共有しておくとともに、実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。

②里親等による相互交流

ア 相互交流は定期的を実施するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるとすること。

イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携を取りながら支援にあたるものとする。

③親子の再統合に向けた面会交流支援

ア 保護者と子どもとの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うこと。

イ 調整に当たっては、子どもと保護者、里親との関係性に留意すること。ウ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親に対しても、交流の重要性等について十分に説明すること。

エ 交流前後の子ども自身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができよう、必要な助言や相談等の支援を行うこと。

④夜間・土日の相談支援体制の整備

ア 平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備すること。

イ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。

ウ 相談窓口について、共働きの里親家庭だけではなく、多くの里親が利用できるよう広く周知すること。

5 共働き家庭里親委託促進事業

(1) 趣旨

官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

(2) 事業内容

里親として委託を受けた一定期間に取得できる独自の休暇制度の導入や在宅勤務制度の導入など、里親に委託された子どもの養育と就業との両立が可能

となるような取組（以下「取組」という。）について、里親支援機関が企画・立案し、その実践を民間企業等に委託するとともに、得られた取組結果について、里親支援機関と実践した民間企業とで連携して分析・検証を行う。

(3) 留意事項

- ① 取組の企画・立案にあたっては、実際に委託を受けている共働き家庭の里親の意見を十分に踏まえること。
- ② 取組の委託先は、事業の趣旨から、里親制度に対する知識と理解を有する民間企業等への委託を優先的に考慮することとし、事業を適切に遂行できる民間企業等の開拓に努めること。
- ③ 取組を実践する際には、里親支援機関と委託を受けた民間企業等の間で事前に調整等を行い、企画・立案した内容が円滑に実施されるよう配慮すること。

第4 事業の実施に当たったての留意事項等

1 統括責任者の配置

第3の1から4の事業のうち、3以上の事業を実施する場合には、支援業務を統括する者（以下「統括責任者」という。）を配置することができる。

統括責任者は、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第3の1の(4)

の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。

なお、一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、同項の規定により一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましいこと。

2 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等、里親等が訪問できる設備
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

3 里親支援機関等の守秘義務

法第11条第1項第2号へにおいては、都道府県（児童相談所）における里親に関する業務が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の41で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができると認められた者に委託することができるとされているが、これらの規定により委託を受けた者について、法第11条第5項においてその守秘義務が規定されている。

また、里親支援専門相談員を配置する乳児院又は児童養護施設や児童家庭支援センターが、里親支援機関（B型）として指定を受け支援を行う場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14

条の2において児童福祉施設の職員としての秘密保持義務が規定されている。

なお、里親会やNPO法人など、児童福祉施設以外のものが里親支援機関（B型）として指定を受けて支援を行っている場合には、秘密保持義務は課されていないが、その業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 正当な理由がなく、業務上知り得た支援対象者又はその家族の秘密を漏らし てはならないこと。
- (2) 個人情報情報が記された資料を、支援の実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破壊しなければならぬこと。
- (3) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をもその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) (1) から (4) の内容を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。

4 養子縁組民間あっせん機関への委託

養子縁組里親等への支援については、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関）による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者（以下、）に委託可能であること。

5 フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン

事業の実施に当たっては、『「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について』（平成30年7月6日子発0706第2号）の別添「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

第5 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

「養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>子 発 0726 第 3 号 平成 30 年 7 月 26 日</p> <p>【一部改正】平成※年※月※日子発※第※号</p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について</p> <p>養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。</p> <p>このため、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）」に基づき、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することとされた。</p> <p>これらを踏まえ、養親希望者等の負担軽減や、民間あっせん機関の職員の人材育成等を図るため、今般、別紙のとおり「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」を定め、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>子 発 0726 第 3 号 平成 30 年 7 月 26 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について</p> <p>養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。</p> <p>このため、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）」に基づき、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することとされた。</p> <p>これらを踏まえ、養親希望者等の負担軽減や、民間あっせん機関の職員の人材育成等を図るため、今般、別紙のとおり「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」を定め、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

<p>(別紙)</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。）が果たす役割は重要である。</p> <p>このため、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。</p> <p>併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>本事業は、都道府県等が実施する次の（１）及び（３）の事業、養子縁組民間あっせん機関が行う次の（２）の事業に対して都道府県等が補助する事業を対象とする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者（同法附則第 2 条による経過措置の適用を受けて、養子縁組のあっせんに業として行う者を含む。）をいう。）が果たす役割は重要である。</p> <p>このため、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>本事業は、養子縁組民間あっせん機関が行う以下の（１）の事業に対して都道府県等が補助する事業及び都道府県等が実施する（２）の事業を対象とする。</p>
--	--

<p><u>(1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業</u></p> <p><u>(ア) 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業</u> 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関及び児童相談所の職員の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。 なお、対象となる研修は別に定めるところによること。</p> <p>① 研修に関する情報提供 ② 研修希望者の登録 ③ 研修に参加するための費用（旅費、研修代替職員雇上費、研修受講費）の支給</p> <p><u>(イ) 第三者評価受審促進事業</u> 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関の第三者評価の受審を促進するため、第三者評価を受審するための費用の一部を補助すること。 なお、第三者評価を実施する評価機関及び評価基準については別に定めるところによること。</p> <p><u>(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業</u></p> <p><u>(ア) 養親希望者等支援モデル事業</u> 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組を全て実施すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換</p>	<p><u>(1) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業</u></p> <p><u>(ア) 養親希望者等支援モデル事業</u> 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組を全て実施すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換</p>
--	--

<p>等の自助グループ活動の育成支援</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組</p> <p><u>(イ) 障害児等支援モデル事業</u> 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にあっせん及び成立前・成立後の支援を実施すること。</p> <p><u>(ウ) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</u> 心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的負担を軽減するための相談支援を実施すること。 なお、心理療法担当職員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 ② 都道府県知事が①に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者</p> <p><u>(エ) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</u> 産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以下「特定妊婦」という。）からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援を実施すること。</p> <p>削除</p>	<p>等の自助グループ活動の育成支援</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組</p> <p><u>(イ) 障害児等支援モデル事業</u> 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にあっせん及び成立前・成立後の支援を実施すること。</p> <p><u>(2) 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業</u></p>
---	---

<p><u>(3) 養親希望者手数料負担軽減事業</u> <u>養親希望者の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料について、都道府県等より養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助すること。</u> <u>なお、補助に当たっては、養親希望者から養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の額を証明する領収書等を徴収して行うこと。</u></p> <p>4 事業計画書の提出 3.②(2)の事業の実施を希望する養子縁組民間あっせん機関は、別紙様式1により都道府県等に事業計画書を提出すること。 都道府県等においては、別紙様式1により提出された事業計画書について、必要に応じて養子縁組民間あっせん機関と内容を調整した上で、別紙様式2により厚生労働省に事業計画書を提出すること。 なお、事業計画書の提出に当たっては、3.②(2)の取組を行う上での、 ①児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築、 ②子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援、 ③養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親に対して、必要な情報</p>	<p><u>都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関及び児童相談所の職員の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。</u> <u>なお、対象となる研修は別に定めるところによること。</u> ① 研修に関する情報提供 ② 研修希望者の登録 ③ 研修に参加するための費用（旅費、研修代替職員雇上費、研修受講費）の支給</p> <p>4 事業計画書の提出 3.①(1)の事業の実施を希望する養子縁組民間あっせん機関は、別紙様式1により都道府県等に事業計画書を提出すること。 都道府県等においては、別紙様式1により提出された事業計画書について、必要に応じて養子縁組民間あっせん機関と内容を調整した上で、別紙様式2により厚生労働省に事業計画書を提出すること。 なお、事業計画書の提出に当たっては、3.①(1)の取組を行う上での、 ①児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築、 ②子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援、 ③養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親に対して、必要な情報</p>
---	---

<p>提供や相談等の支援 などの具体的な手法を記載すること。</p> <p>5 事業実績報告書の提出 3.②(2)の事業を実施する養子縁組民間あっせん機関は、事業終了後、事業の効果や課題を検証し、別紙様式3により事業実績報告書を翌年度4月15日までに、都道府県等に提出すること。 都道府県等においては、別紙様式3により提出された事業実績報告書について、内容を審査の上、別紙様式4により翌年度4月末日までに、厚生労働省に事業実績報告書を提出すること。</p> <p>6 留意事項 3.②(2)の事業の実施に当たっては、別途通知するところにより、厚生労働省において事業計画の審査を経た上で決定する。</p> <p>7 経費の補助 国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>提供や相談等の支援 などの具体的な手法を記載すること。</p> <p>5 事業実績報告書の提出 3.①(1)の事業を実施する養子縁組民間あっせん機関は、事業終了後、事業の効果や課題を検証し、別紙様式3により事業実績報告書を翌年度4月15日までに、都道府県等に提出すること。 都道府県等においては、別紙様式3により提出された事業実績報告書について、内容を審査の上、別紙様式4により翌年度4月末日までに、厚生労働省に事業実績報告書を提出すること。</p> <p>6 留意事項 3.①(1)の事業の実施に当たっては、別途通知するところにより、厚生労働省において事業計画の審査を経た上で決定する。</p> <p>7 経費の補助 国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>
--	--

<p>(別紙様式1)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(自治体名) 殿</p> <p style="text-align: center;">(養子縁組民間あっせん機関名) 印</p> <p>平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>1. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地)</p> <p>(事業所の職員体制)</p> <p>3. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制</p>	<p>(別紙様式1)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(自治体名) 殿</p> <p style="text-align: center;">(養子縁組民間あっせん機関名) 印</p> <p>平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>1. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地)</p> <p>(事業所の職員体制)</p> <p>3. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制</p>
--	--

<p>の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p>	<p>の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p>
---	---

<p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など、<u>具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p><u>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</u> <u>心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p>	<p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p>
--	--

<p><u>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</u> <u>看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>4. 事業所要額 (対象経費の具体的な内訳を記載)</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p><u>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</u></p> <p><u>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</u></p> <p>※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>	<p>4. 事業所要額 (対象経費の具体的な内訳を記載)</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>
--	--

<p>(別紙様式2)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(自治体名) 印</p> <p>平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>平成 年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書について、別添のとおり提出する。</p>	<p>(別紙様式2)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(自治体名) 印</p> <p>平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>平成 年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書について、別添のとおり提出する。</p>
---	---

<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称</p> <p>2. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>4. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築(定期的な関係機関連携会議の開催) (計画内容) (取組実績)</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (計画内容)</p>	<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称</p> <p>2. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>4. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築(定期的な関係機関連携会議の開催) (計画内容) (取組実績)</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (計画内容)</p>
--	--

<p>(取組実績)</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組</p>	<p>(取組実績)</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組</p>
---	---

<p>(計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p><u>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</u> <u>心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(計画内容)</u></p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p><u>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</u> <u>看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(計画内容)</u></p>	<p>(計画内容)</p> <p>(取組実績)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p>(取組実績)</p>
--	---

<p><u>(取組実績)</u></p> <p>5. 事業所要額（対象経費の具体的な所要額内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <p>（1）養親希望者等支援モデル事業</p> <p>（2）障害児等支援モデル事業</p> <p><u>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</u></p> <p><u>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</u></p> <p>※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>	<p>5. 事業所要額（対象経費の具体的な所要額内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <p>（1）養親希望者等支援モデル事業</p> <p>（2）障害児等支援モデル事業</p> <p>※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>
---	--

<p>(別紙様式3)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(自治体名) 殿</p> <p style="text-align: right;">(養子縁組民間あっせん機関名) 印</p> <p>平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書</p> <p>1. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地)</p> <p>(事業所の職員体制)</p> <p>3. 事業実績の内容</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p>	<p>(別紙様式3)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(自治体名) 殿</p> <p style="text-align: right;">(養子縁組民間あっせん機関名) 印</p> <p>平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書</p> <p>1. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地)</p> <p>(事業所の職員体制)</p> <p>3. 事業実績の内容</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p>
--	--

<p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p>	<p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p>
--	--

<p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p><u>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</u> <u>心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。</u> <u>（取組実績）</u></p> <p><u>（取組の効果・課題）</u></p>	<p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p>
---	---

<p><u>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</u> <u>看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。</u> <u>(取組実績)</u></p> <p><u>(取組の効果・課題)</u></p> <p>4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載） (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>	<p>4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載） (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>
--	---

<p>(別紙様式4)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(自治体名) 印</p> <p>平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書</p> <p>平成 年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書について、別添のとおり提出する。</p>	<p>(別紙様式4)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(自治体名) 印</p> <p>平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書</p> <p>平成 年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書について、別添のとおり提出する。</p>
---	---

(別添)	(別添)
<p>1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称</p> <p>2. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>4. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築(定期的な関係機関連携会議の開催) (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (取組実績)</p>	<p>1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称</p> <p>2. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>4. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築(定期的な関係機関連携会議の開催) (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (取組実績)</p>

<p>(取組の効果・課題)</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組</p>	<p>(取組の効果・課題)</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組</p>
---	---

<p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p> <p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p><u>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</u> <u>心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。</u></p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p><u>(取組の効果・課題)</u></p> <p><u>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</u> <u>看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。</u></p> <p><u>(取組実績)</u></p>	<p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p> <p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p>
--	--

<p><u>(取組の効果・課題)</u></p> <p>5. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>	<p>(取組の効果・課題)</p> <p>5. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>
--	---

「乳児院等多機能化推進事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">子 発 0 3 2 8 第 7 号 平成 3 0 年 3 月 2 8 日 <u>【一部改正】平成※年※月※日子発※第※号</u></p> <p>都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p style="text-align: center;">乳児院等多機能化推進事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図る<u>とともに、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦などの特定妊婦等への支援の強化を図る</u>ため、別紙のとおり「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」を定め、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。</p>	<p style="text-align: center;">子 発 0 3 2 8 第 7 号 平成 3 0 年 3 月 2 8 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p style="text-align: center;">乳児院等多機能化推進事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るため、別紙のとおり「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」を定め、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。</p>

<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">乳児院等多機能化推進事業実施要綱</p> <p>第 1 目的 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導担当職員を配置し、育児指導機能の充実を図るとともに、医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進することを目的とする。</p> <p><u>また、産科医療機関や母子生活支援施設等に支援コーディネーターを配置し、既存資源との連携・活用等により、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦などへの支援の強化を図る。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 2 実施主体 本事業の実施主体は<u>都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「乳児院設置自治体」という。）とする。</u></p> <p><u>ただし、第 3 の 1 及び 2 の事業のうち、対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。</u></p> <p><u>なお、都道府県等は、事業を適切に実施できると認められた者に委託を行うことができる。</u></p> <p>第 3 事業内容等</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">乳児院等多機能化推進事業実施要綱</p> <p>第 1 目的 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導担当職員を配置し、育児指導機能の充実を図るとともに、医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進することを目的とする。</p> <p>第 2 対象施設 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設（以下「乳児院等」という。）とする。</p> <p>第 3 実施主体 本事業の実施主体は以下のとおりとする。なお、<u>都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が認めた者へ委託等を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設の場合</u> <u>都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。</u></p> <p><u>(2) 母子生活支援施設の場合</u> <u>都道府県等とする。</u></p> <p>第 4 事業内容等</p>
---	---

<p>1 育児指導機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨 乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族はもとより、地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じ、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら伝えること等により、子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図る。</p> <p>(2) 支援対象者 乳児院等に入所している児童とその家族、児童相談所や乳児院等に相談のあった地域で子育て中の家庭等で支援が必要な者とする。</p> <p><u>(3) 対象施設</u> <u>乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設とする。</u></p> <p>(4) 事業の実施及び内容 次の①から③の事業を行うこと。 ① 育児指導担当職員を配置すること。 ② 育児指導担当職員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 (ア) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。）の資格を有する者 (イ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第83条に規定する児童生活支援員 (ウ) 設備運営基準第43条に規定する児童指導員 (エ) 設備運営基準第82条に規定する児童自立支援専門員 (オ) 上記の資格に準じた者又は子どもの発達段階に応じた子育て</p>	<p>1 育児指導機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨 乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族はもとより、地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じ、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら伝えること等により、子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図る。</p> <p>(2) 支援対象者 乳児院等に入所している児童とその家族、児童相談所や乳児院等に相談のあった地域で子育て中の家庭等で支援が必要な者とする。</p> <p><u>(3) 事業の実施及び内容</u> 次の①から③の事業を行うこと。 ① 育児指導担当職員を配置すること。 ② 育児指導担当職員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 (ア) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。）の資格を有する者 (イ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第83条に規定する児童生活支援員 (ウ) 設備運営基準第43条に規定する児童指導員 (エ) 設備運営基準第82条に規定する児童自立支援専門員 (オ) 上記の資格に準じた者又は子どもの発達段階に応じた子育て</p>
--	--

<p>て方法の知識がある者であって、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>③ 育児指導担当職員は、育児指導機能強化事業全体の企画、関係機関との円滑な調整、支援対象者に面接や宿泊指導、親子レクリエーション、家庭訪問等の支援等を行うこと。</p> <p><u>(5) 留意事項</u></p> <p>① 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。 ② 親子訓練室等の設備を設けている場合は、必要に応じて活用するなど、適切な支援に努めること。 ③ 支援対象者との信頼関係の構築に努めること。 ④ 支援対象者の意向に配慮すること。 ⑤ 支援対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。 ⑥ 児童入所施設措置費等国庫負担金や本事業以外の補助事業の対象となる職員については、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>2 医療機関等連携強化事業</p> <p>(1) 趣旨 乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等（以下「医療的ケアが必要な児童等」という。）の円滑な受入を促進する。</p> <p><u>(2) 対象施設</u> <u>乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設とする。</u></p> <p><u>(3) 事業の実施及び内容</u> 次の①から③の事業を行うこと。</p>	<p>て方法の知識がある者であって、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>③ 育児指導担当職員は、育児指導機能強化事業全体の企画、関係機関との円滑な調整、支援対象者に面接や宿泊指導、親子レクリエーション、家庭訪問等の支援等を行うこと。</p> <p><u>(4) 留意事項</u></p> <p>① 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。 ② 親子訓練室等の設備を設けている場合は、必要に応じて活用するなど、適切な支援に努めること。 ③ 支援対象者との信頼関係の構築に努めること。 ④ 支援対象者の意向に配慮すること。 ⑤ 支援対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。 ⑥ 児童入所施設措置費等国庫負担金や本事業以外の補助事業の対象となる職員については、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>2 医療機関等連携強化事業</p> <p>(1) 趣旨 乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等（以下「医療的ケアが必要な児童等」という。）の円滑な受入を促進する。</p> <p><u>(2) 事業の実施及び内容</u> 次の①から③の事業を行うこと。</p>
--	---

<p>① 医療機関等連絡調整員を配置すること。</p> <p>② 医療機関等連絡調整員は、医療や保健分野等の知識がある者を配置すること。</p> <p>③ 医療機関等連絡調整員は、医療機関等との連絡調整や医師又は嘱託医との連携、医療的ケアが必要な児童等の医療機関への受診の付添等を行うこと。</p> <p>④ ③の業務に加え、以下の業務を行う場合は保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を配置すること。</p> <p>ア 医療的ケアが必要な児童等に対する支援及び緊急時における対応等</p> <p>イ 医療的ケアが必要な児童等の健康管理及び身体発達上や健康上の相談への対応</p> <p>ウ その他医療的ケアが必要な児童等への支援のために必要な業務</p> <p>⑤ 児童入所施設措置費等国庫負担金や本事業以外の補助事業の対象となる職員については、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(4) 留意事項 医療機関等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。</p> <p><u>3 産前・産後母子支援事業</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u> <u>出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以下「特定妊婦等」という。）への支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供する。</u></p> <p><u>(2) 対象施設</u> <u>産科医療機関、母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、その他</u></p>	<p>① 医療機関等連絡調整員を配置すること。</p> <p>② 医療機関等連絡調整員は、医療や保健分野等の知識がある者を配置すること。</p> <p>③ 医療機関等連絡調整員は、医療機関等との連絡調整や医師又は嘱託医との連携、医療的ケアが必要な児童等の医療機関への受診の付添等を行うこと。</p> <p>④ ③の業務に加え、以下の業務を行う場合は保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を配置すること。</p> <p>ア 医療的ケアが必要な児童等に対する支援及び緊急時における対応等</p> <p>イ 医療的ケアが必要な児童等の健康管理及び身体発達上や健康上の相談への対応</p> <p>ウ その他医療的ケアが必要な児童等への支援のために必要な業務</p> <p>⑤ 児童入所施設措置費等国庫負担金や本事業以外の補助事業の対象となる職員については、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 留意事項 医療機関等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。</p>
--	---

<p><u>児童相談所設置自治体が（3）に掲げる事業内容を適切に実施することができる」と認めた施設（以下「実施施設」という。）とする。</u></p> <p><u>(3) 事業の実施及び内容</u></p> <p><u>①支援コーディネーターの配置等による支援</u></p> <p><u>(ア) 産科医療機関の場合</u></p> <p><u>特定妊婦等の心身の状況（妊娠、出産についての葛藤等）に配慮しつつ、妊婦が安心して出産し、母と子がより良い生活を送ることができるよう支援することを念頭に、</u></p> <p><u>ア 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など、特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。</u></p> <p><u>イ 出産後における母と子の生活について、どのような支援が必要か検討すること。</u></p> <p><u>検討に際しては、担当医師、助産師など実施施設における複数の職員により行うこと。</u></p> <p><u>なお、この際、医療や保健だけでなく、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村等関係機関の参画を得て検討を行うこと。</u></p> <p><u>ウ イの検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡するとともに、児童相談所と共同して対応すること。</u></p> <p><u>エ イにおける検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図ること。</u></p> <p><u>オ 母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、実施施設内に、コーディネーターを配置すること。</u></p> <p><u>なお、コーディネーターは、実施施設の医師、助産師、その他の職員から適切な者を選任すること。</u></p>	
---	--

<p>また、母子生活支援施設への一時保護委託など、特定妊婦等に対して緊急的な住まいを提供できる体制を確保すること。</p> <p>カ 出産後の母と子に対する支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。</p> <p>また、母による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対応すること。</p> <p>(イ) 産科医療機関以外の施設等の場合</p> <p>特定妊婦等が受診した産科医療機関と連携を図りつつ、母と子がより良い生活が送れるよう支援することを念頭に、</p> <p>ア 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。</p> <p>イ 母と子の現在の生活を支えつつ、母と子の将来の生活設計について、母の意向を十分に踏まえながら検討すること。</p> <p>検討に際しては、当該母子の担当職員の他、看護師、保育士、児童指導員、母子支援員など実施施設における複数の職員により行うこと。</p> <p>なお、この際、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助、就業支援等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、就業支援機関等関係機関の参画を得て検討を行うこと。</p> <p>並行して、家事など日常生活面での自立については、施設内において習得させていくことが望ましいこと。</p> <p>ウ イの検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応すること。</p> <p>エ イにおける検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成すると</p>	
---	--

<p>ともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図ること。</p> <p>オ 母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、実施施設内にコーディネーターを配置すること。</p> <p>なお、コーディネーターは、実施施設の看護師、保育士、児童指導員、母子支援員、その他の職員から適切な者を選任すること。</p> <p>また、近隣の産科医療機関からの協力を得ること等により、出産直前の特定妊婦等から相談があった際に迅速に対応できる体制を確保すること。</p> <p>カ 出産後の母と子に対する支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。</p> <p>また、母による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対応すること。</p> <p>②看護師の配置等による支援</p> <p>(ア) 特定妊婦等や出産後の母と子に対して、一時保護委託等を受けることにより実施施設において緊急的な住まいを提供し、看護師による専門性を活かした支援を実施するとともに、自立に向けた家事などの日常生活上の援助や住まいの確保に向けた支援等を行うこと。</p> <p>(イ) 支援に当たっては、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制を確保すること。</p> <p>(ウ) 自立に向けた支援は、出産後における母と子の生活について、どのような支援が必要か検討する。</p> <p>なお、この際、医療や保健だけでなく、住まいの確保や経済的な援助、就業支援等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村等関係機関の参画を得て検討を行うこと。</p> <p>(エ) 支援の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地</p>	
--	--

<p><u>域を管轄する児童相談所に連絡するとともに、児童相談所と共同して対応する。</u></p> <p><u>(オ) ウにおける検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図る。</u></p> <p><u>(カ) 特定妊婦等や出産後の母と子に対する支援を行う担当者として、実施施設内に看護師を配置すること。</u></p> <p><u>(キ) 必要に応じて(カ)の担当者が行う特定妊婦等や出産後の母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を補助する者を配置すること。</u></p> <p><u>(ク) 出産後の母と子に対する支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。</u></p> <p><u>また、母による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対応すること。</u></p> <p><u>③住まいの提供に当たっての環境改善</u></p> <p><u>(ア) 実施施設において、特定妊婦等や主産後の母と子に対して、一時保護委託等を受けることにより緊急的な住まいを提供するため、施設の改修及び備品の購入等により環境改善を図ること。</u></p> <p><u>(イ) (ア)の環境改善を図る実施施設は、当該年度中、又は翌年度中に①又は②の事業を実施する場合に限られること。</u></p> <p><u>(4) 留意事項</u></p> <p><u>① 本事業の実施に当たり、実施主体は、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わるコーディネーターや実施施設の職員（以下「コーディネーター等」という。）が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、コーディネーター等に対し、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において定めること。</u></p>	
---	--

<p><u>また、関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。</u></p> <p><u>② 実施主体は、本事業で対象となった特定妊婦等と出産後の子どもについて、要保護児童対策地域協議会の対象ケースとして、地域における具体的な支援体制を構築すること。</u></p> <p>第4 経費の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>第5 経費の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>
---	---

子 発 ※ 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長

殿

児童養護施設等体制強化事業実施要綱

第1 目的

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員（以下「児童指導員等」という。）の資格を取得することを旨とする。児童指導員等の補助を行う者（以下「補助者」という。）として雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。
ただし、対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」とする。）とする。

第3 事業の内容

児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇い上げに必要な費用の一部を補助する。

第4 対象施設

本事業の対象は、補助者の雇い上げを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）とする。

第5 実施要件

- 本事業により雇い上げる補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。
- (1) 以下の資格要件を満たしていない者であること。
 - ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第43条に規定する児童指導員、設備運営基準第82条に規定する児童自立支援専門員、設備運営基準第83条に規定する児童生活支援員、設備運営基準第28条に規定する母子支援員
 - ② 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）（以下「施行規則」という。）第36条の8第3項に規定する指導員
 - (2) 児童指導員等の資格を取得することを旨とする者であって、資格要件を満たした後も引き続き勤務施設又は他の社会的養護関係施設（第4に規定する施設）で勤務を続ける意欲を持った者で、都道府県等が適当と認める者であること。
 - (3) 対象施設は、実施主体に対し、実施計画書を提出すること。
 - ① 本事業による補助者の業務内容及び勤務時間、補助者の雇い上げにより、児

児童養護施設等体制強化事業の実施について

児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童養護施設等における人材の確保に向けて、別紙のとおり「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

童指導員等の負担が軽減される業務内容

② 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（補助者の配置を除く。）

第6 留意事項

(1) 本事業により雇い上げを行った補助者は、以下の期間を上限として、雇い上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象とすることができること。

① 児童指導員の資格取得を目指す者

ア 設備運営基準第43条第8号の規定により資格取得を目指す者 2年

イ 設備運営基準第43条第10号の規定により資格取得を目指す者 3年

② 児童自立支援専門員の資格取得を目指す者

ア 設備運営基準第82条第4号から第6号の規定により資格取得を目指す者 1年

イ 設備運営基準第82条第7号の規定により資格取得を目指す者 3年

③ 児童生活支援員の資格取得を目指す者

ア 設備運営基準第83条第3号の規定により資格取得を目指す者 3年

④ 母子支援員の資格取得を目指す者

ア 設備運営基準第28条第5号の規定により資格取得を目指す者 2年

⑤ 指導員の資格取得を目指す者

ア 施行規則第36条の8第3項第3号の規定により資格取得を目指す者 2年

(2) 補助者の勤務時間は業務内容等に応じて施設で判断すること。

(3) 補助者の雇い上げを行う施設は、本事業により配置する補助者が、資格要件を満たした後も引き続き働き続け勤務施設又は他の社会的養護関係施設（第4に規定する施設）で勤務を続けられるよう、配慮すること。

第7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとす。

「社会的養護自立支援事業等の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発 0331 第 10 号 平成 29 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: center;"><u>【一部改正】平成※年※月※日子発※第※号</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">社会的養護自立支援事業等の実施について</p> <p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則 22 歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができるよう別紙 1 のとおり「社会的養護自立支援事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>また、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に支障が生じることのないよう、別紙 2 のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0331 第 10 号 平成 29 年 3 月 31 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">社会的養護自立支援事業等の実施について</p> <p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合には、原則 22 歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができるよう別紙 1 のとおり「社会的養護自立支援事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>また、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に支障が生じることのないよう、別紙 2 のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>

<p><u>については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。</u></p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成 19 年 4 月 23 日付雇児発第 0423005 号「身元保証人確保対策事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>	<p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成 19 年 4 月 23 日付雇児発第 0423005 号「身元保証人確保対策事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>
---	---

<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">社会的養護自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。 <u>ただし、対象となる者が母子生活支援施設を退所した者である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」）とする。</u></p> <p>なお、都道府県等は、4の（1）から（4）に掲げる事業内容を適切に実施することができると認められた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。ただし、4の（1）に掲げる事業は、都道府県等が自ら実施することを原則とする。4の（1）の事業を委託して実施する場合でも、継続支援計画の作成に当たっては、実施主体（児童相談所）が継続支援計画作成のための会議に出席し、情報共有するとともに確認すること。</p> <p>また、4の（5）に掲げる事業については、都道府県等は事業内容を適切に実施することができると認められた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。</p> <p>3 対象となる者</p>	<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">社会的養護自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市、<u>（以下「都道府県等」という。）</u>とする。</p> <p>なお、都道府県等は、4の（1）から（4）に掲げる事業内容を適切に実施することができると認められた者に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。ただし、4の（1）に掲げる事業は、都道府県等が自ら実施することを原則とする。4の（1）の事業を委託して実施する場合でも、継続支援計画の作成に当たっては、実施主体（児童相談所）が継続支援計画作成のための会議に出席し、情報共有するとともに確認すること。</p> <p>また、4の（5）に掲げる事業については、都道府県等は事業内容を適切に実施することができると認められた者であって、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できることとする。</p> <p>3 対象となる者</p>
--	---

<p>(1) 4の（1）から（4）の事業</p> <p>本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。</p> <p>ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。</p> <p>なお、4の（1）の事業による計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定すること。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、<u>母子生活支援施設</u>（以下「施設等」という。）を退所又は、小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）、里親への委託を解除された者（<u>母子生活支援施設にあっては保護者を含む。</u>）</p> <p>② 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者（同項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等を除く。）</p> <p>(2) 4の（5）及び（6）の事業</p> <p>本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>① 施設等に入所している者及び退所した者（<u>母子生活支援施設にあっては保護者を含む。</u>）</p> <p>② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者</p> <p>③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者</p> <p>4 事業内容</p> <p>必須事業として、次の（1）及び（5）を行うこととし、（2）から（4）及び（6）の事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただ</p>	<p>(1) 4の（1）から（3）の事業</p> <p>本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者とする。</p> <p>ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。</p> <p>なお、4の（1）の事業による計画は、年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除された全ての者を対象に策定すること。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（以下「施設等」という。）を退所又は、小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）、里親への委託を解除された者</p> <p>② 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者（同項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等を除く。）</p> <p>(2) 4の（4）及び（5）の事業</p> <p>本事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>① 施設等に入所している者及び退所した者</p> <p>② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者</p> <p>③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者</p> <p>④ <u>母子生活支援施設に入所している者及び退所した者（保護者を含む。）</u></p> <p>4 事業内容</p> <p>必須事業として、次の（1）及び（4）を行うこととし、（2）、（3）及び（5）の事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただ</p>
---	---

し、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(5)の事業を実施していない場合でも、(2)から(4)による支援を行うことができることとする。

(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除(以下「措置解除」という。)後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- (ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者
- (イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者
- (ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めたる者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法(居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等)などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、

し、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(4)の事業を実施していない場合でも、(2)及び(3)による支援を行うことができることとする。

(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除(以下「措置解除」という。)後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。

イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- (ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者
- (イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者
- (ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めたる者

ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。

エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法(居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等)などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、

て、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議(支援担当者会議)を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

(2) 居住に関する支援

ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。

(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)、児童自立生活援助事業を行う住居(以下「自立援助ホーム」という。)や施設等において居住の場を提供すること。なお、自立援助ホームや施設等において居住する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、居住に要する費用を支給することとする。

(自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費(定員に応じた事務費の保護単価)が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。)また、里親の居宅やファミリーホームにおいて実施する場合も、居住に要する費用を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。

(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。

イ アの(ア)の居住費の支給を行う場合は、自立援助ホームや施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、

て、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議(支援担当者会議)を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。

(2) 居住に関する支援

ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。

(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)、児童自立生活援助事業を行う住居(以下「自立援助ホーム」という。)や施設等において居住の場を提供すること。なお、自立援助ホームや施設等において居住する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、居住に要する費用を支給することとする。

(自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費(定員に応じた事務費の保護単価)が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。)また、里親の居宅やファミリーホームにおいて実施する場合も、居住に要する費用を支給することとする。

なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。

(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。

イ アの(ア)の居住費の支給を行う場合は、自立援助ホームや施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、

<p>自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。</p> <p>ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 児童指導員である者</p> <p>(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者</p> <p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>エ アの(ア)の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に引き続き居住を希望する場合、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合は、措置解除前に申込書を措置をした都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体(又は経営主体)の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。</p> <p>オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」(以下「貸付事業」という。)により事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給できることとする。</p> <p>(3) 生活費の支給</p> <p>ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合に生活費を支給することとする。</p> <p>なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等</p>	<p>自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。</p> <p>ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 児童指導員である者</p> <p>(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者</p> <p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>エ アの(ア)の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に引き続き居住を希望する場合、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合は、措置解除前に申込書を措置をした都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体(又は経営主体)の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。</p> <p>オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」(以下「貸付事業」という。)により事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給できることとする。</p> <p>(3) 生活費の支給</p> <p>ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合に生活費を支給することとする。</p> <p>なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等</p>
--	--

<p>は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。</p> <p>イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。</p> <p>ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。</p> <p>エ 3に定める対象者のうち貸付事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に生活費を支給することができる。</p> <p><u>(4) 学習費等の支給</u></p> <p><u>ア (2)又は(3)による支援を受けている者に対して、次の(ア)から(ク)に定める費用を支給することとする。</u></p> <p><u>(ア) 特別育成費(基本分)</u></p> <p><u>高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。</u></p> <p><u>(イ) 特別育成費(資格取得等特別加算)</u></p> <p><u>高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。</u></p> <p><u>なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。</u></p>	<p>は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。</p> <p>イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。</p> <p>ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。</p> <p>エ 3に定める対象者のうち貸付事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に生活費を支給することができる。</p>
--	---

<p><u>(ウ) 特別育成費（補習費）</u> <u>高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。</u></p> <p><u>(エ) 特別育成費（補習費特別分）</u> <u>(ウ)の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。</u></p> <p><u>(オ) 就職支度費（一般分）</u> <u>就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。</u> <u>就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。</u> <u>なお、雇間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。</u> <u>また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。</u></p> <p><u>(カ) 就職支度費（特別基準分）</u> <u>(オ)の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(オ)に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。</u> <u>ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。</u> <u>i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者</u> <u>ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者</u></p>	
---	--

<p><u>(キ) 大学進学等自立生活支度費（一般分）</u> <u>大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。</u> <u>また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。</u></p> <p><u>(ク) 大学進学等自立生活支度費（特別基準分）</u> <u>(キ)の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(キ)に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。</u> <u>ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。</u> <u>i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者</u> <u>ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者</u></p> <p><u>イ 日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</u></p> <p>(5) 生活相談の実施 ア 生活相談支援担当職員を配置すること。 イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 (ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条に定める児童指導員の資格を有する者</p>	<p>(4) 生活相談の実施 ア 生活相談支援担当職員を配置すること。 イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 (ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条に定める児童指導員の資格を有する者</p>
---	---

<p>(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者 ウ 退所を控えた者に対する支援</p> <p>(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</p> <p>(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</p> <p>(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。</p> <p>(オ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。</p> <p>エ 退所後の支援</p> <p>(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。</p> <p>(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4（5）就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。</p> <p>(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。</p> <p>(6) 就労相談の実施</p> <p>ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。</p> <p>イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支</p>	<p>(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者 ウ 退所を控えた者に対する支援</p> <p>(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</p> <p>(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</p> <p>(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。</p> <p>(オ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。</p> <p>エ 退所後の支援</p> <p>(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。</p> <p>(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4（5）就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。</p> <p>(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。</p> <p>(5) 就労相談の実施</p> <p>ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。</p> <p>イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支</p>
--	--

<p>援を行うこと。</p> <p>ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。</p> <p>エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。</p> <p>オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。</p> <p>カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。</p> <p>5 設備</p> <p>4 (5) 及び4 (6) に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 相談室</p> <p>(2) 対象者が集まることができる設備</p> <p>(3) その他事業を実施するために必要な設備</p> <p>6 事業の実施にあたっての留意事項</p> <p>(1) 本事業を実施するにあたっては、4 (1) の支援コーディネーター、4 (5) の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。ただし、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。</p> <p>なお、4 (2) から (4) による支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4 (1) 及び (5) の実施に先行して4 (2) から (4) による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。</p> <p>(2) 対象者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 対象者及び保護者の意向に配慮すること。</p> <p>(4) 4 (5) に掲げる事業及び4 (6) に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。</p>	<p>援を行うこと。</p> <p>ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。</p> <p>エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。</p> <p>オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。</p> <p>カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。</p> <p>5 設備</p> <p>4 (4) 及び4 (5) に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 相談室</p> <p>(2) 対象者が集まることができる設備</p> <p>(3) その他事業を実施するために必要な設備</p> <p>6 事業の実施にあたっての留意事項</p> <p>(1) 本事業を実施するにあたっては、4 (1) の支援コーディネーター、4 (4) の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。ただし、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。</p> <p>なお、4 (2) 及び (3) による支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4 (1) 及び (4) の実施に先行して4 (2) 及び (3) による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。</p> <p>(2) 対象者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 対象者及び保護者の意向に配慮すること。</p> <p>(4) 4 (4) に掲げる事業及び4 (5) に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。</p>
--	--

<p>(5) 対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。</p> <p>(6) 4 (5) に掲げる事業及び4 (6) に掲げる事業を委託して実施する場合には、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。</p> <p>(7) 対象者が都道府県等の管外に転居する場合であって、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合も必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。</p> <p>なお、対象者が都道府県等の管外に転居し里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合の居住に関する支援や生活費の支給等必要な支援を行う場合の費用負担については、転居前の都道府県等が行うこと。</p> <p>(8) 貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。</p> <p>(9) 平成28年度において、平成29年3月31日雇児発0331第53号『「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について』による改正前の「児童家庭支援センターの設置運営等について」の別紙2「退所児童等アフターケア事業等実施要綱」に基づく退所児童等アフターケア事業を実施していた都道府県等については、当分の間、4の(1)及び(5)の事業を必須事業としないことが出来る。</p> <p>7 経費の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>(5) 対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。</p> <p>(6) 4 (4) に掲げる事業及び4 (5) に掲げる事業を委託して実施する場合には、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。</p> <p>(7) 対象者が都道府県等の管外に転居する場合であって、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合も必要な支援が継続されるよう、引っ越し先の関係機関とも連絡調整を行い、必要な支援体制を確保すること。</p> <p>なお、対象者が都道府県等の管外に転居し里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合の居住に関する支援や生活費の支給等必要な支援を行う場合の費用負担については、転居前の都道府県等が行うこと。</p> <p>(8) 貸付事業の実施主体と密に連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。</p> <p>(9) 平成28年度において、平成29年3月31日雇児発0331第53号『「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について』による改正前の「児童家庭支援センターの設置運営等について」の別紙2「退所児童等アフターケア事業等実施要綱」に基づく退所児童等アフターケア事業を実施していた都道府県等については、当分の間、4の(1)及び(4)の事業を必須事業としないことが出来る。</p> <p>7 経費の補助</p> <p>国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>
---	---

<p>(別紙2)</p> <p>身元保証人確保対策事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等(以下「子ども等」という。)の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>(2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)とする。</p> <p>3 対象となる子ども等</p> <p>この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者(以下「ファミリーホーム事業者」という。)を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで2年以内の者</p>	<p>(別紙2)</p> <p>身元保証人確保対策事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等(以下「子ども等」という。)の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>(2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)とする。</p> <p>3 対象となる子ども等</p> <p>この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者(以下「ファミリーホーム事業者」という。)を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで2年以内の者</p>
---	---

<p>② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」(以下「社会的養護自立支援事業」という。)において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(ファミリーホーム)や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第5条の規定により売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑦ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>4 対象となる被保証人 この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母(保護者)等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となるのが適当なものとする。</p> <p>① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。</p> <p>② 父母等に心身の障害がある。</p>	<p>② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」(以下「社会的養護自立支援事業」という。)において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(ファミリーホーム)や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第5条の規定により売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑦ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>4 対象となる被保証人 この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母(保護者)等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となるのが適当なものとする。</p> <p>① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。</p> <p>② 父母等に心身の障害がある。</p>
---	---

<p>③ 父母等が経済的に困窮している。</p> <p>④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。</p> <p>5 対象となる保証人 この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長とする。</p> <p>② 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。</p> <p>④ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者については、設置主体(又は経営主体)主体の代表者又は援助の実施をした児童相談所長とする。</p> <p>⑤ 平成29年3月31日雇児発0331第56号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者については、設置(又は経営)主体の代表者とする。</p> <p>⑥ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所(いずれも一時保護委託を含む。)については、児童相談所、婦人相談所の所長とする。</p> <p>⑦ 社会的養護自立支援事業については、施設長、里親、養育者又は設置(又は経営)主体の代表者とする。</p> <p>6 保証範囲</p> <p>① 就職時の身元保証 被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>② アパート等の賃借時の連帯保証 賃貸住宅又は賃貸施設(以下「賃貸住宅等」という。)に関し、被</p>	<p>③ 父母等が経済的に困窮している。</p> <p>④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。</p> <p>5 対象となる保証人 この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長とする。</p> <p>② 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。</p> <p>④ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者については、設置主体(又は経営主体)主体の代表者又は援助の実施をした児童相談所長とする。</p> <p>⑤ 平成29年3月31日雇児発0331第56号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者については、設置(又は経営)主体の代表者とする。</p> <p>⑥ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所(いずれも一時保護委託を含む。)については、児童相談所、婦人相談所の所長とする。</p> <p>⑦ 社会的養護自立支援事業については、施設長、里親、養育者又は設置(又は経営)主体の代表者とする。</p> <p>6 保証範囲</p> <p>① 就職時の身元保証 被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>② アパート等の賃借時の連帯保証 賃貸住宅又は賃貸施設(以下「賃貸住宅等」という。)に関し、被</p>
---	---

<p>保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。</p> <p>ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い</p> <p>イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い</p> <p>ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い</p> <p>エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い</p> <p>③ 大学等入学時の身元保証 被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>7 保証期間 この事業における保証期間は、次のとおりとする。</p> <p>① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。</p> <p>③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。</p> <p>8 保証限度額 この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 就職時の身元保証 200万円</p>	<p>保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。</p> <p>ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い</p> <p>イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い</p> <p>ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い</p> <p>エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い</p> <p>③ 大学等入学時の身元保証 被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>7 保証期間 この事業における保証期間は、次のとおりとする。</p> <p>① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。</p> <p>③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。</p> <p>8 保証限度額 この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 就職時の身元保証 200万円</p>
---	---

<p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 200万円</p> <p>9 保険料</p> <p>① 就職時の身元保証 年間保険料 10,560円（月額 880円）</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料 19,152円（月額 1,596円）</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 年間保険料 10,560円（月額 880円）</p> <p>10 求償権 全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。 ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。</p> <p>① 被保証人が死亡したとき。</p> <p>② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。</p> <p>③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。</p> <p>④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。</p> <p>11 身元保証人確保対策事業運営委員会 この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。 なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。</p>	<p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 200万円</p> <p>9 保険料</p> <p>① 就職時の身元保証 年間保険料 10,560円（月額 880円）</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料 19,152円（月額 1,596円）</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 年間保険料 10,560円（月額 880円）</p> <p>10 求償権 全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。 ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。</p> <p>① 被保証人が死亡したとき。</p> <p>② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。</p> <p>③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。</p> <p>④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。</p> <p>11 身元保証人確保対策事業運営委員会 この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。 なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。</p>
--	--

<p>12 身元保証審査会 委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。 なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。</p> <p>13 経費 国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。</p>	<p>12 身元保証審査会 委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。 なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。</p> <p>13 経費 国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。</p>
--	--

「就学者自立支援生活援助事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発 0331 第 56 号 平成 29 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: center;"><u>【一部改正】平成※年※月※日子発※第※号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">就学者自立生活援助事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）により、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、22 歳の年度末までにある大学等就学中の者を対象に追加したことから、20 歳到達後から 22 歳の年度末までの間における支援を引き続き受けることができるよう別紙のとおり「就学者自立生活援助事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0331 第 56 号 平成 29 年 3 月 31 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">就学者自立生活援助事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）により、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、22 歳の年度末までにある大学等就学中の者を対象に追加したことから、20 歳到達後から 22 歳の年度末までの間における支援を引き続き受けることができるよう別紙のとおり「就学者自立生活援助事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。</p>

<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">就学者自立生活援助事業実施要綱</p> <p>1 目的 就学者自立生活援助事業は、大学等に就学中であって、満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満 20 歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。）に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>3 就学者自立生活援助事業者 就学者自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。）が平成 10 年 4 月 22 日付児発第 344 号「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」により、適当と認めたとする。</p> <p>4 対象者 次の（1）から（3）の要件を全て満たす者を対象者とし、定員の範囲内で 20 歳到達後から 22 歳の年度末までの間において支援を実施する。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22 歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">就学者自立生活援助事業実施要綱</p> <p>1 目的 就学者自立生活援助事業は、大学等に就学中であって、満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満 20 歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。）に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>3 就学者自立生活援助事業者 就学者自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。）が平成 10 年 4 月 22 日付児発第 344 号「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」により、適当と認めたとする。</p> <p>4 対象者 次の（1）から（3）の要件を全て満たす者を対象者とし、定員の範囲内で 20 歳到達後から 22 歳の年度末までの間において支援を実施する。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22 歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。</p>
--	--

<p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の2の6で定める者であること。</p> <p><注:児童福祉法施行規則第1条の2の6で定める者></p> <p>① 学校教育法第50条に規定する高等学校に在学する生徒</p> <p>② 学校教育法第63条に規定する中等教育学校に在学する生徒</p> <p>③ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)に在学する生徒</p> <p>④ 学校教育法第83条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を含む。)に在学する学生</p> <p>⑤ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学に在学する学生</p> <p>⑥ 学校教育法第115条に規定する高等専門学校に在学する学生</p> <p>⑦ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する生徒</p> <p>⑧ ①～⑦に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生</p> <p>(2) 満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者。</p> <p>(3) 満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者。</p> <p>5 事業内容</p> <p>本事業は、対象者が自立した生活を営むことができよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。</p> <p>① 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導</p>	<p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の2の6で定める者であること。</p> <p><注:児童福祉法施行規則第1条の2の6で定める者></p> <p>① 学校教育法第50条に規定する高等学校に在学する生徒</p> <p>② 学校教育法第63条に規定する中等教育学校に在学する生徒</p> <p>③ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)に在学する生徒</p> <p>④ 学校教育法第83条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を含む。)に在学する学生</p> <p>⑤ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学に在学する学生</p> <p>⑥ 学校教育法第115条に規定する高等専門学校に在学する学生</p> <p>⑦ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する生徒</p> <p>⑧ ①～⑦に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生</p> <p>(2) 満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者。</p> <p>(3) 満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者。</p> <p>5 事業内容</p> <p>本事業は、対象者が自立した生活を営むことができよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。</p> <p>① 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導</p>
---	---

<p>② 対象者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関との連携</p> <p>6 申込み、入居及び退去時の取り扱い等</p> <p>(1) 都道府県等は、対象者から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び生活指導等を行うよう努めなければならない。</p> <p>(2) 援助の実施を希望する者は、申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する者からの依頼を受けて、この者に代わって都道府県等に申込書の提出を行うことができる。</p> <p>ただし、満20歳に達する日の前日において、児童自立生活援助が行われていた者であって、引き続き入居を希望する者については、申込書の提出を省略することができる。</p> <p>(3) 都道府県等は、(1)の申込みにより援助を実施する場合や、変更又は解除する場合は、事業者の意見を聞かなければならない。</p> <p>(4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県等以外の都道府県等が、援助の実施を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県等に協議するものとする。</p> <p>(5) 都道府県等は、児童福祉法施行規則第36条の27に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関すること等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。ただし、自立援助ホームの位置に関する情報にあっては、当該自立援助ホームに係る入所者の安全の確保のため必要があるときは、自立援助ホームへの入居を希望する対象者又は依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。</p> <p>(6) 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県等に報告するものとする。</p>	<p>② 対象者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関との連携</p> <p>6 申込み、入居及び退去時の取り扱い等</p> <p>(1) 都道府県等は、対象者から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び生活指導等を行うよう努めなければならない。</p> <p>(2) 援助の実施を希望する者は、申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する者からの依頼を受けて、この者に代わって都道府県等に申込書の提出を行うことができる。</p> <p>ただし、満20歳に達する日の前日において、児童自立生活援助が行われていた者であって、引き続き入居を希望する者については、申込書の提出を省略することができる。</p> <p>(3) 都道府県等は、(1)の申込みにより援助を実施する場合や、変更又は解除する場合は、事業者の意見を聞かなければならない。</p> <p>(4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県等以外の都道府県等が、援助の実施を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県等に協議するものとする。</p> <p>(5) 都道府県等は、児童福祉法施行規則第36条の27に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関すること等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。ただし、自立援助ホームの位置に関する情報にあっては、当該自立援助ホームに係る入所者の安全の確保のため必要があるときは、自立援助ホームへの入居を希望する対象者又は依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。</p> <p>(6) 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県等に報告するものとする。</p>
--	--

<p>7 実施にあたっての事業者の留意事項</p> <p>事業者は次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 対象者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、対象者との信頼関係の上になんて援助及び生活指導等を行うこと。</p> <p>(2) 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関、対象者の家庭と密接に連携をとり、対象者に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。</p> <p>(3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、対象者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。</p> <p>(4) 特に虐待など受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な対象者に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。</p> <p>(5) 事業者は、対象者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 職員に対し、入居者に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。</p> <p>② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>③ 援助に関する対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部</p>	<p>7 実施にあたっての事業者の留意事項</p> <p>事業者は次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 対象者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、対象者との信頼関係の上になんて援助及び生活指導等を行うこと。</p> <p>(2) 大学、高等学校など教育機関、児童相談所等関係機関、対象者の家庭と密接に連携をとり、対象者に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。</p> <p>(3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、対象者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。</p> <p>(4) 特に虐待など受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な対象者に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。</p> <p>(5) 事業者は、対象者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 職員に対し、入居者に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。</p> <p>② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>③ 援助に関する対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部</p>
---	---

<p>の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(6) 都道府県等からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的(6か月に1回以上)に調査を受けること。</p> <p>(7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月1回以上入居者に知らせること。</p> <p>なお、事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者の同意を得ずに取り扱うことがないよう留意すること。</p> <p>(8) その他、対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。</p> <p>(9) 援助の実施に要する費用</p> <p>① 特別育成費について</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>4に定める対象者のうち高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。</p> <p>(イ) 資格取得等特別加算</p> <p>4に定める対象者のうち高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。</p> <p>なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支</p>	<p>の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(6) 都道府県等からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的(6か月に1回以上)に調査を受けること。</p> <p>(7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月1回以上入居者に知らせること。</p> <p>なお、事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者の同意を得ずに取り扱うことがないよう留意すること。</p> <p>(8) その他、対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。</p> <p>(9) 援助の実施に要する費用</p> <p>① 特別育成費について</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>4に定める対象者のうち高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者であって、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給することができる。</p> <p>(イ) 資格取得等特別加算</p> <p>4に定める対象者のうち高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給することができる。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。</p> <p>なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支</p>
---	---

<p>給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。</p> <p>(ウ) 補習費 <u>4に定める対象者のうち高等学校に在学している者であつて大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。</u></p> <p>(エ) 補習費特別分 <u>(ウ)の対象者であつて特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。</u></p> <p>② 就職支度費について (ア) 一般分 4に定める対象者のうち就職するため援助の実施が解除された者及び既に就職している状態で援助の実施を解除された者について、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要となる経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。 就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。 なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。また、過去に就職支度費を支給された者は対象外である。</p> (イ) 特別基準分 (ア)の支給対象者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者について、援助の実施が解除された時に(ア)の外に支給する。 ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付という。)の受給者	<p>給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。</p> <p>② 就職支度費について (ア) 一般分 4に定める対象者のうち就職するため援助の実施が解除された者及び既に就職している状態で援助の実施を解除された者について、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服等の購入費に充て現物給付又は口座振込の方法で支給することができることとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。 就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。 なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。また、過去に就職支度費を支給された者は対象外である。</p> (イ) 特別基準分 (ア)の支給対象者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者について、援助の実施が解除された時に(ア)の外に支給 できるもの とする。 ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付という。)の受給者
---	--

<p>である場合には対象とならないので留意すること。</p> <p>i 保護者のいない(死亡あるいは行方不明)者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者</p> <p>③ 大学進学等自立生活支度費について (ア) 一般分 4に定める対象者のうち大学等へ進学した者について、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要となる経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。</p> (イ) 特別基準分 (ア)の支給対象者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者について、援助の実施が解除された時に(ア)の外に支給する。 ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付という。)の受給者である場合には対象とならないので留意すること。 i 保護者のいない(死亡あるいは行方不明)者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者 <p>(ウ) なお、日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者で、援助の実施を解除された対象者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</p>	<p>である場合には対象とならないので留意すること。</p> <p>i 保護者のいない(死亡あるいは行方不明)者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者</p> <p>③ 大学進学等自立生活支度費について (ア) 一般分 4に定める対象者のうち大学等へ進学した者について、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書等の購入費に充て、現物給付又は口座振込の方法で支給することができることとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。</p> (イ) 特別基準分 (ア)の支給対象者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者について、援助の実施が解除された時に(ア)の外に支給 できるもの とする。 ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付という。)の受給者である場合には対象とならないので留意すること。 i 保護者のいない(死亡あるいは行方不明)者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者 <p>(ウ) なお、日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者で、援助の実施を解除された対象者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</p>
---	---

<p>8 入居者の費用負担及び適切な経理処理</p> <p>(1) 事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので、入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。</p> <p>(2) 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。</p> <p>(3) 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。</p> <p>9 経費</p> <p>国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。</p>	<p>8 入居者の費用負担及び適切な経理処理</p> <p>(1) 事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので、入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。</p> <p>(2) 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。</p> <p>(3) 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。</p> <p>9 経費</p> <p>国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。</p>
--	--

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
各 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

殿

児 童 養 護 施 設 等 に お け る I C T 化 等 推 進 事 業 実 施 要 綱

別 紙

1 趣 旨 ・ 目 的

タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化、児童相談所との情報連携等、児童養護施設等におけるICT化を推進し、児童養護施設等の職員の業務負担の軽減を図るとともに、児童相談所における書類作成等の業務を軽減するためにICT化を推進し、児童相談所の職員の業務負担軽減を図る。

また、都道府県、市区町村における費用徴収に関する事務（児童入所施設措置費等、保育所措置費）について、マイナンバーによる情報連携によって、地方税関係情報の提供を受け、事務を処理することが可能となるよう、個人番号制度におけるデータ標準レイアウトの改正に必要な自治体システムの改修等を実施することにより、費用徴収に関する事務の円滑化を図る。

標記については、今般、別紙のとおり「児童養護施設等におけるICT化等推進事業実施要綱」を定め、平成31年2月7日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の適切かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対して周知願いたい。

2 実 施 主 体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市とする。ただし、3の(1)の事業のうち、対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とし、3の(2)及び(3)の事業については、都道府県、指定都市、児童相談所設置市とし、3の(4)の事業については、都道府県、市町村（特別区を含む。）とする。

3 事 業 の 内 容 等

(1) 児 童 養 護 施 設 等 に お け る 業 務 負 担 軽 減 の た め の I C T 化 推 進 事 業

① 事 業 内 容

児童養護施設等の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設でのICT化の推進に資する機器等の整備を図る。なお、システムを導入する場合には、例えば、他の機能と連動した台帳の作成・管理機能、台帳と連動した指導計画の作成機能、台帳や指導計画と連動した日誌の作成機能などを備えたものが考えられる。

② 対 象 施 設

児 童 養 護 施 設、乳 児 院、児 童 心 理 治 療 施 設、児 童 自 立 支 援 施 設、母 子 生 活 支 援 施 設、

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とする。

③ 対象経費

本事業の対象となる費用は、対象施設における職員の業務負担の軽減に資する機能を有した機器やシステム等の導入のために必要な購入費、リース料、保守料、工事費及び通信費とする。

④ 実施計画書について

i) 提出

(a) 対象施設は、ＩＣＴ化実施計画書（別添様式１）とともに確認書類を実施主体に提出すること。

(b) 実施主体は、ＩＣＴ化実施計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに対象施設に通知すること。

ii) 確認書類

ＩＣＴ化実施計画書の確認に当たっては、導入に係る費用の見積書及び導入する機器やシステムに登載されている機能の概要を確認できる資料を提出させること。

⑤ 支払い等

i) 支払い

対象経費は、ＩＣＴ化実施計画書及び確認書類に明示されている内容の機器やシステム等が事業者によって対象施設に導入され、当該費用を対象施設が事業者に支払った後に支払うことができる。

ii) 支払いの申請及び確認

対象施設は、機器やシステム等が対象施設に導入され、当該費用を対象施設が事業者に支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が３月の場合は、３月末）までに、ＩＣＴ化費用支給申請書（別添様式２）及び領収書（又は振込証明書）を、以下「領収書等」という。）、導入した当該機器やシステム等の仕様が確認できる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

また、実施主体は、導入された当該機器やシステムがＩＣＴ化実施計画書提出時の内容と一致しているかどうかについて確認を行うこと。

⑥ 領収書等について

i) 対象経費の領収書は、事業者が対象経費について発行した領収書又は対象施設が

事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

ii) 領収書等には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「事業者の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

カ 「領収印」

iii) 領収書等に訂正のある場合、事業者の訂正印のないものは無効であること。

iv) 提出された領収書等については、確認後、原則として対象施設に返却すること。但し、必要に応じて対象施設了承の上で写しを取っておくこと。

(2) 情報連携体制整備事業

① 事業内容

一時保護委託中の子ども情報の見直しを児童相談所と施設間で一元管理できるシステム及びセキュリティ対策の導入など、ＩＣＴ化により児童相談所と施設等の情報連携を円滑に実施するための機器等の整備を図る。

② 対象経費

本事業の対象となる費用は、児童相談所と施設等の間で、一時保護委託中の子どもの情報等を一元管理できるシステム及びセキュリティ対策の導入などのために必要な購入費、リース料、保守料、工事費及び通信費とする。なお、当該システムの導入に当たって、必要となる備品等の購入等を含めても差し支えない。

③ 実施計画書について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市は、システム導入計画書（別添様式３）とともに導入するシステムの概要等が分かる資料を国に提出すること。

ＩＣＴ化実施計画書の確認に当たっては、導入に係る費用の見積書及び導入する機器やシステムに登載されている機能の概要を確認できる資料を提出させること。

(3) 児童相談所におけるICT化推進事業

① 事業内容

子どもの情報等の管理をシステム化するなど、児童相談所の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務を軽減するため、児童相談所のICT化の推進に資する機器等の整備を図る。

② 対象経費

本事業の対象となる費用は、児童相談所における職員の業務負担の軽減に資する機能を有した機器やシステム等の導入のために必要な購入費、リース料、保守料、工事費及び通信費とする。

(4) マイナンバー情報連携に係るシステム改修等事業

① 事業内容

費用徴収に関する事務（児童入所施設措置費等、保育所措置費）について、マイナンバーによる情報連携によって、地方税関係情報の提供を受け、事務を処理することが可能となるよう、個人番号制度におけるデータ標準レイアウトの改正に必要となる自治体システムの改修等を実施する。

② 対象経費

本事業の対象となる費用は、①の自治体システムの改修等に必要経費とする。

4 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添様式1)

ICT化実施計画書

実施主体の長 殿

平成 年 月 日
対象施設の長 (印)

①施設名		
②住所	(〒 -)	電話 (-)
③機器及びシステムの導入に要する費用 (備考)	※内訳等については別添見積書のとおり 円	

(別添様式2)

ICT化費用支給申請書

実施主体の長 殿

平成 年 月 日
対象施設の長 (印)

①施設名		
②住所	(〒 -)	電話 (-)
③機器及びシステム等の導入に要した費用	円	
(備考)	※内訳等については別添領収書のとおり	

(別添様式3)

番号
平成 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 殿

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長

システム導入計画書

児童相談所名		
システム等の導入に要する費用	円	
(備考)	※内訳等については別添見積書のとおり	

※導入するシステムの概要等が分かる資料を添付してください。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(職員) 第二十一条 (略) 2・3 (略) 4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 7 (略)</p>	<p>(職員) 第二十一条 (略) 2・3 (略) 4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 7 (略)</p>
<p>(職員) 第二十七条 (略) 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 6 (略)</p>	<p>(職員) 第二十七条 (略) 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 6 (略)</p>
<p>(職員) 第四十二条 (略) 2・3 (略) 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当</p>	<p>(職員) 第四十二条 (略) 2・3 (略) 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業</p>

○厚生労働省令第十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十五日

厚生労働大臣 根本 匠

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(職員)
第七十三条 (略)

2 (略)
3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。
4 5 6 (略)

(職員)
第八十条 (略)

2・3 (略)
4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。
5・6 (略)

(児童自立支援専門員の資格)
第八十二条 (略)

一 三 (略)
四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号

(職員)
第七十三条 (略)

2 2 (略)
3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。
4 5 6 (略)

(職員)
第八十条 (略)

2・3 (略)
4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。
5・6 (略)

(児童自立支援専門員の資格)
第八十二条 (略)

一 三 (略)
四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学

する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
5 6 7 (略)

(児童指導員の資格)
第四十三条 (略)

一 三 (略)
四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
六 八 (略)
九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
十 (略)

(職員)
第四十九条 (略)

2 3 14 (略)
15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
5 6 7 (略)

(児童指導員の資格)
第四十三条 (略)

一 三 (略)
四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
六 八 (略)
九 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
十 (略)

(職員)
第四十九条 (略)

2 3 14 (略)
15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

<p>2 五 （略）</p> <p>（略）</p> <p>において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの</p>	<p>2 五 （略）</p> <p>（略）</p> <p>、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの</p>
---	---

「子育て短期支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>雇児発0529第14号 平成26年5月29日</p> <p>【一部改正】雇児発0930第16号 平成26年9月30日</p> <p>【一部改正】雇児発0521第9号 平成27年5月21日</p> <p>【一部改正】子発※第※号 平成※年※月※日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て短期支援事業の実施について</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>雇児発0529第14号 平成26年5月29日</p> <p>【一部改正】雇児発0930第16号 平成26年9月30日</p> <p>【一部改正】雇児発0521第9号 平成27年5月21日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て短期支援事業の実施について</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>子育て短期支援事業実施要綱</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 実施施設等 (1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>市町村又は実施施設は、居宅から実施施設等の間について、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等には、職員が児童に付き添う等、利用者の利便性の向上に努めること。また、児童の安全性の確保等のため、実施施設から保育所や学校等の間の児童への付き添いの実施に努めること。</u></p> <p>5（略）</p>	<p>別紙</p> <p>子育て短期支援事業実施要綱</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 実施施設等 (1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。</u></p> <p>5（略）</p>

別紙 「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 労働省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成26年9月30日雇児発0930第13号「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業</p>

改正後	現 行
<p>(8) <u>平成31年※月※日子発※※※※号「離婚前後親支援モデル事業の実施について」に基づき、各都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う離婚前後親支援モデル事業（仮称）</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)の(イ)、イ及び(2)により算出された額（事業ごとに算出された額）に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(6)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)(5)(7) <u>(8)</u>については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目(3の(4)にあつては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉</p>	<p>並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成26年9月30日雇児発0930第3号「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成27年4月10日雇児発0410第5号「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <p>(6) 平成26年9月30日雇児発0930第4号「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <p>(7) 平成26年3月31日雇児発0331第5号「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)の(イ)、イ及び(2)により算出された額（事業ごとに算出された額）に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(6)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)(5)(7)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目(3の(4)にあつては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉</p>

改正後	現 行
<p>課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2)3の(6)の事業</p> <p>別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 略</p>	<p>課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2)3の(6)の事業</p> <p>別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2)事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3)事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(4)厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>

改正後	現 行
<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1)市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業、<u>離婚前後親支援モデル事業(仮称)</u>。市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道</p>	<p>(5)事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(6)この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>(7)都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(8)都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(9)(8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(10)間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1)市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業。市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道</p>

改正後	現 行
<p>府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 略</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 略</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業、<u>離婚前後親支援モデル事業（仮称）</u></p> <p>市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、</p>	<p>府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記（1）以外の事業</p> <p>別紙様式第3による申請書を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <p>市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、</p>

改正後	現 行
<p>当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 略</p> <p>(その他)</p> <p>13 略</p>	<p>当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記（1）以外の事業</p> <p>別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等就労・自立支援センター事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じた率を乗じて得られた額の合計額	母子家庭等就労・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、費用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役員費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2		母子家庭等就労・自立支援センター事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じた率を乗じて得られた額の合計額	母子家庭等就労・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、費用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役員費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	
	1 母子家庭等就労・自立支援センター事業					1 母子家庭等就労・自立支援センター事業			
	(1) 就業支援事業					(1) 就業支援事業			
	1センター当たり、事業の適当日実施日数に応じた以下のア～ウに定める金額					1センター当たり、事業の適当日実施日数に応じた以下のア～ウに定める金額			
	ア 週5日以下の実施の場合	6,209,000円				ア 週5日以下の実施の場合	6,119,000円		
	イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合	6,853,000円				イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合	6,752,500円		
	ウ 週6日実施の場合	7,496,500円				ウ 週6日実施の場合	7,386,000円		
	エ 週7日実施の場合	8,734,000円				エ 週7日実施の場合	8,653,000円		
	(2) 就業支援講習会等事業					(2) 就業支援講習会等事業			
	次のア又はイに定める金額					次のア又はイに定める金額			
	ア 1センター当たり	9,088,000円				ア 1センター当たり	9,088,000円		
	イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合					イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合			
	1センター当たり	13,659,000円				1センター当たり	13,560,000円		
	(3) 就業情報提供事業					(3) 就業情報提供事業			
	1センター当たり	2,663,000円				1センター当たり	2,610,000円		
	(4) 在宅就業推進事業					(4) 在宅就業推進事業			
	1センター当たり	2,000,000円				1センター当たり	2,000,000円		
	なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。					なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。			
	ア 支援対象者5人以上15人未満	3,000,000円				ア 支援対象者5人以上15人未満	3,000,000円		
	イ 支援対象者15人以上30人未満	6,000,000円				イ 支援対象者15人以上30人未満	6,000,000円		
	ウ 支援対象者30人以上	9,000,000円				ウ 支援対象者30人以上	9,000,000円		
	ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。					ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。			
	(5) 養育費等支援事業					(5) 養育費等支援事業			
	ア及びイの額を合計した金額					ア及びイの額を合計した金額			
	ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合					ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合			
	(1) 1センター当たり	3,058,000円				(1) 1センター当たり	3,051,000円		
	(2) 法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する額	728,000円				(2) 法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する額	728,000円		
	イ以外の事業を行う場合					イ以外の事業を行う場合			
	(ア) 週5日以下の実施の場合	3,610,000円				(ア) 週5日以下の実施の場合	3,525,000円		
	(イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合	3,822,000円				(イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合	3,732,500円		
	(ウ) 週6日実施の場合	4,036,000円				(ウ) 週6日実施の場合	3,940,000円		
	(エ) 週7日実施の場合	4,465,000円				(エ) 週7日実施の場合	4,355,000円		
	(6) 面会交流支援事業					(6) 面会交流支援事業			
	ア 基本分					ア 基本分			
	1センター当たり	1,768,000円				1センター当たり	1,752,000円		

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	イ 加算分					イ 加算分			
	事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じた以下の(ア)～(カ)に定める金額					事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じた以下の(ア)～(カ)に定める金額			
	(ア) 251件以上300件以下の場合	340,000円				(ア) 251件以上300件以下の場合	300,000円		
	(イ) 301件以上350件以下の場合	680,000円				(イ) 301件以上350件以下の場合	600,000円		
	(ウ) 351件以上400件以下の場合	1,020,000円				(ウ) 351件以上400件以下の場合	900,000円		
	(エ) 401件以上450件以下の場合	1,360,000円				(エ) 401件以上450件以下の場合	1,200,000円		
	(オ) 451件以上500件以下の場合	1,700,000円				(オ) 451件以上500件以下の場合	1,500,000円		
	(カ) 501件以上の場合	2,040,000円				(カ) 501件以上の場合	1,800,000円		
	(7) 相談関係職員研修支援事業					(7) 相談関係職員研修支援事業			
	1センター当たり	1,497,000円				1センター当たり	1,480,000円		
	(8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業					(8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業			
	1センター当たり	2,200,000円				1センター当たり	2,000,000円		
	次により算出された額の合計額					次により算出された額の合計額			
	2 一般市等就労・自立支援事業					2 一般市等就労・自立支援事業			
	(1) 1市又は1福祉事務所設置町村当たり					(1) 1市又は1福祉事務所設置町村当たり			
	ア～ウに定める額を合計した金額					ア～ウに定める額を合計した金額			
	ア 就業支援関係事業(1の(1)～(4))を行う場合	2,000,000円				ア 就業支援関係事業(1の(1)～(4))を行う場合	2,000,000円		
	イ 養育費等支援関係事業(1の(5)のイ、1の(6))を行う場合	2,000,000円				イ 養育費等支援関係事業(1の(5)のイ、1の(6))を行う場合	2,000,000円		
	ウ 広報啓発等関係事業(1の(7)～(8))を行う場合	1,000,000円				ウ 広報啓発等関係事業(1の(7)～(8))を行う場合	1,000,000円		
	(2) 在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。					(2) 在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。			
	ア 支援対象者5人以上15人未満の場合					ア 支援対象者5人以上15人未満の場合			
	1事業あたり	3,000,000円				1事業あたり	3,000,000円		
	イ 支援対象者15人以上30人未満の場合					イ 支援対象者15人以上30人未満の場合			
	1事業あたり	6,000,000円				1事業あたり	6,000,000円		
	ウ 支援対象者30人以上の場合					ウ 支援対象者30人以上の場合			
	1事業あたり	9,000,000円				1事業あたり	9,000,000円		
	ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。					ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。			
	(3) 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算する。					(3) 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算する。			
	(1) 1事業当たり	3,058,000円				(1) 1事業当たり	3,051,000円		
	(2) 法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する額	728,000円				(2) 法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する額	728,000円		

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		④実施準備経費(1実施場所当たり) ア 改修費等 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000円 ※2 平成31年度中に支払われたものに限る。					④実施準備経費(1実施場所当たり) ア 改修費等 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000円 ※2 平成30年度中に支払われたものに限る。		
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	次に算出した額の合計額 1 自立支援教育訓練給付金事業 (1) 一般教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額 (12,001円以上200,000円以下) (2) 一般教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(12,001円以上200,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額とする。 (3) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額 (12,001円以上500,000円以下、但し、課程の修業年限に200,000円を乗じた額を上限とする。) (4) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(12,001円以上500,000円以下、但し、課程の修業年限に200,000円を乗じた額を上限とする。) (5) 雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額とする。	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4		母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	次に算出した額の合計額 1 自立支援教育訓練給付金事業 (1) 一般教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額 (12,001円以上200,000円以下) (2) 一般教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(12,001円以上200,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額とする。	母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4
	2 高等職業訓練促進給付金等事業	(1) 高等職業訓練促進給付金 ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数 ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 a 修業に必要であった期間の最終1年間の者 140,000円×支給延月数 b 以外の者 100,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 a 修業に必要であった期間の最終1年間の者				2 高等職業訓練促進給付金等事業	(1) 高等職業訓練促進給付金 ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数 ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者		

改正後					現行				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		110,500円×支給延月数 b 以外の者 70,500円×支給延月数 (2) 高等職業訓練修了支援給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数					70,500円×支給延月数 (2) 高等職業訓練修了支援給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数		
	ひとり親家庭・高齢者・障害者等の総合的な支援のための相談窓口の強化事業	次に算出した額の合計額 1 受講修了時給付金 受講費用の20%相当額(4,001円以上100,000円以下) 2 合格時給付金 受講費用の40%相当額 (1と2を合わせた給付額の上限は150,000円)	ひとり親家庭・高齢者・障害者等の総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4		ひとり親家庭・高齢者・障害者等の総合的な支援のための相談窓口の強化事業	次に算出した額の合計額 1 受講修了時給付金 受講費用の20%相当額(4,001円以上100,000円以下) 2 合格時給付金 受講費用の40%相当額 (1と2を合わせた給付額の上限は150,000円)	ひとり親家庭・高齢者・障害者等の総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	次に算出した額の合計額 (1)1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等)によるものではない、を行っているものとする。 (2)プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。	母子・父子自立支援プログラム策定事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、通信費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費	10/10		母子・父子自立支援プログラム策定事業	次に算出した額の合計額 (1)1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等)によるものではない、を行っているものとする。 (2)プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。	母子・父子自立支援プログラム策定事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、通信費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費	10/10
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	次に算出した額の合計額 (1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、通信費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/2		ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	次に算出した額の合計額 (1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、通信費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/2
	職場前後援モデル事業(仮称)	次に算出した額の合計額 1か所当たり 1,683,000円	職場前後援モデル事業に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、備品購入費、旅費、通信費(伝呼費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、印刷製本費)、委託料、使用料及び賃借料	1/2					

(案)

厚生労働省発子家 第 号
平成 3 1 年 月 日

別紙

平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分）

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長

(通則)

- 平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 1 2

厚生労働事務次官

厚生労働省令第 6 号の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- この補助金は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村を実施主体として、子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の給付措置として未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給することにより、未婚のひとり親に対する適切な配慮を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- この補助金は、平成 3 1 年 月 日子家発 第 号通知「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の実施について」の別紙「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う給付金の支給に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- この補助金の交付額は、支給要領に基づき支給決定を行った額の合計額（補助率：1 0 / 1 0）とする。ただし、合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の概算払)

- 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分）」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 3 1 年 月 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれましては、貴管内の市（特別区）を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村に対する周知につき配慮願いたい。

の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

10 都道府県知事は、市及び福祉事務所を設置する町村に係る補助金について、厚生労働大臣から別紙様式5又は別紙様式10による交付決定通知依頼があったときは、市及び福祉事務所を設置する町村に対し、別紙様式6又は別紙様式11により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

（実績報告）

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市長は、別紙様式12による事業実績報告書に係る書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
(2) 市長及び福祉事務所を設置する町村長は、別紙様式12による事業実績報告書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめの上、別紙様式13に係る書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の額の確定の通知）

12 都道府県知事は、市及び福祉事務所を設置する町村に係る補助金について、厚生労働大臣から別紙様式15による交付額の確定通知依頼があったときは、市及び福祉事務所を設置する町村に対し、別紙様式16により速やかに確定の通知を行うものとする。

（補助金の返還）

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

（交付の条件）

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をすることは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市長は、別紙様式2による交付申請書に係る書類を添えて、7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）長及び福祉事務所を設置する町村長は、別紙様式2による交付申請書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめの上、別紙様式3に係る書類を添えて7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式7による変更交付申請書を、7に定める申請手続の例により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（標準処理期間）

9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内（7に規定する期限より遅くなる場合には7に規定する日まで）に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分)調書

平成 年度

厚生労働省所管 一般会計

自治体名

備考	地方公共団体	国	支出	交付決定額	(組織)厚生労働本庁 (項)母子家庭等対策費 (目)母子家庭等対策補助金 (未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費)
			交付決定額 科目 予算額 決算額	科目 決算額 予算額 交付決定額 科目 決算額 予算額	

1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。

2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。

3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(別紙様式2)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都 道 府 県 、 市 町 村 名 を 記 入)
(都 道 府 県 知 事 、 市 町 村 長 名 を 記 入) 印

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分)の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 事業の目的 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給事業
- 2 交付申請額 別紙様式2別表の交付申請額のとおり
- 3 添付書類
 - ・交付申請額内訳表(別紙様式2別表)
 - ・歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

(別紙様式 2 別表)

交付申請額内訳表

都道府県、市町村名	地方公共団体 コード	支給決定見込世数 a	支給決定額 (a × 17,500円) b	交付申請額 (1,000円未満切捨) c
-----------	---------------	---------------	-----------------------------	----------------------------

(単位：円)

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(記載上の注意)
 1 b欄には、a欄の人数に17,500円を乗じた額を記入すること。
 2 c欄には、b欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(別紙様式 3)

(文 書 番 号)
 平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県名を記入)

(知事名を記入)

印

平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 (未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分) の交付申請について (進達)

標記について、管内市町村 (特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。) から提出された交付申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので、別紙交付申請額内訳表 (別紙様式 3 別表) のとおり提出する。

(別紙様式 5)

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 11 に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

厚生労働省発子家
平成 年 月 日
第 号

都道府県知事 殿

厚生労働大臣

平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分）交付決定通知依頼書

平成 年 月 日 で進達のあった平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、別表のとおり交付決定することとしたので、平成 31 年 月 日厚生労働省発子家第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分）」の 10 に定める様式により貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とするので併せて通知されたい。

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(別紙様式7)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都 道 府 県、市 町 村 名 を 記 入)
(都 道 府 県 知 事、市 町 村 長 名 を 記 入) 印

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分)の変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発子家 第 号で交付を受けた標記補助金について、次とおり交付額を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 別紙様式7別表の交付申請額のとおり
- 2 添付書類
 - ・変更交付申請額内訳表(別紙様式7別表)
 - ・歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

授付交付申請額内訳表

都道府県、市町村台	地方公共団体 コード	a	(変更前)	(変更後)	交付申請額 (1,000円未満切捨)	c	d	e
		支給予定見込数	(変更前)	(変更後)				
		b	(変更前)	(変更後)				
			(変更前)	(変更後)				

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(記載上の注意)

1 b欄には、a欄の人数に17,500円を乗じた額を記入すること。
2 c欄には、a欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(別紙様式8)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県名を記入)

(知事名を記入)

印

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分)の変更交付申請について
(連 達)

標記について、管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)から提出された変更交付申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので別紙変更交付申請額内訳表(別紙様式8別表)のとおり提出する。

(別紙様式11)

(文 書 番 号)

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分)追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

平成 年 月 日 交付決定通知を行った平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分)については、平成 年 月 日 申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発子家第 号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(市区町村名)

平成 年 月 日

都道府県知事

1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成31年月 日厚生労働省発子家第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分)」の3に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日 申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金*****円
(うち今回増加(減少)額)	金*****円)
補助金の額	金*****円
(うち今回増加(減少)額)	金*****円)

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(別紙様式12)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都 道 府 県 、 市 町 村 名 を 記 入)
(都 道 府 県 知 事 、 市 町 村 長 名 を 記 入) 印

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分)の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 補助金精算額等 実績報告額内訳表(別紙様式12別表)
- 2 添付書類 歳入歳出決算書(又は見込み書)抄本

実績報告書内訳表

都道府県、市町村名	
地方公共団体 コード	
支給決定費数	a
支給決定額 (a × 17,500円)	b
国庫補助所理額 (1,000円未満切捨)	c
交付決定額	d
補助金収入差額	e
差引額 不足額 (e - c)	f

(単位：円)

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(記載上の注意)

1 b欄には、a欄の人数に17,500円を乗じた額を記入すること。
2 c欄には、b欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(別紙様式 1 3)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県名を記入)

(知事名を記入)

印

平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 (未婚の児童扶養手当
受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分) の事業実績報告書について
(連続)

標記について、管内市町村 (特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。) か
ら提出された事業実績報告書について、その内容を審査し、適正であることを
確認したので別紙実績報告額内訳表 (別紙様式 1 3 別表) のとおり提出する。

(別紙様式16)

(文 書 番 号)

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養
手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費分)交付額確定通知書

(市 区 町 村 名)

平成 年 月 日 で交付決定通知を行った平成31年度母子
家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨
時・特別給付金給付事業費分)については、平成 年 月 日
事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発子家 第
号をもって交付額が金 * * * * * 円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 * * * * * 円については、補助金等に係る予算
の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の
規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので通
知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

(案)

厚生労働省発子家 第 号
平成 3 1 年 月 日

別紙

平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分）

都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市長

(通則)

- 平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 1 2 年厚生労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

厚生労働事務次官

平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分）の国庫補助について

— 83 —

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成 3 1 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分）」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 3 1 年 月 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

(交付の目的)

- この補助金は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に伴う都道府県及び市町村（特別区を含む。）の実施事務に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付の対象)

- この補助金は、平成 3 1 年 月 日子家発 第 号通知「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の実施について」の別紙「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う事務に必要な経費並びに福祉事務所を設置しない町村が行う事務に対して都道府県が補助するために必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

(ア) 都道府県が行う事務に必要な経費

ア 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額（補助率：1 0 / 1 0 相当）とする。

(イ) 福祉事務所を設置しない町村が行う事務に対して都道府県が補助するために必要な経費

ア それぞれの町村ごとに(ア)に準じて算出された額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額(補助率:10/10相当)とす。この場合において、次の表の第2欄及び第3欄中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費	厚生労働大臣が必要と認めた額	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務のために必要な超過勤務手当 管理職員特別勤務手当 賃金 職員旅費 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等) 役務費(通信運搬費、広告料、手数料等) 使用料及び賃借料 共済費(賃金に係る社会保険料) 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費

(2) 市及び福祉事務所を設置する町村分

市及び福祉事務所を設置する町村が行う事務に必要な経費

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額(補助率:10/10相当)とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費	厚生労働大臣が必要と認めた額	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務のために必要な超過勤務手当 管理職員特別勤務手当 賃金 職員旅費 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等) 役務費(通信運搬費、広告料、手数料等) 使用料及び賃借料

		共済費(賃金に係る社会保険料) 報償費 委託料 その他厚生労働大臣が認めた経費
--	--	--

(補助金の概算)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証憑書類を整理し、かつ調書及び証憑書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(5) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(6) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(4)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(1)、(2)及び(3)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(7) (6)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市長は、別紙様式2による交付申請書に関

係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)長及び福祉事務所を設置する町村長は、別紙様式3による交付申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめの上、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式7又は別紙様式8による変更交付申請書を、7に定める申請手続の例により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(標準処理期間)

9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内(7に規定する期限より遅くなる場合には7に規定する日までに)厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、市及び福祉事務所を設置する町村に係る補助金について、厚生労働大臣から別紙様式5又は別紙様式10による交付決定通知依頼があったときは、市及び福祉事務所を設置する町村に対し、別紙様式6又は別紙様式11により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市長は、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市長及び福祉事務所を設置する町村長は、別紙様式13による事業実績報告書に係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめの上、別紙様式12に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、市及び福祉事務所を設置する町村に係る補助金について、厚生労働大臣から別紙様式15による交付額の確定通知依頼があったときは、市及び福祉事務所を設置する町村に対し、別紙様式16により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

（別紙様式2）

（ 文 書 番 号 ）
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

（ 都道府県・指定都市・中核市名を記入）
（ 知事・市長名を記入） 印

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当）の交付申請書について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

なお、管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので併せて提出する。

- 1 事業の目的 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に係る事務費
- 2 交付申請額 別紙様式2別添の交付申請額のとおり
- 3 添付書類
 - ・ 交付申請額算出表（都道府県・指定都市・中核市分）（別紙様式2別表1）
 - ・ 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書（都道府県・指定都市・中核市分）（別紙様式2別表2）
 - ・ 交付申請額内訳表（市及び福祉事務所設置町村分）（別紙様式2別表3）
 - ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施計画書
 - ・ 歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本

（注）なお書き、別紙様式2別添の交付申請額（ ）書き部分及び別紙様式2別表3の添付については、都道府県が申請する場合にのみ該当する。

種別	交付決定額	円	（組織）厚生労働本部 （項）母子家庭等対策補助金 （目）母子家庭等対策補助金 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費
	交付決定額	円	
地方公共団体	合計	円	
	添付書類	円	
	手数料	円	
	合計	円	
	手数料	円	
	合計	円	

自治体名

厚生労働省 一般会計

平成 年度

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、歳入予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、歳入予算額、採用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、備考となるべき事項を適宜記載すること。

(別紙様式2別添)

(都道府県・指定都市・中核市名を記入)

交付申請額 金 * * * * * 円
 [都道府県分 金 * * * * * 円
 市及び福祉事務所設置町村分 金 * * * * * 円]

交付申請額算出表(都道府県・指定都市・中核市分)

(別紙様式2別表1)

都道府県、指定都市、中核市名	地方公共団体コード	直接補助	間接補助	総事業費	寄付金 その他の収入	差引額 (a-b)	対象経費の 支出予定額	基準額	交付申請額 (c,d,eのいずれか 少ない額) (千円未満切捨て)	f
直接補助 (都道府県、指定都市、中核市分)	間接補助 (福祉事務所を設 置しない町村分)	合計								

(注)地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(記載上の注意)
 都道府県は、間接補助(福祉事務所を設置しない町村分)の「欄に、別表1-2の「」の金額を記入すること。

(別紙様式3)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施計画書
(指定都市・中核市用)

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

2 給付対象見込者数

人

(市 及 び 福 祉 事 務 所 設 置 町 村 名 を 記 入)
(市 長 及 び 福 祉 事 務 所 設 置 町 村 長 名 を 記 入) 印

3 実施内容(主なもの)

<例>

- (1) 給付金担当課(室)の立ち上げ
平成 年 月 日(予定)
- (2) 広報誌へ掲載
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (3) 対象者へ申請書を郵送
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (4) 申請受付期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (5) 申請書の記入事項・添付書類の審査
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (6) 給付金支払期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 事業の目的 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に係る事務費

2 交付申請額 別紙様式3別表1の交付申請額のとおり

3 添付書類

- ・ 交付申請額算出表 (別紙様式3別表1)
- ・ 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (別紙様式3別表2)
- ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施計画書
- ・ 歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

既存の事務スケジュール表などで同様な内容が記載されている場合は、当該資料を添付によって、記載を省略して差し支えない。

交付申請額算出表 (市及び福祉事務所設置町村分)

交付申請額 (c,d,eのいずれか 少ない額) (千円未満切捨て)	f	市町村数	
地方公共団体 コード			
総事業費	a		
交付金 その他の収入	b		
差引額 (a - b)	c		
対象総費の 対正予定額	d		
基準額	e		

(単位: 円)

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式 3 別表 2)

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (市及び福祉事務所設置町村分)

費目	品目等	数量	市町村名		備考
			単価	金額	
超過勤務手当			円		
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費 (賃金に係る社会保険料)					
報償費					
委託料					
その他					
合計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(別紙様式 4)

厚生労働省養子家 第 号

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施計画書
(市及び福祉事務所設置町村用)

平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)交付決定通知書

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 給付対象見込者数 人

(都道府県・指定都市・中核市名)

3 実施内容(主なもの)

<例>

(1) 給付金担当課(室)の立ち上げ
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(2) 広報誌へ掲載
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(3) 対象者へ申請書を郵送
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(4) 申請受付期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(5) 申請書の記入事項・添付書類の審査
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(6) 給付金支払期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

平成 年 月 日 で申請のあった平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 31 年 月 日厚生労働省養子家 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)」(以下「交付要綱」という。)の 3 に定める未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に伴う実施事務であり、その内容は平成 年 月 日申請書記載のとおりである。

- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

既存の事務スケジュール表などで同様な内容が記載されている場合は、当該資料を添付によって、記載を省略して差し支えない。

事業に要する経費 金 * * * * * 円
補助金の額 金 * * * * * 円

(別紙様式 5)

厚生労働省発子家 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 11 に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

厚生労働大臣

平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分）交付決定通知依頼書

平成 年 月 日 で提出のあった平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、別表のとおり交付決定することとしたので、平成 31 年 月 日厚生労働省発子家第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分）」の 10 に定める様式により貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とするので併せて通知されたい。

交付決定額内訳表(市及び福祉事務所設置町村分)

都道府県名 _____

(単位:円)

市町村名	地方公共団体コード	交付申請に係る		事業に要する 経費	交付決定額
		申請年月日	文書番号		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合 計				0	0

(注)地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(別紙様式6)

(文書番号)

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)交付決定通知書

(市及び福祉事務所設置町村名)

平成 年 月 日 で申請のあった平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、平成 年 月 日厚生労働省発子家 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成31年 月 日厚生労働省発子家 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)」(以下「交付要綱」という。)の3に定める未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に伴う実施事務であり、その内容は平成 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金*****円
補助金の額 金*****円

(別紙様式7)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

厚生労働大臣 殿

(都道府県・指定都市・中核市名を記入)
(知事・市長名を記入) 印

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)の変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発子家 第 号で交付を受けた標記について、次のとおり交付額を変更したいので、関係書類を添えて申請する。
なお、管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所を設置する町村から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので併せて提出する。

- 1 事業の目的 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に係る事務費
- 2 変更交付申請額 別紙様式7別添の変更交付申請額のとおり
- 3 添付書類
 - ・変更交付申請額算出表(都道府県・指定都市・中核市分)(別紙様式7別表1)
 - ・補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書(都道府県・指定都市・中核市分)(別紙様式7別表2)
 - ・変更交付申請額内訳表(市及び福祉事務所設置町村分)(別紙様式7別表3)
 - ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施計画書
 - ・歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

(注)なお書き、別紙様式7別添の変更交付申請額()書き部分及び別紙様式7別表3の添付については、都道府県が申請する場合にのみ該当する。

(別紙様式7別添)

(都道府県・指定都市・中核市名を記入)

変更交付申請額 金 * * * * * 円
 [都道府県分 金 * * * * * 円]
 [市及び福祉事務所設置町村分 金 * * * * * 円]

変更交付申請額算出表 (都道府県・指定都市・中核市分)

(別紙様式7別表1)

都道府県、指定都市、中核市名	地方公共団体コード	直接補助 間接補助	総事業費	寄付金 その他の収入	差引額 (a-b)	対象経費の 支出予定額	基準額	交付申請額 (c,dのいずれか 少ない額) (千円未満切捨て)	既交付決定額	今回追加 (一部取消)額 (f-g)
		直接補助 (都道府県、指定 都市、中核市分)	a	b	c	d	e	f	g	h
		間接補助 (福祉事務所を設 置しない町村分)								
合計										

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6桁のコード番号である。変更前内容を、上段に()書きすること。

(記載上の注意) 都道府県は、間接補助(福祉事務所を設置しない町村分)の「欄に、別表1-2の「」の金額を記入すること。

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書(都道府県・指定都市・中核市分)

都道府県・指定都市・中核市名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円		
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費(賃金に係る社会保険料)					
報償費					
委託料					
その他					
合計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 変更のあった部分について、変更前の内容を上段に()書きすること。

交付申請額 (f)のいずれか 少ない額) (千円未満切捨て)	都道府県補助額 g	市町村各 社事務所を設置し ない町村各	地方公共団体コト ト	総事業費 a	寄付金 その他の収入 b	差引額 (a-b) c	対象経費の 支出予定額 d	基準額 e	適定額 (c,d,eのいずれか 少ない額) f	都道府県補助額 g	交付申請額 (f)のいずれか 少ない額) (千円未満切捨て) h	合計

(注) 地方公共団体コトトとは、情報処理の効率化と円滑化を図るため、コト標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコトコードであり、変更前の内容を、上段に()書きすること。

変更交付申請額内訳表(市及び福祉事務所設置町村分)

都道府県名

市町村名	地方公共団体コード	変更交付申請に係る		総事業費	寄付金 その他の収入	差引額 (a-b)	対象経費の 交付決定額	基準額	交付申請額 (c,d,eのいずれか 少ない額) (千円未満切捨て)	採交付決定額	今回追加 (一部取消)額 (f-g)	計	
		申請年月日	文書番号										
													20
													19
													18
													17
													16
													15
													14
													13
													12
													11
													10
													9
													8
													7
													6
													5
													4
													3
													2
													1

(単位:円)

(注)地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード率化の一環として、総務省が設定した6桁のコード番号である。変更前内容を上段に()書きすること。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施計画書
(都道府県用)

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

2 給付対象見込者数 人

3 実施内容(主なもの)

<例>

- (1) 給付金担当課(室)の立ち上げ
平成 年 月 日(予定)
- (2) 市町村連絡会議
平成 年 月 日(予定)
平成 年 月 日(予定)
- (3) 広報誌へ掲載
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (4) 対象者へ申請書を郵送
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (5) 申請受付期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (6) 申請書の記入事項・添付書類の審査
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (7) 給付金支払期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

変更のあった部分について、変更前の内容を上段に()書きすること。

(別紙様式 8)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施計画書
(指定都市・中核市用)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

2 給付対象見込者数

人

(市 及 び 福 祉 事 務 所 設 置 町 村 名 を 記 入)
(市 長 及 び 福 祉 事 務 所 設 置 町 村 長 名 を 記 入) 印

3 実施内容(主なもの)

<例>

(1) 給付金担当課(室)の立ち上げ
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(2) 広報誌へ掲載
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(3) 対象者へ申請書を郵送
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(4) 申請受付期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(5) 申請書の記入事項・添付書類の審査
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

(6) 給付金支払期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)の変更交付申請について

平成 年 月 日 厚生労働省発子家 第 号で交付を受けた標記について、次のとおり交付額を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

1 補助金申請額 別紙様式 8 別表 1 の交付申請額のとおり

2 添付書類

- ・ 変更交付申請額算出表 (別紙様式 8 別表 1)
- ・ 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (別紙様式 8 別表 2)
- ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施計画書
- ・ 歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

変更のあった部分について、変更前の内容を上段に()書きすること。

貸倒交付申請額算出表 (市及び福祉事務所設置町村分)

市町村名	
地方公共団体 コード	
診療業務	a
寄付金 その他の収入	b
借入金 差引額 (a-b)	c
貸倒総額の 貸付残額	d
貸倒額	e
貸付申請額 (c,d,e)のいずれか 少ない額(千円未満切捨て)	f
既交付済額	g
少額回収額 (f-g)の絶対 額	h

(単位:円)

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。
変更前の内容と上段に () 書きすること。

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書 (市及び福祉事務所設置町村分)

市町村名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円		
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
・その他					
・					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費 (賃金に係る社会保険料)					
報償費					
委託料					
・					
・					
その他					
・					
・					
合計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 変更のあった部分について、変更前の内容を上段に () 書きすること。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施計画書
(市及び福祉事務所設置町村用)

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(都道府県・指定都市・中核市名)

平成 年 月 日 で交付決定した平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)については、平成 年 月 日の申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

2 給付対象見込者数 人

3 実施内容(主なもの)

<例>

- (1) 給付金担当課(室)の立ち上げ
平成 年 月 日(予定)
- (2) 広報誌へ掲載
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (3) 対象者へ申請書を郵送
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (4) 申請受付期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (5) 申請書の記入事項・添付書類の審査
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)
- (6) 給付金支払期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日(予定)

変更のあった部分について、変更前の内容を上段に()書きすること。

厚生労働大臣

平成 年 月 日

1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成31年月 日厚生労働省養子家 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合には、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金*****円
(うち今回増加(減少)額)	金*****円)
補助金の額	金*****円
(うち今回増加(減少)額)	金*****円)

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができず、期間は、平成 年 月 日とする。

(別紙様式11)

(文 書 番 号)

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市及び福祉事務所設置町村名)

平成 年 月 日 で交付決定通知を行った平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)については、平成 年 月 日 の申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発子家 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

1 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成31年 月 日厚生労働省発子家 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	円
(うち今回増加(減少)額)	金	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	円
補助金の額	金	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	円
(うち今回増加(減少)額)	金	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	円

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(別紙様式12)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県・指定都市・中核市名を記入)
(知事・市長名を記入) 印

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

なお、管内市(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所を設置する町村から提出された標記報告書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので別紙様式12別表3のとおり提出する。

- 1 補助金精算額 別紙様式12別添の補助金精算額のとおり
- 2 添付書類
 - ・実績報告額算出表(都道府県・指定都市・中核市分) (別紙様式12別表1)
 - ・補助対象経費の費目ごとの精算内訳明細書(都道府県・指定都市・中核市分) (別紙様式12別表2)
 - ・実績報告額内訳表(市及び福祉事務所設置町村分) (別紙様式12別表3)
 - ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施報告書
 - ・歳入歳出決算書(又は見込み書)抄本

(注)なお書き、別紙様式12別添の補助金精算額()書き部分及び別紙様式12別表3の添付については、都道府県が実績報告する場合にのみ該当する。

(別紙様式12別添)

(都道府県・指定都市・中核市名を記入)

補助金精算額 金 * * * * * 円
 (都道府県分 金 * * * * * 円)
 市及び福祉事務所設置町村分 金 * * * * * 円)

実績報告額算出表(都道府県・指定都市・中核市分)

(別紙様式12別表1)

市、中核市名 都道府県、指定都	地方公共団体コード	直接補助 間接補助	総事業費	a	寄付金 その他の収入	b	差引額 (a-b)	c	対象経費の 実支出額	d	標準額	e	f	交付決定額	g	受入済額	h	差引額 不足額 (h-f)	i
		直接補助 (都道府県、指定都 市、中核市分)																	
		間接補助 (福祉事務所を設置 しない町村分)																	
合計																			

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6桁のコード番号である。

(記載上の注意)
 都道府県は、間接補助(福祉事務所を設置しない町村分)のf欄に、別表1-2の「」の金額を記入すること。

補助対象経費の費目ごとの精算内訳明細書(都道府県・指定都市・中核市分)

都道府県・指定都市・中核市名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円		
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役員費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
その他					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費(賃金に係る社会保険料)					
報償費					
委託料					
その他					
合計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の戻支出額」と一致すること。

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6桁のコード制である。

都道府県名	合計	a	b	c	d	e	f	g	h
福祉事務所を設置しない町村各									
地方公共団体コード									
総事業費									
寄付金 その他の収入									
差引額 (a-b)									
対象経費の 戻支出額									
基準額									
適定額 (fの1/3か 少ない額)									
都道府県補助額									
要国庫補助額 (fの1/3か 少ない額) (千円未満切捨て)									

(単位:円)

都道府県名

(別紙様式13)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施報告書
(指定都市・中核市用)

(文書番号)
平成 年 月 日

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(市及び福祉事務所設置町村名を記入)
(市長及び福祉事務所設置町村長名を記入) 印

2 給付対象者数

人

3 実施内容(主なもの)

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)の事業実績報告について

<例>

(1) 給付金担当課(室)の立ち上げ

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(2) 広報誌へ掲載

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(3) 対象者へ申請書を郵送

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(4) 申請受付期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(5) 申請書の記入事項・添付書類の審査

平成 年 月 日から平成 年 月 日

(6) 給付金支払期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 補助金精算額等

・実績報告額出表

・補助対象経費の費目ごとの精算内訳明細書

(別紙様式13別表1)

(別紙様式13別表2)

2 添付書類

・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施報告書

・歳入歳出決算書(又は見込み書)抄本

補助対象経費の費目ごとの精算内訳明細書(市及び福祉事務所設置町村分)

市町村名

費目	品目等	数量	単価	金額	備考
超過勤務手当			円		
管理職員特別勤務手当					
賃金					
職員旅費					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
・口座振込手数料					
・その他手数料					
・					
使用料及び賃借料					
使用料					
賃借料					
共済費(賃金に係る社会保険料)					
報償費					
委託料					
・					
・					
その他					
・					
・					
合計					

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の「対象経費の戻支出額」と一致すること。

地方公共団体	市町村	円	円
地方公共団体 コト下	地方公共団体 コト下	円	円
総務費	総務費	円	円
寄付金 その他の収入	寄付金 その他の収入	円	円
差引額 (a-b)	差引額 (a-b)	円	円
対象経費の 戻支出額	対象経費の 戻支出額	円	円
差額 (千円未満切捨て) (c, d, eのいずれか低い方の額)	差額 (千円未満切捨て) (c, d, eのいずれか低い方の額)	円	円
対付対照	対付対照	円	円
収入差額	収入差額	円	円
差引額 (コト上)	差引額 (コト上)	円	円

(単位:円)

異議提申出精算出表(市及び福祉事務所設置町村分)

(注) 地方公共団体コト下とは、情報処理の効率化と円滑化を図るため、コト標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコト標準である。

(別紙様式14)

厚生労働省 第 号

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務実施報告書
(市及び福祉事務所設置町村用)

1 事業実施の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日
平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)交付額確定通知書

2 給付対象者数

人

(都道府県・指定都市・中核市名)

3 実施内容(主なもの)

<例>

- (1) 給付金担当課(室)の立ち上げ
平成 年 月 日 から平成 年 月 日
平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)については、平成 年 月 日 事業実績報告に基づき、交付額を金*****円に確定したので通知する。
- (2) 広報誌へ掲載
平成 年 月 日から平成 年 月 日
- (3) 対象者へ申請書を郵送
平成 年 月 日から平成 年 月 日
- (4) 申請受付期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日
- (5) 申請書の記入事項・添付書類の審査
平成 年 月 日から平成 年 月 日
- (6) 給付金支払期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金*****円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

平成 年 月 日

厚生労働大臣

確定額内訳表 (市及び福祉事務所設置町村分)

(別紙様式 15)

都道府県名

厚生労働省発子家 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

厚生労働大臣

平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 (未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分) 交付額確定通知依頼書

平成 年 月 日厚生労働省発子家 第 号で交付決定の通知を依頼した貴管内市 (特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村に係る平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 (未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分) については、平成 年 月 日 で提出のあった事業実績報告に基づき、別表のとおり交付額を確定したので、平成 31 年 月 日厚生労働省発子家 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 (未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)」の 1 2 に定める様式により貴管内市及び福祉事務所を設置する町村に通知された。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 18 条第 2 項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずるので、この旨併せて通知願いたい。

市町村名	地方公共団体 コード	事業実績報告に係る		確定額	返還額
		報告年月日	文書番号		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合 計				0	0

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した 6 ケタのコード番号である。

(別紙様式16)

(文書番号)

平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)交付額確定通知書

(市及び福祉事務所設置町村名)

平成 年 月 日 第 号で交付決定通知を行った平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分)については、平成 年 月 日 事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発子家 第 号をもって交付額が金*****円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金*****円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領(案)

第1 支給対象者

1 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(以下「給付金」という。)は、2019年11月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給に係る監護等児童(同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。)の父又は母(当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。)のうち、2019年10月31日(以下「基準日」という。)において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父又は母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。

2 1の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

1に規定する者が死亡した場合(この2	基準日において左欄に掲げ
の規定により給付金を支給される者が、当	る者の監護等児童であった者
該者に対して給付金の支給が決定される	
日までの間に死亡した場合を含む。)	

第2 支給額

給付金の支給額は、1万7千5百円とする。

第3 支給方法等

1 申請及び支給の方法

(1) 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請者に対し、2019年11月分の児童扶養手当を支給する都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に対して支給の申請を行う。

ただし、申請者に対する当該児童扶養手当を国が支給している場合については、当該申請者は、基準日における当該申請者の住所地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県等に対して支給の申請を行う。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者については、同表の右欄に掲げる都道府県等に対して支給の申請を行う。

申請者	都道府県等
第1の2の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者に係る第1の1に規定する者がこの1の規定により、支給の申請を行う場合における都道府県等

- (3) (1)及び(2)の申請を都道府県に対して行う場合においては、当該申請者の住所地の町村を経由して行うものとする。
- (4) 町村は、(3)により町村を経由して都道府県に申請することとされている申請書を受理したときは、申請書の所定事項について必要な審査を行い、これを都道府県に提出するものとする。
- (5) (1)に規定する者及び(2)の表に掲げる者から、支給の申請を受けた都道府県等は、審査の上支給を決定し、当該者に対して給付金を支給する。
- (6) 都道府県等は、(5)の審査を行うに当たって、必要に応じて、戸籍簿本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が第1に定める支給対象者に該当するか確認を行う。
- (7) (1)及び(2)の申請は、窓口において、又は郵送により行い、給付金を支給する都道府県等は、当該申請者が指定した口座への振込み又は窓口における現金の交付により、給付金を支給する。なお、窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り行う。
- (8) 給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

2 申請受付開始日及び申請期限

- (1) 都道府県等は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始するものとし、具体的な申請受付開始日は、都道府県等において決定する。
- (2) 申請期限は、当該都道府県等における申請受付開始日から4か月以上6か月以内を申請期限とする。

〇〇市【区、町又は村】未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（例）

（目的）

第1条 この要綱は、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」（平成31年〇月〇日付け子家発〇第〇号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子どもへの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前条の目的を達するため、〇〇市【区、町又は村】（以下「市【区、町又は村】」という。）によって贈与される給付金をいう。
- 二 支給対象者 別記1に掲げる未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金が支給される者をいう。

（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等）

第3条 市【区、町又は村】は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の金額は、1万7千5百円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第4条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る市【区、町又は村】の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市【区、町又は村】長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から4か月【※最長で6か月】とする。

（申請及び支給の方式）

第5条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記2の規定に基づき、別紙様式の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 申請者による申請及び市【区、町又は村】による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- 一 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市【区、町又は村】に提出し、市【区、町又は村】が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- 二 窓口申請方式 申請者が申請書を市【区、町又は村】の窓口提出し、市【区、町又は村】が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- 三 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市【区、町又は村】の窓口において市【区、町又は村】に提出し、市【区、町又は村】が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市【区、町又は村】長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍簿本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行う。

4 市【区、町又は村】長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市【区、町又は村】長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（支給の決定）

第7条 市【区、町又は村】長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、2019年10月31日の翌日以後、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に関する周知）
第8条 市【区、町又は村】長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市【区、町又は村】長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市【区、町又は村】長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市【区、町又は村】が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうえに、その他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市【区、町又は村】長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還を求めらる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市【区、町又は村】長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年〇月〇日から施行する。

別記(第2条、第5条関係)

1 支給対象者

(1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(以下「給付金」という。)は、2019年11月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給に係る監護等児童(同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。)の父又は母(当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。)のうち、2019年10月31日(以下「基準日」という。)において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父又は母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。

(2) (1)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

(1)に規定する者が死亡した場合(こ	基準日において左欄に掲げる
の(2)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	者の監護等児童であった者

2 支給の申請

(1) 市【区、町又は村】から2019年11月分の児童扶養手当を支給される者は、市【区、町又は村】に対して支給の申請を行う。

(2) 国から2019年11月分の児童扶養手当を支給される者であって、市【区、町又は村】が基準日における住所地であるものは、市【区、町又は村】に対して支給の申請を行う。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市【区、町又は村】に対して支給の申請を行う。

1の(2)の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者(当該者に係る1の(1)に規定する者がこの2の規定により、市【区、町又は村】に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

2019年11月分の児童扶養手当支給等(見込み)市区町村
市区町村長殿



1. 申請・請求者

氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	現住所	記入日	年	月	日
⑥	男・女	昭和・平成					
* 記名押印に代えて署名することができます。							
電話番号			電話	()			
証書番号							

※裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

□ B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)*への振込みを希望
 ※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義
1 銀行 支店名 2 金融機関 3 郵便局 4 信託	支店名	普通 1 2 当座	(左記までお書きください)	(フリガナ)
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳番号」を記入してください。
 ※振込期間入出金の口座を記入してください。

□ C 現金による支給を希望
 (金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日となります。)
 ※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください。)

申請取下げ書

記入日 年 月 日

1. 申請者

(フリガナ)
氏名
⑥
* 記名押印に代えて署名することができます。



※基準日(10月31日)より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

- (1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。
- (2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

(裏面も必ず確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)*をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
- (3) 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
 ① 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
 ② 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)*をしたことがない者
 ③ 基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (4) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (5) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (6) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (7) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、市区町村が申請・請求者に対する連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (8) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

2019年11月分の児童扶養手当支給等市区町村
市区町村長殿



1. 申請・請求者

氏名	性別	生年月日	現住所
⑤	男・女	年 月 日	年 月 日
* 記名押印に代えて署名することができます。		印・平仮	電話番号
		電話	() ()
		証書番号	

※裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。)

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

(※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください。))

金融機関名	支店名	分類	口座番号	(フリガナ)	口座名義
1 銀行 2 金融機関 3 郵便局 4 信託	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座			
金融機関番号	店番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳番号」を記入してください。
※異期間入出金のない口座を記入してください。

C 現金による支給を希望
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)
※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください。)

(裏面も必ず確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。
(支給要件)
① 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
② 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
③ 基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要なる税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇まで、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合は、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写真

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

〇〇県【都、道又は府】未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（例）

（目的）

第1条 この要綱は、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」（平成31年〇月〇日付け子家発〇第〇号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子どもへの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前条の目的を達するため、〇〇県【都、道又は府】（以下「県【都、道又は府】」という。）によって贈与される給付金をいう。
- 二 支給対象者 別記1に掲げる未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金が支給される者をいう。

（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等）

第3条 県【都、道又は府】は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の金額は、1万7千5百円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第4条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る県【都、道又は府】の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに県【都、道又は府】知事が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から4か月【※最長で6か月】とする。

（申請及び支給の方式）

第5条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記2の規定に基づき、別紙様式の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 申請者による申請及び県【都、道又は府】による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- 一 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により申請者の住所地の町村を経由して県【都、道又は府】に提出し、県【都、道又は府】が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- 二 窓口申請方式 申請者が申請書の住所地の町村の窓口を経由して県【都、道又は府】に提出し、県【都、道又は府】が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- 三 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により申請者の住所地の町村を経由して、又は当該町村の窓口を経由して県【都、道又は府】に提出し、当該町村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 県【都、道又は府】知事は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行う。
- 4 県【都、道又は府】知事は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は申請者の住所地の町村の窓口で提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他県【都、道又は府】知事が別に定める方法により適当と認める者とする。

（支給の決定）

第7条 県【都、道又は府】知事は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、2019年10月31日の翌日以後、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に関する周知）

第8条 県【都、道又は府】知事は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を

行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 県【都、道又は府】知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 県【都、道又は府】知事が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県【都、道又は府】が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうこととその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 県【都、道又は府】知事は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還を求めらる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、県【都、道又は府】知事が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年〇月〇日から施行する。

別記(第2条、第5条関係)

1 支給対象者

(1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(以下「給付金」という。)は、2019年11月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給に係る監護等児童(同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。)の父又は母(当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。)のうち、2019年10月31日(以下「基準日」という。)において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父又は母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。

(2) (1)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

(1)に規定する者が死亡した場合(こ	基準日において左欄に掲げる
の(2)の規定により給付金を支給され	者の監護等児童であった者
る者が、当該者に対して給付金の支給	
が決定される日までの間に死亡した場	
合を含む。)	

2 支給の申請

(1) 県【都、道又は府】から2019年11月分の児童扶養手当を支給される者は、県【都、道又は府】に対して支給の申請を行う。

(2) 国から2019年11月分の児童扶養手当を支給される者であつて、県【都、道又は府】の管内町村のうち、福祉事務所を設置していない町村が基準日における住所地であるものは、県【都、道又は府】に対して支給の申請を行う。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、県【都、道又は府】に対して支給の申請を行う。

1の(1)の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者(当該者に係る1の(1)に規定する者がこの2の規定により、県【都、道又は府】に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

2019年11月分の児童扶養手当支給等(見込み) 都道府県
都道府県知事殿
申請経由町村
町村長殿



1. 申請・請求者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所	記入日	年	月	日
⑤	男・女	昭和・平成					
* 記名押印に代えて署名することができます。							
※裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。							
				電話番号			

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『√』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)*への振込みを希望
 ※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。
 (受取口座記入欄)受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	(フリガナ) 口座名義
1 銀行と連絡 2 金融機関 3 郵便局 4 信託	本支店 支店 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号	※付くよう銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳番号」を記入してください。 ※振込期間・入金の日を記入してください。		

C 現金による支給を希望
 (金融機関の口座がない方、金融機関から着し離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは○月○日からとなります。)
 ※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

申請取下げ書

記入日 年 月 日

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	⑤
* 記名押印に代えて署名することができます。	



※基準日(10月31日)より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

(1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。

(2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

(裏面も必ず確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)*をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
 - ① 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
 - ② 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)*をしたことがない者
 - ③ 基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、都道府県・申請経由町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、都道府県において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 都道府県が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、都道府県が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、都道府県は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上に上がった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

2019年11月分の児童扶養手当支給等都道府県
都道府県知事職
申請経由町村
町村長殿



1. 申請・請求者

氏名	性別	生年月日	現住所
(フリガナ)		昭和・平成	
男・女	男・女	年 月 日	
* 記名押印に代えて署名することができます。			電話番号

※裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。)

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
 ※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	(フリガナ)
1 銀行と連絡 2 金融機関 3 郵便局 4 信託	支店名 本支店 出張所	1 普通 2 当座	(左記までお書きください。)	口座名義
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳扉書き下部に記載)を記入してください。
 ※異期間入出金のない口座を記入しないでください。

C 現金による支給を希望
 (金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)
 ※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください。)

(裏面も必ず確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。
(支給要件)
 ① 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
 ② 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
 ③ 基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性を審査するため、都道府県・申請経由町村が必要な情報報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、都道府県において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 都道府県が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、都道府県が申請・請求者に対する連絡・確認できない場合には、都道府県は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

目次

1. 総論

- 問1 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「未婚の臨時給付金」という。）の趣旨及び事務の性格は何ですか。
- 問2 未婚の臨時給付金の法的性格は何ですか。
- 問3 未婚の臨時給付金の支給の実施に当たり、各都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）で実施要綱を定める必要はありませんか。その場合、国から例が示されますか。
- 問4 福祉事務所を設置していない町村においても、未婚の臨時給付金の支給事務は発生しますか。
- 問5 基準日を2019年10月31日としている理由は何ですか。
- 問6 支給額を17,500円とする理由は何ですか。
- 問7 未婚の臨時給付金は、対象児童の人数に関わらず、支給対象者1人につき一律に17,500円を支給するものですか。また、1回限りの支給となりますか。
- 問8 支給対象者が児童扶養手当受給者であるならば、未婚の臨時給付金の申請を改めてしてもらわなくても、要件に該当する児童扶養手当受給者に支給すればよいのでしょうか。
- 問9 未婚の臨時給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。
- 問10 未婚の臨時給付金は、課税の対象となりますか。
- 問11 未婚の臨時給付金は、差押えの対象になりますか。
- 問12 支給対象者が生活保護制度内の被保護者等である場合、未婚の臨時給付金は当該被保護者等の収入と認定されますか。
- 問13 申請書等の関係書類について、保存期間は何年になりますか。

2. 支給対象者

- 問14 児童扶養手当受給資格者のうち、前年所得や公的年金等が全部支給停止となる額以上であるため、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受けない者は、未婚の臨時給付金の支給対象とはならないという理解でよいですか。
- 問15 児童扶養手当の支給を受ける父又は母が支給要件となっていないため、養育者については、未婚の臨時給付金の支給対象とはならないという理解でよいですか。
- 問16 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける者のうち、「父母が事実婚を解消した児童」や「母が婚姻によらないで懐胎した児童（いわゆる「未婚の母の子」）」を監護等している父又は母が未婚の臨時給付金の支給対象者となるという理解でよいですか。
- 問17 支給要件のうち、「これまでに法律婚をしたことがないこと」について、どのようにに確認・審査をすればよいですか。
- 問18 児童扶養手当の新規認定請求の際に戸籍等を提出させており、これを都道府県等が保存している場合は、当該戸籍等により婚姻歴の有無を確認することとし、申請者から改めて提

未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金Q & A

平成31年3月1日版

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課母子家庭等自立支援室

- 問 33 市町村民税の修正申告等により、平成 30 年所得額に変動があった場合の取扱いはいはどのようになりますか。
- 問 34 基準日時点で児童と別居しており、別居監護で児童扶養手当を受給している者については、その児童の住所地の都道府県等ではなく受給者の住所地の都道府県等で支給することになりますか。
- 問 35 2019 年 11 月分の児童扶養手当を国が支給する児童扶養手当受給者(以下「旧法認定者」という。)については、未婚の臨時給付金の支給はどのようになりますか。

3. 広報関係

- 問 36 未婚の臨時給付金の支給要件等に関する周知について、広報チラシ等の参考例は国から示されますか。
- 問 37 未婚の臨時給付金の申請勧奨等を行う際、児童扶養手当の受給資格者等に関する情報を利用することはできますか。
- 問 38 基準日以降に複数回住所を変更した者や国外へ転出した者については、申請書様式送付等の連絡が困難となる場合が想定されますが、どのように対応すればよいですか。
- 問 39 2019 年 7 月に児童扶養手当の新規認定請求を行った児童扶養手当受給資格者については、現況届の手続をする必要はありませんが、申請勧奨はどのように対応すればよいですか。

4. 申請受付、期限、手続関係

- 問 40 申請受付開始日について、国から統一的に示されますか。
- 問 41 申請期間はどの時点をもって終了することになりますか。
- 問 42 申請期間については、どのように計算しますか。
- 問 43 申請書は本人が記入すれば印鑑不要として差し支えないですか。
- 問 44 都道府県等の判断で支給方法を口座振込に限定することは可能ですか。
- 問 45 児童扶養手当受給者について、支給対象者の同意があれば、児童扶養手当の支給口座へ振込みを行うことはできますか。この場合、申請様式に口座振込を利用するに際して児童扶養手当の振込口座を利用する旨を記載することにより、申請書の簡素化を図っても差し支えないですか。
- 問 46 支払日については都道府県等が任意に設定してよいですか。また、審査が終わった者から随時支払いを行っても差し支えないですか。
- 問 47 振込口座は、支給対象者の口座に限ることとなりますか。
- 問 48 全国統一の振込手数料を設定する予定はありませんか。
- 問 49 未婚の臨時給付金の支給対象者は、2019 年 11 月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母となりますが、申請受付を 8 月の現況届と同時にを行う場合、支給対象者に該当する見込みであることをもって申請を行うこととなるのですか。
- 問 50 8 月の現況届の際に未婚の臨時給付金の申請を行った者が、その後基準日までの間に児童扶養手当の資格を喪失した場合や他の自治体に転出等した場合は、どのようにになりますか。
- 問 51 代理申請は認められますか。認められる場合の対象範囲はどうなりますか。

- 出は求めない取扱いとしても差し支えありませんか。
- 問 19 児童扶養手当法第 27 条の規定により、未婚の臨時給付金の申請時に提出する戸籍について、市町村が戸籍事項を無料で証明することはできますか。
- 問 20 申請者の申請時点の本籍地の戸籍だけでは、これまでの婚姻歴をすべて確認することができない場合がありますが、この場合、すべての本籍地の戸籍及び除籍の提出を求めめる必要はありますか。
- 問 21 「基準日において事実婚をしていないこと」を支給要件としていますが、未婚の臨時給付金の支給を決定するにあたって、改めて申請者に申立書や事実婚解消等調書の書類を提出させ、確認・審査をする必要はありませんか。
- 問 22 2019 年 11 月分の児童扶養手当の支給を受ける者のうち、「父(又は母)が障害の状態にある児童」を監護等している母(又は父)であって、父と母が事実婚の状態にあるものについては、未婚の臨時給付金の支給対象者となりますか。
- 問 23 2019 年 11 月分の児童扶養手当の支給を受ける者のうち、「父(又は母)が引き続き 1 年以上遺棄している児童」、「父(又は母)が DV 防止法の規定による命令を受けた児童」、「父(又は母)が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童」を監護等している母(又は父)であって、父と母が事実婚の状態にあるものについては、未婚の臨時給付金の支給対象者となりますか。
- 問 24 2019 年 11 月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母のうち、これまでに法律婚をしたことがない者が、異なる支給要件の対象児童を監護等している場合、例えば「未婚の母子」と「父が障害の状態にある児童」の 2 人を母が監護している場合、今回の給付金の支給対象者となりますか。
- 問 25 申請者の個人住民税等の情報により、寡婦控除の適用の有無を確認することで、支給対象者か否かを判断してもよいですか。
- 問 26 基準日の翌日以後に、支給対象者の状況に変化が生じた場合、未婚の臨時給付金の取扱いはどうになりますか。
- ① 支給対象者が死亡した場合
- ② 支給対象者が海外に転出した場合
- ③ 支給対象者が児童扶養手当の資格を喪失した場合
- 問 27 支給対象者に外国人の方が含まれますか。
- 問 28 日本以外の国において婚姻をした場合、当該婚姻は未婚の臨時給付金における婚姻に該当することとなりますか。
- 問 29 申請者が外国人の場合、「これまでに法律婚をしたことがないこと」について、どのように確認・審査をすればよいですか。
- 問 30 基準日において児童扶養手当の支給要件に該当していたが、基準日より前に遡及して児童扶養手当の支給事由が消滅した場合の取扱いはどうになりますか。
- 問 31 2019 年 8 月の現況届が未提出であり、2019 年 11 月分の児童扶養手当の支払いを差し止めている者についても、未婚の臨時給付金の支給対象者となりますか。
- 問 32 基準日時点において児童扶養手当の認定保留中の者の取扱いはどうになりますか。

問 52 申請期限を設ける場合、申請期日の消印有効とするのか、それとも申請期限までに郵送されてきたものを有効(期日必着)とするのですか。

問 53 現況届の結果、2019年11月分の児童扶養手当が全部支給停止となった場合、未婚の臨時給付金の不支給決定の旨を児童扶養手当の支給停止通知書に記載することにより、未婚の臨時給付金の不支給決定通知書として取り扱うことは可能ですか。

5. 予算関係

問 54 事業費補助金及び事務費補助金の交付対象自治体はどのようなようになりますか。

問 55 事務費補助金の対象経費はどのようなようになりますか。

問 56 未婚の臨時給付金は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金(以下「母子統合補助金」という。)の事業として位置付けられていますか、補助金の執行はどのようなになりますか。また、都道府県が補助金の交付申請のとりまとめや支出事務を行うことになりますか。

問 57 自治体の予算科目について、節の区分はどのようにすればよいですか。

問 58 10/10補助となっていますが、事務費補助金についての上限はありますか。

問 59 事務費補助金の対象とならないものはありますか。

問 60 児童扶養手当と併せて広報・勧奨・郵送・申請受付を行った場合の事務費の取扱いはどのようなになりますか。

問 61 正規職員の超過勤務手当等に係る事務費の取扱いはどのようなになりますか。また、非常勤職員が未婚の臨時給付金の支給に係る業務と他の業務を兼ねている場合の事務費の取扱いはどのようなになりますか。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金Q & A

1. 総論

問 1 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(以下「未婚の臨時給付金」という。)の趣旨及び事務の性格は何ですか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金は、平成30年12月13日の与党の政調会長間の合意において、

・ 2019年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、

・ 子どもの貧困に対処するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと

を踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行うものです。

また、事務の性格は自治事務になります。

問 2 未婚の臨時給付金の法的性格は何ですか。

(答)

○ 法的性格は、民法上の贈与契約となります。

問 3 未婚の臨時給付金の支給の実施に当たり、各都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所設置町村(以下「都道府県等」という。)で実施要綱を定める必要はありますか。その場合、国から例が示されますか。

(答)

○ 円滑な支給事務を進めていく上で、都道府県等における事業の基本的な仕組み等を実施要綱等の形で定めることが適当であると考えます。

○ なお、国より実施要綱(例)をお示しする予定ですので、各都道府県等において実施要綱を作成される際はご参照ください。

問 4 福祉事務所を設置していない町村においても、未婚の臨時給付金の支給事務は発生しますか。

(答) ○ 福祉事務所を設置していない町村に住所地を有する支給対象者については、都道府県から未婚の臨時給付金の支給を行うこととなりますが、未婚の臨時給付金の周知広報や申請受付事務等については、児童扶養手当に係る支給事務と同様に、当該町村にもご協力をお願いすることとなります。

問5 基準日を2019年10月31日としている理由は何ですか。

(答) ○ 未婚の臨時給付金は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母であることを支給要件としているため、基準日を2019年10月31日とするものです。
○ したがって、児童扶養手当受給資格者が基準日までに児童扶養手当の新規認定請求をした場合は、前年所得や公的年金等が全部支給停止となる額未達であれば、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受けるため、未婚の臨時給付金の支給要件に該当することとなります。
○ 一方、児童扶養手当受給資格者が基準日までに児童扶養手当の資格を喪失した場合は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受けないため、未婚の臨時給付金の支給対象とはなりません。

問6 支給額を17,500円とする理由は何ですか。

(答) ○ 未婚のひとり親に対し、寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額が、控除額35万円×所得税率5%＝17,500円となることを踏まえたものです。

問7 未婚の臨時給付金は、対象児童の人数に関わらず、支給対象者1人につき一律に17,500円を支給するものですか。また、1回限りの支給となりますか。

(答) ○ お見込みのとおりです。

問8 支給対象者が児童扶養手当受給者であるならば、未婚の臨時給付金の申請を改めてしてもらわなくても、要件に該当する児童扶養手当受給者に支給すればよいのではないですか。

(答) ○ 未婚の臨時給付金は、これまで法律婚をしたことがないか等の審査を行う必要があるため、児童扶養手当受給者であることをもって支給対象者が否かを判断することができないこと、また、本人の受領の意思を確認する必要があることから、申請をしていただく必要があります。

問9 未婚の臨時給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないので、支給について不服申立て等の対象とはならないと考えます。

問10 未婚の臨時給付金は、課税の対象となりますか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金については、「平成31年度税制改正の大綱」(平成30年12月21日閣議決定)において、所得税・個人住民税が課されないこととなっています。

問11 未婚の臨時給付金は、差押えの対象となりますか。

(答)

○ ご指摘の点について、法的な制限はありませんが、平成30年12月13日の与党の政調会長の発言において、
・ 2019年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、
・ 子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと
を踏まえ、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の措置として給付を行うこととなった本給付金の趣旨を踏まえ、慎重な対応をとっていただく必要があると考えています。

問12 支給対象者が生活保護制度内の被保護者等である場合、未婚の臨時給付金は当該被保護者等の収入と認定されますか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金は、被保護者等の収入と認定しない取扱いとする予定です。

問13 申請書等の関係書類について、保存期間は何年になりますか。

(答)

○ 各道府県等の公文書管理規則の規定に従って、保存していただきます。

2. 支給対象者

問 14 児童扶養手当受給資格者のうち、前年所得や公的年金等が全部支給停止となる額以上であるため、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受けない者は、未婚の臨時給付金の支給対象とはならないという理解でよいですか。

(答)

○ お見込みのとおりです。

問 15 児童扶養手当の支給を受ける父又は母が支給要件となっていないため、養育者については、未婚の臨時給付金の支給対象とはならないという理解でよいですか。

(答)

○ お見込みのとおりです。なお、児童扶養手当受給者が父又は母かつ養育者である場合は、父又は母として取扱うこととなります。

問 16 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける者のうち、「父母が事実婚を解消した児童」や「母が婚姻によらないで懐胎した児童（いわゆる「未婚の母の子」）」を監護等している父又は母が未婚の臨時給付金の支給対象者となるという理解でよいですか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金は、「基準日においてこれまでに法律婚をしたことがないこと」を支給要件としています。したがって、現に「父母が事実婚を解消した児童」や「未婚の母の子」を監護等している父又は母であっても、基準日までの間に法律婚をしたことがあれば、支給対象とはなりません。

問 17 支給要件のうち、「これまでに法律婚をしたことがないこと」について、どのように確認・審査をすればよいですか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金の申請書を受理する際、申請者から戸籍等の書類を提出させ、婚姻歴の有無を確認することにより、審査を行っていただくこととなります。

問 18 児童扶養手当の新規認定請求の際に戸籍等を提出されており、これを都道府県等が保存している場合は、当該戸籍等により婚姻歴の有無を確認することとし、申請者から改めて提出を求めない取扱いとしても差し支えありませんか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金は、児童扶養手当とは別制度であることから、すべての申請者について、戸籍等の書類の提出を求めることとします。

問 19 児童扶養手当法第27条の規定により、未婚の臨時給付金の申請時に提出する戸籍について、市町村が戸籍事項を無料で証明することはできますか。

(答)

○ 児童扶養手当法第27条は、児童扶養手当の認定請求書等に添付する戸籍事項に関して、無料で証明を行うことができる根拠を規定しているものであるため、未婚の臨時給付金においては、戸籍事項の無料証明はできないものと考えます。

問 20 申請者の申請時点の本籍地の戸籍だけでは、これまでの婚姻歴をすべて確認することができない場合がありますが、この場合、すべての本籍地の戸籍及び除籍の提出を求める必要はありますでしょうか。

(答)

○ すべての本籍地の戸籍及び除籍の提出を求めることとする場合、申請者の負担が大きくなるため、現在の本籍地の戸籍と、これまでに婚姻をしたことがない旨の誓約書の提出を求め、これらの書類を確認することにより、審査を行うこととして差し支えありません。

○ なお、国においてお示しする予定の「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（例）」の申請書様式において、上記誓約書を兼ねる形でお示しすることとされていますので、各都道府県等においてご参照ください。

問 21 「基準日において事実婚をしていないこと」を支給要件としていますが、未婚の臨時給付金の支給を決定するにあたって、改めて申請者に申立書や事実婚解消等調書等の書類を提出させ、確認・審査をする必要はありますか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金の支給を決定するために、改めて事実婚をしていないことを確認することは不要です。

問 22 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける者のうち、「父（又は母）が障害の状態にある児童」を監護等している母（又は父）であって、父と母が事実婚の状態にあるものについては、未婚の臨時給付金の支給対象者となりますか。

(答)

○ 「基準日において事実婚をしていないこと」を支給要件としていますが、お尋ねのケースについては支給対象とはなりません。

問 23 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける者のうち、「父（又は母）」が引き続き1年

以上遺棄している児童」、「父（又は母）がDV防止法の規定による命令を受けた児童」、「父（又は母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童」を監護等している母（又は父）であって、父と母が事実婚の状態にあるものについては、未婚の臨時給付金の支給対象者となりますか。

(答)

- 「基準日において事実婚をしていないこと」を支給要件としていますので、現に事実婚の状態を継続している場合は、支給対象とはなりません。
- ただし、実態において相手方との事実婚が解消されている場合は、「基準日において事実婚をしていないこと」に該当するため、他の要件にも該当する場合には、支給対象となります。
- この場合、申請者は「父母が婚姻を解消した児童」を監護等しているとして児童扶養手当の支給を受ける者となります。また、児童扶養手当の手続において、事実婚の解消に係る申立書や事実婚解消等調書等の提出を行う必要があると考えます。
- なお、基準日において事実婚をしている場合であっても、事実婚の相手方の生死が明らかでない場合は支給要件に該当することとなりますので、ご留意ください。

問 24 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母のうち、これまでに法律婚をしたことがない者が、異なる支給要件の対象児童を監護等している場合、例えば「未婚の母の子」と「父が障害の状態にある児童」の2人を母が監護している場合、今回の給付金の支給対象者となりますか。

(答)

- お尋ねのケースの場合、「基準日において事実婚をしていないこと」に該当しているか否かを判断していただくこととなります。
- 例えば、未婚で子を出産した後、障害の状態にある男性と事実婚をし、当該男性との間に子を出産した場合、基準日において当該男性と事実婚の状態にあれば、「基準日において事実婚をしていないこと」に該当しないため、支給対象とはなりません。

問 25 申請者の個人住民税等の情報により、寡婦控除の適用の有無を確認することで、支給対象者か否かを判断してもよいですか。

(答)

- 寡婦控除は、控除を受けるための手続を行うことにより適用されるものであるため、申請者が寡婦控除の適用を受けていないことをもって給付金の支給対象者と判断することはできません。
- 一方、寡婦控除の適用を受けている場合には、基本的には給付金の支給対象者となることはないと考えられるため、仮に申請書の提出があった場合には、婚姻歴等の事実関係を確認の上、審査を行っていただく必要があります。
- なお、個人住民税等の情報の確認は、未婚の臨時給付金の支給事務のため当該情報を確認す

ることについて、申請者から同意が得られた場合のみ可能となりますので、ご留意ください。

問 26 基準日の翌日以後に、支給対象者の状況に変化が生じた場合、未婚の臨時給付金の取扱いはどのようになりますか。

- ① 支給対象者が死亡した場合
- ② 支給対象者が海外に転出した場合
- ③ 支給対象者が児童扶養手当の資格を喪失した場合

(答)

- 基準日の翌日以後に、上記①から③までに掲げる場合の取扱いは、次のとおりです。
 - ① 支給対象者が死亡した場合は、その者の対象児童であった者が支給の対象となります（対象児童であった者が2人以上いる場合は、そのうち1人が支給の対象となります）。
 - ② 支給対象者が海外に転出した場合についても、原則として支給の対象となりますが、振込口座については原則として支給対象者名義の国内の口座（児童扶養手当の振込口座等）に限る取扱いとします。
 - ③ 支給対象者が児童扶養手当の資格を喪失した場合についても、支給の対象となります。

問 27 支給対象者に外国人の方は含まれますか。

(答)

- 外国人であっても、未婚の臨時給付金の支給要件に該当する場合は、支給対象者に含まれます。

問 28 日本以外の国において婚姻をした場合、当該婚姻は未婚の臨時給付金における婚姻に該当することとなりますか。

(答)

- 日本以外の国で婚姻をした場合であっても、未婚の臨時給付金における婚姻に該当し、支給対象とはなりません。

問 29 申請者が外国人の場合、「これまでに法律婚をしたことがないこと」について、どのように確認・審査をすればよいですか。

(答)

- 外国人の場合は、戸籍に代えて、これまでに法律婚をしたことがない旨の誓約書の提出を求めるとともに、必要に応じて新規認定請求時に提出された書類等を確認することにより、審査を行っていただくこととなります。

問 34 基準日時点で児童と別居しており、別居監護で児童扶養手当を受給している者については、その児童の住所地の都道府県等ではなく受給者の住所地の都道府県等で支給することになりますか。

(答)

○ 基準日時点で児童と別居している場合であっても、2019年11月分の児童扶養手当を支給する都道府県等が申請を受け付け、支給することになります。

問 35 2019年11月分の児童扶養手当を国が支給する児童扶養手当受給者（以下「旧法認定者」という。）については、未婚の臨時給付金の支給はどのようになりますか。

(答)

○ 旧法認定者の基準日における住所地が市又は福祉事務所設置町村である場合は当該市等において、福祉事務所を設置していない町村である場合は都道府県において、それぞれ支給していただくこととなります。

○ また、国においてお示しする予定の「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（例）」の「支給の申請」において、上記の取扱いとする規定をお示しますので、ご参照ください。

○ なお、都道府県等において実施要綱を定める際、要綱策定時において旧法認定者がいない都道府県であっても、基準日までに旧法認定者が当該都道府県等に転入する可能性もあるため、上記の取扱いとする規定を削除して実施要綱を定めることのないようご留意ください。

3. 広報関係

問 36 未婚の臨時給付金の支給要件等に関する周知について、広報チラシ等の参考例は国から示されますか。

(答)

○ 都道府県等で広報を行っていただくための広報チラシ等の参考例を作成、配布する予定です。

問 37 未婚の臨時給付金の申請勸奨等を行う際、児童扶養手当の受給資格者等に関する情報を利用することはできませんか。

(答)

○ 児童扶養手当の受給資格者等に関する情報を未婚の臨時給付金支給業務のために利用すること及び当該情報を関係機関等に提供することについては、各都道府県、市町村の一般的な個人情報取扱いに応じ必要となる手続を行うこととなります（例えば、個人情報の目的外的利用及び他機関への提供について個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなります）。

問 30 基準日において児童扶養手当の支給要件に該当していたが、基準日より前に遡及して児童扶養手当の支給事由が消滅した場合の取扱いはどのようになりますか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母を支給要件としていますが、基準日より前に遡って児童扶養手当の支給事由が消滅した場合、当該児童扶養手当の支給を受ける父又は母とならないため、支給対象とはなりません。

問 31 2019年8月の現況届が未提出であり、2019年11月分の児童扶養手当の支払いを差し止めている者についても、未婚の臨時給付金の支給対象者となりますか。

(答)

○ 2019年8月の現況届が未提出の場合は、現況届が提出されない限り、未婚の臨時給付金の支給要件である2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母に該当しません。このため、仮に、未婚の臨時給付金の支給申請のみが行われた場合は、当該申請を受け付けた上で、まずは現況届の提出を促すこととし、それでもなお提出が行われない場合は、不支給決定をすることとなります。

問 32 基準日時点において児童扶養手当の認定保留中の者の取扱いはどのようになりますか。

(答)

○ 基準日時点で認定保留中の者について、その後において認定がなされ、2019年11月分の児童扶養手当が遡って支給されることとなった場合は、未婚の臨時給付金の支給要件に該当しませんが、

問 33 市町村民税の修正申告等により、平成30年所得額に変動があった場合の取扱いはどのようになりますか。

(答)

○ 既に未婚の臨時給付金の支給を受けた者が、市町村民税の修正申告等により、所得額が児童扶養手当の所得制限限度額を超えるに至った場合には、これを返還していただく必要はありません。

○ また、所得額が児童扶養手当の所得制限限度額を超えていたため、未婚の臨時給付金の不支給決定を受けた者が、市町村民税の修正申告等により、支給要件に該当することとなった場合には、未婚の臨時給付金の支給対象者となります。

※ 公的年金等の額に修正等があった場合についても、上記と同様の取扱いとなります。

問 38 基準日以降に複数回住所を変更した者や国外へ転出した者については、申請書様式送付等の連絡が困難となる場合が想定されますが、どのように対応すればよいですか。

(答)

- 児童扶養手当の現況届の提出と同時に未婚の臨時給付金の申請を行うことにより、支給対象者から確実に申請いただくことが可能となりますので、申請勧奨の観点からも現況届と一体的に申請を行っていただく方法が望ましいと考えています。
- また、8月以降、基準日までの間に児童扶養手当の新規認定請求を行った者や他の自治体から転入した者についても、児童扶養手当の届出を受け付ける際、同時に未婚の臨時給付金の申請を案内していただきますようお願いいたします。

問 39 2019年7月に児童扶養手当の新規認定請求を行った児童扶養手当受給資格者については、現況届の手続をする必要はありませんが、申請勧奨はどのように対応すればよいですか。

(答)

- 当該児童扶養手当受給資格者については、個別に案内を送付すること等により申請勧奨を行っていただくこととなります。

128 | 4. 申請受付、期限、手続関係

問 40 申請受付開始日について、国から統一的に示されますか。

(答)

- 申請受付開始日については、統一的な開始時期を国から示すことは予定していませんが、児童扶養手当の現況届と同時に申請受付を行っていただくため、原則として8月1日としていただくようお願いいたします。

問 41 申請期間はどの時点をもって終了することになりますか。

(答)

- 申請受付開始日から4か月以上6か月以内で都道府県等が定める期間が経過したことをもって、申請期間は終了するものと考えています。なお、都道府県等が郵送・窓口受付など複数の方法により申請を受け付ける場合、いずれかの方法について最初に開始した日を申請受付開始日とし、それから4か月以上6か月以内で都道府県等が定める期間が経った日をもっていずれの方法による受付も終了することとなります。
- なお、やむを得ない事由により、申請期間の終了までに申請ができなかった者の対応については、追って連絡します。

問 42 申請期間については、どのように計算しますか。

(答)

- 申請期間については、民法の期間の計算に関する規定に基づき、初日を算入しないこととなります（例えば、2019年8月1日を申請受付開始日とし、申請期間を6か月とした場合には、翌年2月1日が申請期間の末日となります）。
- また、申請期間の末日が地方公共団体の休日の翌日となる場合については、地方自治法第4条の2第4項の規定を踏まえ、地方公共団体の休日の翌日をもってその申請期間の末日とします。

問 43 申請書は本人が記入すれば印鑑不要として差し支えないですか。

(答)

- 本人署名により記名押印に代える取扱いとします。

問 44 都道府県等の判断で支給方法を口座振込に限定することは可能ですか。

(答)

- 差し支えありませんが、本給付金の趣旨に鑑み、金融口座を持っていない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる等、振込による受給が困難な住民の方への支給にも対応していただく必要があるものと考えています。

問 45 児童扶養手当受給者について、支給対象者の同意があれば、児童扶養手当の支給口座へ振込みを行うことはできますか。この場合、申請様式に口座振込を利用するに際して児童扶養手当の振込口座を利用する旨を記載することにより、申請書の簡素化を図っても差し支えないですか。

(答)

- 国においてお示しする予定の「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱(例)」の申請書様式において、児童扶養手当の振込口座への振込みを希望した場合、受取口座記入欄への記入は不要とする等の取扱いとすることとしています。

問 46 支払日については都道府県等が任意に設定してよいですか。また、審査が終わった者から臨時支払いを行っても差し支えないですか。

(答)

- 未婚の臨時給付金については、児童扶養手当に上乘せする形で支給することとされていることから、原則として2019年11月分の児童扶養手当の支払日(2020年1月期)を支払日とし

ていただくようお願いします。

○ なお、上記の支払に係る支給の決定後に申請があったこと等により、上記支払日に支払いをすることができない支給対象者については、審査が終わった者から随時支払いを行っているだけで差し支えありません。

問 47 振込口座は、支給対象者の口座に限ることとなりますか。
(答)

○ 原則、児童扶養手当振込口座又は申請者名義の預金口座に支払うことを想定しています。

問 48 全国統一の振込手数料を設定する予定はありますか。
(答)

○ 国から全国一律の振込手数料を設定する予定はありません。手数料の額は、都道府県等と金融機関との間で適切に定められるものと考えています。

問 49 未婚の臨時給付金の支給対象者は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母となりますが、申請受付を8月の現況届と同時に申請する場合、支給対象者に該当する見込みであることをもって申請を行うこととなるのですか。

(答)

○ お見込みのとおりです。

○ なお、国においてお示しする予定の「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱(例)」において、基準日以前に申請を受け付ける場合と、基準日以後に申請を受け付ける場合の2種類の申請書様式をお示ししますので、ご参照ください。

問 50 8月の現況届の際に未婚の臨時給付金の申請を行った者が、その後基準日までの間に児童扶養手当の資格を喪失した場合や他の自治体に転出等した場合、どのようになりますか。

(答)

○ 基準日までの間に資格喪失した場合や他の自治体に転出等した場合は、児童扶養手当における手続と同時に、申請者から申請書の取下げを行っていただくこととなります。

○ また、他の自治体に転出する場合には、申請者は転出先の自治体で未婚の臨時給付金の申請を再度行っていただく必要があります。

○ このため、転出元の自治体においては、転出先の自治体で申請を行うことを勧奨するとともに、申請時に提出された戸籍等を返却していただくようお願いいたします。

○ なお、国においてお示しする予定の「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱(例)」において、基準日以前に申請を受け付ける場合に使用する申請書様式

については、申請取下げ書を兼ねる形とすることとしておりますので、ご参照ください。

問 51 代理申請は認められますか。認められる場合の対象範囲はどうなりますか。
(答)

○ 未婚の臨時給付金の支給対象者は児童扶養手当の受給者であり、原則として支給対象者本人による申請がなされるべきものと考えますが、個別の事情により、代理申請が必要と認められる場合は、申請を行うべき者と代理人の関係を十分確認のうえ、代理申請を認めることとして差し支えありません。

○ なお、代理申請が必要である場合として、支給対象者が基準日以後に刑務所に入所した場合や、支給対象者が基準日以後に死亡したことにより、その対象児童が支給対象者となった場合において、当該対象児童が乳幼児等である場合などが考えられます。

問 52 申請期限を設ける場合、申請期日の消印有効とするのか、それとも申請期限までに郵送されてきたものを有効(期日必着)とするのですか。

(答)

○ 一般的には、申請期限までに郵送されてきたものを有効として取り扱うこととなりますが、都道府県等の判断により、申請期限までに消印されていくものを有効な申請として取り扱っていただく差し支えありません。

問 53 現況届の結果、2019年11月分の児童扶養手当が全部支給停止となった場合、未婚の臨時給付金の不支給決定の旨を児童扶養手当の支給停止通知書に記載することにより、未婚の臨時給付金の不支給決定通知書として取り扱うことは可能ですか。

(回答)

○ 都道府県等の判断により、不支給決定の旨を児童扶養手当関係通知書の備考欄などに記載することで、未婚の臨時給付金の不支給決定通知書としても取り扱うことは差し支えありません。

5. 予算関係

問 54 事業費補助金及び事務費補助金の交付対象自治体はどのようなになりますか。
(答)

○ 事業費補助金の交付対象自治体は、都道府県等となります。

○ 事務費補助金については、福祉事務所を設置していない町村についても、未婚の臨時給付金の申請受付事務等を行っていただくことを予定していることから、都道府県等に加え福祉事務所を設置していない町村も交付対象自治体となります。

○ なお、福祉事務所を設置していない町村に対する補助金の交付方法については、都道府県からの間接補助とする予定です。

問 55 事務費補助金の対象経費はどのようなになりますか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金給付事務に必要な、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、賞金、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、使用料及び賃借料、共済費（賞金に係る社会保険料）、報償費、委託料、その他厚生労働大臣が認められた額を対象経費とする予定です。

○ 具体的な経費の内容としては、正規職員の時間外手当、非常勤職員の雇用費用、口座振込手数料、パソコンのレンタル（又はリース）、郵送申請のための返信用封筒及び郵送料、説明会等のための会場借上料及び旅費、消耗品などが想定されます。

○ なお、システム整備に要する経費については、平成 30 年度第 2 次補正予算において計上した児童扶養手当システム改修事業において交付することとしていますので、事務費補助金の対象経費とはなりません。

問 56 未婚の臨時給付金は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金（以下「母子統合補助金」という。）の事業として位置付けられていますが、補助金の執行はどのようなになりますか。また、都道府県が補助金の交付申請のとりまとめや支出事務を行うことになりますか。

(答)

○ 事業費補助金、事務費補助金について、それぞれ母子統合補助金の他の事業分とは別に交付要綱を定め、補助金の執行を行う予定です。

○ 都道府県におかれましては、母子統合補助金と同様、市及び福祉事務所設置町村に係る補助金の交付申請のとりまとめ等をお願いします。

問 57 自治体の予算科目について、節の区分はどのようなにすればよいですか。

(答)

○ 地方自治法施行規則別記の歳出予算に係る節の区分（第 15 条関係）第 19 節「負担金、補助及び交付金」が適切であると考えますが、各自自治体の実情によって適切な区分で計上してください。

問 58 10/10 補助となっておりますが、事務費補助金についての上限はありますか。

(答)

○ 母子統合補助金において執行する予定としていますが、事務費が予算を超過する可能性があ

ることから、各都道府県等においては、児童扶養手当の現況届の手続と併せて未婚の臨時給付金の支給事務を行っていただく等、適切かつ効率的に予算を執行していただくようお願いいたします。

問 59 事務費補助金の対象とならないものはありますか。

(答)

○ 正規職員の俸給、備品（パソコン等）の購入は対象外です。なお備品はレンタル（又はリース）であれば対象とします。

問 60 児童扶養手当と併せて広報・勸奨・郵送・申請受付を行った場合の事務費の取扱いはどのようなになりますか。

(答)

○ 未婚の臨時給付金に係る事務を併せて行うことにより追加で発生した経費が事務費の対象となります。

問 61 正規職員の超過勤務手当等に係る事務費の取扱いはどのようなになりますか。また、非常勤職員が未婚の臨時給付金の支給に係る業務と他の業務を兼ねている場合の事務費の取扱いはどのようなになりますか。

(答)

○ 正規職員については、未婚の臨時給付金の支給事務を行うことにより追加的に発生した超過勤務等に係る手当が事務費の対象となります。また、非常勤職員については、全体の業務に占める未婚の臨時給付金の支給に係る業務の割合等を元に、合理的な方法により事務費の対象となる経費を算出していただくこととなります。

(別紙) 新旧対照表

新	旧
<p>社 生 第 80 号 平成 3 年 6 月 1 2 日 一部改正 雇 児 発 第 0425004 号 平成 2 0 年 4 月 2 5 日 <u>子 発 ※ ※ ※ 第 ※ ※ ※ 号</u> <u>平 成 ※ ※ 年 ※ 月 ※ 日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生省 社会 局長</p> <p>婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について</p> <p>婦人保護事業の推進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるための条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」を定め平成 3 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知については、貴管内の市町村、婦人相談所、婦人保護施設に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p>社 生 第 80 号 平成 3 年 6 月 1 2 日 一部改正 雇 児 発 第 0425004 号 平成 2 0 年 4 月 2 5 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生省 社会 局長</p> <p>婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について</p> <p>婦人保護事業の推進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるための条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」を定め平成 3 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知については、貴管内の市町村、婦人相談所、婦人保護施設に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>

新	旧
<p>1 目的（略）</p> <p>2 実施主体（略）</p> <p>3 実施施設 この事業を実施する施設は、婦人保護施設であって、当該年度当所において事業の対象者を <u>5人以上</u> 有している施設の中から都道府県知事があらかじめ指定して実施する。</p> <p>4 対象者（略）</p> <p>5 実施方法等（略）</p> <p>6 実施上の留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、婦人相談所、福祉事務所等関係機関と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。 (2) 他管内の婦人保護施設を退所した者が実施施設の周辺に居をかまえ本事業を希望する場合については、各々の婦人相談所及び婦人保護施設と相互の連携を密にし、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。 (3) 生活援助指導員は、対象者 1 につき、少なくとも月 1 回は住居又は職場等の訪問を行うもの <u>(ただし、対象者の生活状況や職務状況、本人の事情等により、月 1 回の訪問を要しないと判断した場合はこの限りでない)</u> とし、特に濃密な援助が必要と思われる者に対しては、必要に応じて指導回数を多くするものとする。</p>	<p>1 目的（略）</p> <p>2 実施主体（略）</p> <p>3 実施施設 この事業を実施する施設は、婦人保護施設であって、当該年度当所において事業の対象者を <u>10人以上</u> 有している施設の中から都道府県知事があらかじめ指定して実施する。</p> <p>4 対象者（略）</p> <p>5 実施方法等（略）</p> <p>6 実施上の留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、婦人相談所、福祉事務所等関係機関と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。 (2) 他管内の婦人保護施設を退所した者が実施施設の周辺に居をかまえ本事業を希望する場合については、各々の婦人相談所及び婦人保護施設と相互の連携を密にし、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。 (3) 生活援助指導員は、対象者 1 につき、少なくとも月 1 回は住居又は職場等の訪問を行うものとし、特に濃密な援助が必要と思われる者に対しては、必要に応じて指導回数を多くするものとする。</p>

新	旧
<p>(4) 個人別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなどして、対象者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>(5) 対象者が配偶者からの暴力被害者である場合には、配偶者からの追求等が考えられることから、実施の際には十分配慮すること。</p> <p>7 事業に対する補助（略）</p> <p>8 国の助成（略）</p>	<p>(4) 個人別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなどして、対象者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>(5) 対象者が配偶者からの暴力被害者である場合には、配偶者からの追求等が考えられることから、実施の際には十分配慮すること。</p> <p>7 事業に対する補助（略）</p> <p>8 国の助成（略）</p>

新		旧					
指導台帳（年度）		指導台帳（平成年度）					
別紙2（様式例）		別紙2（様式例）					
婦人保護施設名 生活援助指導員名		婦人保護施設名 生活援助指導員名					
No	対象者氏名	回数	訪問による指導		その他の方法による指導		指導の概要
			月/日		施設来訪回数	通信等回数	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
※ 必要に応じ、行を追加して記載							
※ 必要に応じ、行を追加して記載							

新

旧

個人別支援計画書・報告書 別紙1 (様式例)

氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
入所年月日	年 月 日
退所年月日	年 月 日
退所婦人保護施設	
計画策定日	年 月 日
計画策定者	(生活援助指導員)
支援目標	
計画改正	(改正日) 年 月 日 (改正内容)
支援方法	
支援経過	
支援年月日	※ 新規対象者・継続対象者 (年 月～)
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
支援結果	

個人別支援計画書・報告書 別紙1 (様式例)

氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
入所年月日	平成 年 月 日
退所年月日	平成 年 月 日
退所婦人保護施設	
計画策定日	平成 年 月 日
計画策定者	(生活援助指導員)
支援目標	
計画改正	(改正日) 平成 年 月 日 (改正内容)
支援方法	
支援経過	
支援年月日	※ 新規対象者・継続対象者 (平成 年 月～)
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
支援結果	